重織等を織り出だして京都の機業甚だ盛大なり。元文二年京都の織工上野の桐生に行き紗綾子、綸子、縮緬等の法を傳ふ。これより東國の機業盛なるに至り、此時代の末に至るまでに下野足利のかさをり縮緬出羽秋田及び米澤の浮線織、越後の透綾上布、越後縮、甲斐郡内の甲斐絹、奥州仙臺の仙臺平、武藏八王子の黒八丈等前後相續いで製出せられたり。草綿傳來の後幾ばくもなくして天文中薩摩の織工、綿絲を以て衣料を織る。これより諸國に木綿織を産し、豐前の小倉織、薩摩の飛白、尾張の有松絞、下總の銚子縮等最も有名なり。當時織機の器に機、布機、綜、桛、筬等、篗、繰、縆、紡績、撚績、絡、梶、紡車、繿車等あり。

彫刻は金工衰へて製品の見るべきものなく、僅かに後藤一流の刀劍附屬の具に於ける彫刻のみ賞美するに足る。元祿の前後、横谷宗與及び其子宗珉また金屬彫刻を善くして横谷彫の名を博す、その他平田道仁の一流あり。印刷は既に寧樂時代に其術傳はれり。天平寶字八年に梓刻せし百萬塔の無垢淨光經今に存す、蓋し木板なるべし。その後印刷のこと絶えて知られず。鎌倉時代に及びて建久九年印行の撰擇集、その他印刻の書籍數種あり、されど何れも釋家の書に出でざりしが、正平十九年、堺に於て道祐居士といふもの論語を刊す、これ儒書を剞劂に附したる始めにして、世に正平板と稱す。その後五山の僧徒及び好事の徒の刊することを絶えず、武人も間々意をこの事に用ふるものあり、大内義隆の聚分韻略(天文板)を刊し、直江兼繼の唐六家文選六臣註を刊せしが如し。古來印刷は大抵木板に彫りたるものなるを、その後何時か活字を列ぬる法傳はりて、室町時代の末には間々これを用ひたりき、兼繼の文選の如きは即ち活字板なり。文祿の役朝鮮より活板を傳へ、關が原の亂後、德川家康足利學校に活字十餘萬を賜ひて古書を刊行せしむ、これより遺書の世に出づるもの多し。慶長十九年また銅製の活字二十萬を以て大藏一覽を開板せしむ。かく活字には木製、銅製並び行はれたりしが、銅製は幾ばくもなくして絶え、木製のものゝみ木板とともに世に傳はり、何れも年を追うて精巧に赴き、古書新著の板に雕られたるもの汗牛充棟も啻ならず。安政年間、大島圭介歐洲の風に倣ひて鉛製の活字を創製したり。その他海外の工藝を學びたるものには、元和年間、長崎の人濱田彌兵衛南蠻に航し、眼鏡を造る法を學び、歸つてこれを長崎に傳ふ。これより硝子細工世に行はれて次第に京坂に傳へ、寶曆年間には江戸にもこれを製する工人あり、これを「たまや」と稱す。文化年間に至つては巧なること舶來品を欺くものあり。その他、將軍吉宗は親しく測天儀を製し、また時辰儀、寒暖計、發電器等を造るものもありき。

繪畫もまた大いに進歩したり。此時代の初め狩野永德の孫守信(探幽)主として雪舟を學び、傍ら諸派を合一す、實に我國有數の大家なり。その甥常信また家聲を墜さず。土佐家は微々として振はず、寛永年中、本阿彌光悦土佐に出でゝ巧なり。元祿年中、尾形光琳また一機軸を出だし、濃彩金碧燦爛たる畫をつくり、英一蝶は狩野より出で、通俗のものを畫きて名聲を博したり。その後狩野家は嚴に家法を守りて生徒を拘束しければ、常信以來名人なく、世は別に一流の起らんことを望めり。寶曆明和の頃より祇南海、柳里恭等の學者、

漢土南宗の文人畫を唱へ、池大雅これを受けて瀟洒の畫をなし、これより南畫大いに世に行はれたり。安永天明の頃京師に圓山應擧あり、力を寫生に盡くして一代の大家となる。海内皆傳して其風を傳へたり。其門弟に松村月溪あり、四條派の祖にして緻密其風に歷倒せらる。寛政年間江戸に谷文晁あり、南北折衷を唱ふ。西洋畫は元龜天正の頃西洋より渡來せしが、その後絶えしに、この頃また司馬江漢あり、油畫風の畫をつくり、また銅版を創製す。これより我畫風に油畫の趣味を帶ぶるもの多し。これ等はすべて中流以上に弄ばるゝ畫とす。なほ中以下の社會にも一種の畫の流行したるは此時代の特徴なり。その繪は俗に浮世繪といひ專ら市井の風俗、及び遊女俳優の肖像を以て畫題とす。前期より此期に跨れる岩佐又兵衛を以てその始祖と稱す。英一蝶と時を同じくして菱川師宣あり。これに次いで宮川長春あり。長春と相並びて鳥居清信、西川祐信あり。天明寛政の頃北川歌麿、倉橋豐國あり。天保中に葛飾北齋あり。西洋の畫風を交へて一派を出だす。實に浮世畫師の宗と稱すべきものなり。

商業　商業は大坂を第一として京畿地方は繁盛せしが、江戸も次第に開けて京坂及び近江、伊勢等の豪賈茲に移るもの多かりしかば、その盛なること終に大坂に對すべし。當時の貿買は土地及び商品の異なるに從つて、その方法を異にすれども、大抵問屋、仲買、小賣、牙儈の四種あり。問屋は產地より商品を受け、仲買に賣渡してその口錢を收め、或は他の問屋に捌きて利を占むるものなり。時には仲買の手を經ずして小賣商人に捌くこともあり。仲買は問屋若くは小賣人との間に立ちて賣捌を媒介して利を收むるもの、小賣とは仲買人若くは問屋より商品を買ひ受け、需要者を俟ちてこれを賣るものなり。小賣に舖賣あり、振賣あり、露肆賣あり、享保の頃より雜貨を大道に陳ね、何でも十九文安賣なるべよびて、客の好むまゝに撰りとらせて賣るものありしが、次第に世に行はれて五文一通の店、十三文店、三十八文店などさま〴〵に出で來りき。牙儈は賣買者の間に立ちて商品の精粗を鑑定し、賣買をも媒介して利錢を取るものにして、仲買に似たれども、仲買の如く資金を有して商品を買ひ受け、他に賣り捌くが如きことなし。

商品の流通は運輸の便不便に關す。寛文十年、河村瑞賢幕府の命によりて江戸奥羽間の海運を開きしより、奥羽米直ちに江戸に入るやうになりたり。大坂との通運は元和五年、堺の商人が商品を二百五十五石積の一船に搭載して江戸に運送せしに始まれり。その船垣楯の筋を菱形にせしを以て菱垣船と稱す。尋で大坂に江戸積問屋起り、大坂の廻船始まりしが、元祿七年幕府更に規定して江戸諸問屋を十組に分ちまた大坂に廿四組を定め、互に氣脈を通じて貨物を運送せしむ。これを菱垣廻船積仲間といひて、大行事を置きて諸船を統理せしむ。尋で諸國の津々浦々に廻船式法を標示し、難波船浮物、沈物に關する制を設く。正德年中、大坂に諸問屋五千六百五十五、仲買八千七百六十五、諸商業二千三百四十三、諸職工九千九百八十三城代付用達四百八十一、諸藩用達四百八十三あり。當時の盛況想ひ知るべし。既にして江戸の十組問屋は十三組となり、文化十年に至りて諸

問屋の株式を一定して六十八組、二千九百九十五人を限り株札を附與して組外のもの、産地より直ちに買ひ受くることを禁じ、他に同業を營めば官に訴へてこれが處分を求めしむ。されど其規約は却つて商業の發達を拘束する傾あり、また物價の騰貴は仲間の專賣に基因すと說く者ありしかば、若中水野忠邦まづ問屋組合を解散せしめて、その稱を廢し、各商をして隨意に賣買せしむ。阿部正弘次いで若中となるに及びて、またこれを再興して直賣買を停めしも、なほ組合の增減は一定せず、當時再興せし組合九十五類ありき。

市場は諸處に於て立ちしが、最も盛大なるは江戸にては日本橋の魚市、大坂にては天滿の青物市、雜喉場の魚市、堂島の米市とす。就中堂島の米市は此時代の初め幕府が大坂の人淀屋與右衛門に命じ、諸大名の回漕米を糶賣せしめしに起りて、每朝北濱淀屋橋邊なる住家の門前に正米市を設けたりき。元祿年中ろの孫辰五郎罪あり籍沒せられて後、正米市は堂島に徙りしが、正銀正米の賣買のみにては繁昌せざるを以て、尋で備前屋權兵衛柴屋長右衛門、堅物米を設けて期日を定め、その期限內に延米賣買を始めしに、米商蝟集して利を爭ふこと餓鬼の如し。享保六年幕府より不正の業としてこれを禁せしが同十六年、大岡忠相その必要を認めてこれを再興しまた堂島に立てゝ廣く諸國の商人をも加へ、米年寄を定め、仲買株札一千三百四十二枚を授く。これ仲買株の起源なり。その市には每日朝合、延商米仲買と庫市米仲買と數百人集まりて取引をなす。寄附相場鱗相場等の名あり。米相場を報ずるには晝は旗夜は松明を振つて示し、東は京都、大津に至り、西は馬關に及ぶ。その振方に法ありて暗號を異にす。故に延米商を稱して旗商といへり。空米の勝負瞬間に決し、損益忽ちに轉じ、具に公然の賭博にして、これを業とする者の家產の動移常ならず、勝てば豪奢驕くべく、負くれば忽ち資產を蕩盡す。世にこの商人をのべしと稱して、眞摯なる商人社會の大いに輕視する所なりき。

度量權衡は大寶以後改定せしことなしと雖も、平安時代の末より政令下に及ばずして隨意にこれを製せしかば、種々異樣の器を生じたり、殊に戰國の世となりて群雄四方に割據せしより、益々其弊多かりき。此時代の初め、幕府令して量は京升を用ひ、一升の量口徑五寸、深さ二寸七分と定め、寬文年間に至りて口徑を四寸九分に改めたり。尺度は曲尺、鯨尺の二種あり、家綱の時絹布の丈尺を定め、呉服には總べて鯨尺を用ひしむ。吉宗日影を測らんが爲めに享保尺を製す。また尺度師又四郎の製せるものを又四郎尺といひ、工匠は概ねこれを用ふ。寬政中、伊能忠敬享保尺と又四郎尺とを折衷して折衷尺を製り、土地を測量するに用ひたり。權衡は權座を置き、守隨、神谷の秤を用ひしめたり。貨幣は此時代の初めには通用未だ普からず、地方にはなほ米穀の類を以て賣買する風ありしかば、大判、小判、歩判、丁銀、豆板等を新鑄し、慶長、元和、寬永、天保、文久の諸年に相繼いでこれを鑄たり。元祿以後幕府の財政漸く窮困し、貨幣を改鑄して惡幣を造りしかば、物貨從つて騰貴す。幕府其弊を救濟せんとして遂に能はざりき。諸藩には國用を助くる爲めに往往紙

幣を造りて領内に通せしむ、寛永中これを禁せしが、此時代の季、また大に行はれたり。

此時代の外國貿易に於て注目すべきものは、肥前の長崎に於ける和蘭及び清との貿易あるのみ。和蘭は砂糖、蘇木、白檀、藤、錫、鉛、象牙、水銀、水牛角、阿仙藥、丁子、毛類反物、更紗、金巾、海黄類、柄鮫の類、及び肋荷物として硝子器、燒物、革類、漆物類、銘油、その他諸藥種、眼鏡、望遠鏡、硝子鏡類、時計等を輸入す。清もまた麝香、龍腦、大黄等の藥種、砂糖、蘇木、籐、象牙、鉛丹、鉛、水銀、朱、唐木、茶碗、唐紙、毛氈、更紗、鎧、甲、紺青、緑青、白絲、純子、縮緬、紗綾等、及び別段貿物として、茶碗、皿等の諸燒物、筆、墨、文具類、扇子、傘、絨氈、アンペラ等の敷物類に及ぶ。我國より銅、樟腦、煎海鼠、乾海鼠、鱶鰭の類を輸出す。然るに輸入の貨物に定額なかりしゆゑ、我物産足らず、貨幣その他の金屬多く海外に向つて出で去りしかば、貞享二年、幕府令して、清商は銀六千貫目、蘭は金五萬兩を限と定め、元祿中、更に清船八十艘、蘭船五隻を限とす。正德五年に至りて更に貿易の法を定め、清船三十艘、蘭船二艘を限とし、清は銀六千貫目、蘭は三千貫目の價額を越ゆることを禁ず。寛政二年には更に蘭船を一艘に減じ、銀は七百貫目、銅六十萬斤を定數としたり。故に此時代の貿易は龍頭蛇尾の姿をなし、我國の金銀銅の濫出實に夥しくして、輸入の品は醫藥その他一二を除く外、皆玩好に供する品のみにして、日用需用の品にあらず。華奢はこれが爲めに增長せしも、全國の實力は減省したりとされば幕府は夙にこゝに感あり、寛文八年令して藥種にならざる植物類、生類、小間物道具、金絲珊瑚珠、和蘭陀曲物、たんから、一切玩好品、藥種にならざる唐木、丹土、伽羅皮、びよんかつ、衣料にならざる好美の織物、羅紗、羅呂板、猩々皮の三品以外の毛織物の輸入を禁じたりしも、その後泰平日久しく驕奢の風增加するに從ひて、この制を破り、珍奇の衣料玩好物を海外に仰きたりしや疑を容れず。獨逸人ケンフェル我國に遊びてまた特にこの言をなしたり。

既するに此時代に至りて殖産興業の發達著しく、社會の利源漸く微細の點に渉りて、分業の法愈々立ちたり。今當時の人民を其職業によりて分てば、文武の道には國學、漢學、有職故實、神道、佛學、詩、歌、連歌、俳諧、狂歌、書道、諸禮道、軍學、劍術、鎗、鎌、居合、柔術、鐵砲、弓、馬、水練等に至るまで各々其師あり、何々流と稱して分派を爭ひ、子弟を教育して口を糊す。雅遊にも茶道、圍碁、蹴鞠、挿花、香道等各々また其師あり、畫工の類に畫師あり、浮世繪師あり、書畫を鑑識するを目利（賞鑑家）と稱す。醫道の如きも特に專門を以て業とし、內科を本道と稱し、外科、兒科、產科、眼科、婦人科、口科あり、接骨、抜齒、按摩、鍼灸等の類もあり、物產の學開けて本草家あり、多くは動植物金石の研究に止まれども、傍ら藥性を攻究す。獸醫ありて特に馬醫と稱す。西洋の醫方我に入りてより、醫道に和蘭方を唱ふるものあり。伶優、歌曲には能役者、狂言師、操人形師、歌舞妓役者、淨瑠璃大夫等を始めとして、大神樂、越後獅子、太平記讀、軍談師、輕口咄、輕業師、手品師、皿廻し等の類擧げて數ふべからず。商業には或は一家にして二三の業を兼ぬるもあり、或は業を別ちて專ら一事に從ふもあり、彼は村里に多く、此は都市に多し。元祿年中、京都にて版行せられたる人倫訓蒙圖彙といふ書

を閲すれば、實に商工の數の多きに驚くべし。これに就いて當時の工匠の名目を掲ぐれば大工、木挽、左官、屋根葺、疊師、指物師、檜物師、唐紙師、乘物師、車作、羅旋師、竈師、臼師、桶結、鑄掛師、鞴師、釜蓋師、絲車師、織物師、葛籠師、藥鑵師、蠟燭師、籠師、表紙屋、天秤師、桝師、物指師、茶杓師、箸師、楊枝師、刷毛師、撞木師、篩師、笠師、水嚢師、鋤鍬柄師、墨師、硯師、珠摺、佛師、經師、表具師、佛具師、印判師、蒔繪師、時計師、額彫師、木彫師、面打、青貝師、角細工、錺師、象眼師、銀師、錫師、幾世留張、無節竹師、繪馬師、羽子板屋、位牌師、鞘師、巾着師、人形師、衣裝人形師、嘉留多師、鑿師、胴人形師、扇折、團扇師、印籠師、造花師、塗物師、金粉師、銖泥師、水引師、琴師、櫛挽、眉作、鏡師、白粉師、かづら師、烏帽子折、紺屋、退羅染師、紅師、茶染師、紫師、練物張師、紙子師、羽織師、綿摘、機織、鹿子結、木綿打、足打、洗濯師、雪踏師、尻切師、革師、足袋師、合羽師、針摺、簇削、梭擬、鞦裝束師、簑師、龍骨車師、具足師、弓師、楊弓師、刀鍛冶、小刀磨、豆腐師、麩師、蒟蒻師、索麪師、菓子師、餅師、煎餅師、道明寺師、輿米師、燒麩師、飴師、飯鮨師、割肴師、香煎師、茶師、炭燒、莚打、臥坐打、土器師、瓦師、燒物師、火桶作などさまざまあり。後人これを以て不足となし、その拾遺を著す。これ等のうちには數職を兼ぬるもの少からざるべし、されども猶ほその他に生業のありしこと疑なし。凡そ我國民は父の職を子に授け子の業を孫に傳へて、家業を變更するを好まず、故に數十世の間專業を營みたりとて誇稱するもの多し。然れども此時代を通じて、經濟上の變動少からざると、驕奢佚遊の風の長ぜしとによりて、資産を蕩盡して身に定産定職なき徒夥しく、これが爲めに日々都市を徘徊して、或は飼猫の番を取り、或は人家の釜鍋を磨き、鉋を持

江戸時代の工匠(天保時代)

江戸季世年始歳暮の物もらひ

ちて俎板を白げ、或は耳の垢を浚へなどして、僅に數十文の錢を得て妻子を養ふものあり。されば又神佛の靈驗を説き、吉凶禍福を示して報賽を求め、或は藝を演じて錢を乞ふ物貰の類多く、鐘鉦勸進、針供養、庚申代待、秋葉代參、門經讀、腦香、箸供養、御優勸進、縫佛勸進、聚鳥殿、佛飴取、歌念佛、鉢叩、鹿島の事觸、大原御子、八打鐵、念佛申、大神樂、獅子舞、越後獅子、兎舞、歌比丘尼、順禮、太平記讀、猿舞、盥廻し、門說經、文織、放下、住吉踊、猿若、四つ竹、門談義、御移納、祭文讀、語うたひなどあり。期を定めて來るものには歲の始には万歲、春駒、大黒舞、夷子舞、鳥追、福俵、ちよろけん、與二郎、物吉などあり、正月二日の夜の寶船、寶または懸相文、寶なども非人乞食などのする業なり。うの他、歲暮の節季候、すた〳〵坊主、婆等、節分の夜の厄拂、塞中の高屐、塞垢離、盆中の施餓鬼の勸進、四月灌佛會の願人坊主等皆其類なり。斯かる乞食非人の類相黨して月行事を設き、常に家々の內情を探らしめ、慶事あれば直ちに往きて賀詞を述べ、凶事あれば弔詞を呈して報を求む。ずべて何事にもせよ世に變事あれば、これに就きて工夫を凝らし、さま〴〵の扮裝をなして米錢を乞へり。例之ば感冒熱の流行せし際には風の神送とて疫神を追ひ攘ふべしと唱へて、風の神の姿を造り、これを拂へて市中を巡り、天保通寶錢を鏤たる際には天保錢の紙型を被り、三味線に合はして踊り、人の笑を買ひて錢を乞ひしが如きこと多かりき。

此時代に於ける諸國の物產中、著名なるもの擧からず。畿內には山城の西陣織、友禪染、淸水燒、宇治茶、大和の奈良晒、油煙墨、吉野葛、吉野紙、河內の木綿、道明寺糒、和泉の堺庖

刀、攝津の池田炭、伊丹酒、御影石等あり。東海道には伊賀の伊賀燒、伊勢の萬古燒、海老、桑名時雨蛤、津綟子織、志摩の鰒、尾張の七寶燒、瀨戶燒、鳴海絞、宮重大根、名古屋扇、三河の雲母、木綿、岡崎味噌、遠江の石腦油、濱名納豆、椎茸、駿河の竹細工、半紙、海苔、興津鯛、甲斐の絹、葡萄、水晶、伊豆の八丈絹、相模の湯本細工、小田原外郎透頂香、武藏の江戶錦繪、品川海苔、秩父絹、上總の鰮、下總の結城紬、銚子縮、常陸の蒟蒻等あり。東山道には近江の長濱縮緬、高島布、蚊帳、信樂燒、膳吹蓬艾、美濃の紙、八屋柿、吳桑瓜、飛騨の搗栗、檜榧細工、信濃の蠶生絲、更科蕎麥、上野の生絲、下野の足利絹、足尾銅、奥州の會津漆、會津蠟燭、信夫摺、仙臺平、名取川埋木、津輕塗、出羽の米澤織、最上紅花、秋田款冬等あり。北陸道には若狹の小濱酒、若狹塗、越前の奉書、鳥子紙、奉書紬、雲丹、加賀の加賀絹、笠、落雁、茶、九谷燒、能登の輪島塗、剌鯖、越中の富山反魂丹、高岡銅器、越後の越後縮、石腦油、魚貝、佐渡の金銀等あり。山陰には丹波の栗、煙草、但馬の金銀、石材、柳行李、因幡の海索麪、伯耆の鐵、出雲の鐵、和布、松江鱸、石見の銀、鐵及び半紙。山陽には播磨の赤穗鹽、龍野醬油、明石縮、備前の備前燒、長船刀劍、備中の紙、備後の疊表、安藝の牡蠣、長門の結鹿子、索麪、赤間硯等あり。南海には紀伊の蜜柑、高野紙、忍冬酒、熊野鯨、阿波の藍、鳴門和布、土佐の鰹節、紙、伊豫の銅、簾等あり。西海には筑前の博多織、筑後の久留米絣、豐前の小倉織、肥前の今利燒、長崎木綿、五島鯣、肥後の八代蜜柑、大隅の國府煙草、薩摩の煙草、薩摩燒、泡盛酒、對馬の人參等ありき。

第三章　宗教及び惑信

第一節　宗教

耶蘇教　室町の季世に耶蘇教始めて渡來し、速かに內地に傳播したりしが、豐臣氏の禁令によりて其勢を挫かれぬ。されど秀吉は海外貿易を許しゝゆゑ、自ら制禁も嚴密なることは能はず。從うて耶蘇教は猶ほ其跡を絕たざりしに、德川氏の世を治むるに及び、力を盡くしてこれが撲滅を計れり。幕府は神佛兩道に對しては甚だ寬大なりしに、獨り耶蘇教に對して慘酷を極めしは、豈其故なからんや。

慶長十六年、和蘭人より葡萄牙人が九州邊の耶蘇教徒と力を協せて幕府を覆さんとする由を訴ふ、幕府大いに驚き、是より嚴密に耶蘇教を禁じ、これを信じたる罪を以て攝津高槻の城主高山友祥、志摩鳥羽の城主內藤如安等百餘人を南洋に放逐したり。慶長十八年、大久保忠隣に命じて畿內及び西國の邪宗徒を搜索せしむ、忠隣、板倉勝重と共に京都に於て切支丹の教堂を燒き、宣教師を逐ひ、信徒を捕へて改宗せしむ。當時改宗のことを「ころび」といへり、そは耶蘇教徒を俵に包みて衆人の前に曝し、鐵杖を以てころべ〳〵と詰責するに、堪へ兼ねていざ轉ばむといへるものは、則ち改宗したりとして許して還らしめ、その他を罰したれば此名あるなり。斯くて猶ほ改宗の旨を確かにせんが爲めに、踏繪といふことをなさしむ、こは基督の像を紙に畫き、信徒をしてこれを踏ましむるなり。

されど紙にて作れるは直ちに裂け破るれば、像を彫りて木板に吹め、これも屢々破損せしかば、寛文九年より青銅にて鋳さしめて用ひたりき。（絵は安政四年、和蘭領事の贈による）

寛永十四年、浪人の亂を好むもの、天草四郎を主と仰ぎ、耶蘇教を奉じて肥前の天草島に起り、島原に渡りて其城を奪ひ、寺社を破壊し僧侶を殺戮して暴逆を極めたり。暴徒は年を踰えて亡びしが、此亂ありてより幕府は益々耶蘇宗の恐るべきを知り、申ねて制禁を殿にし、五百石以上の大船を作るを禁じ船城の圖書の教法に渉るものは盡く燒き棄てしめ、また寛永以來、代々の法度に切支丹嚴禁の旨を大書し、津々浦々に高札を立て其由を示せり。斯くて此時代の中世より耶蘇教の信徒殆ど盡き、禁令は遂に習俗となりて、異教を奉ずるものは人間にあらざるが如く考ふるに至れり。維新以後、耶蘇教の宣教師が力を盡くして布教を計れども、國人のこれを信ずるもの多からざるは、主として佛教浸染の力なりとはいへ、徳川氏の禁令もまた與かりて力あるべし。

佛教　耶蘇教徒の禍は、料らずも佛教の幸となりぬ。幕府は邪宗を滅ぼすに佛教を用ふるを得策とし、慶長以來、全國の民は貴賤を論せず、必ず佛教の一宗に歸依せしむ。歸依の寺を宗門寺といひ、此寺より寺手形及び宗旨手形を出だして、改宗の證とす。これ寺受證文の起源なり。葬禮法事は必ず宗門寺に屬してこれを行ひ、祖師祖先の忌日には往きて參拜す。若しこれを爲さゞるときは、寺より告訴することを得。島原の亂以後は益々其令

羅馬文字の印章

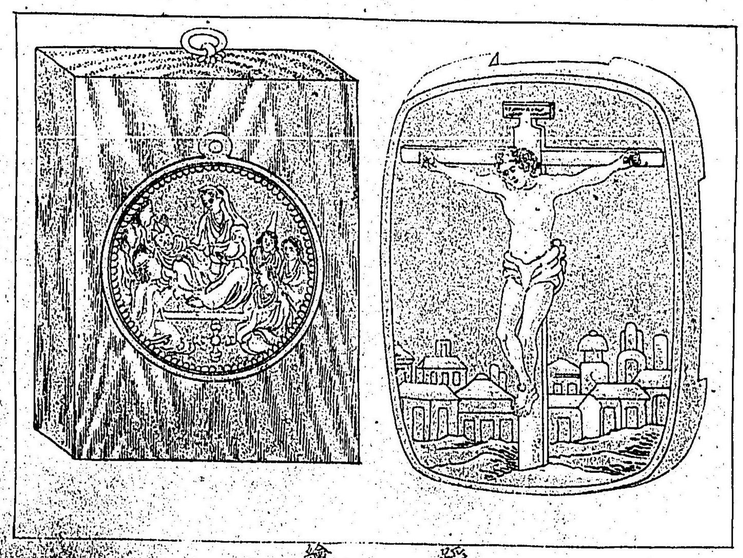
繪路

を嚴にし、宗門改帳を作りて宗旨を明かにするはいふに及ばず、族籍生死嫁娶等を詳記して毎年寺院よりこれを進呈せしめ、五六年毎に大搜査をなす。是より八代將軍吉宗に至るまでは、佛寺の宗門改帳は即ち全國人民の戸籍簿たりしなり。斯くの如く此時代には家毎に其宗門寺を定め、人生れて既に歸依する宗旨ありしを見れば、佛教は眞の國教となりたりといふも不可なることなかるべし。

當時世に行はるゝ佛教の諸派は、法相、兵言、律、天台、禪、臨濟、曹洞、黄蘗、淨土、眞宗、一向、融通念佛、時、日蓮法華の諸宗なり。就中一向宗は其說くところの俚耳に入り易きを以て、最も世に行はれ、殊に尾濃北越地方に信徒夥し。初め本願寺光佐が信長と協和せし後はまた爭はず、秀吉の世に至りてこれを順事し、本願寺を京都六條に建てたり、光佐に三子ありて、東西兩本願寺に分る、ことに佛光寺派、高田派、興正寺派を併せて眞宗の五門跡と稱す。淨土宗は家康の經營を援けて功ありとて、德川氏世々此宗を信じ、爲めに十八檀林を建てたり。日蓮宗は房總武相を始めとして諸國に之を信ずるもの多し。寬政年間の統計によれば、全國寺院の總數四十六萬九千九百三十四にして、一向宗は十四萬八百八十四に及び、淨土宗は十四萬二十に餘り、日蓮宗は三萬三千二十にして、天台宗千八百二十に過ぎず。法相も微々として振はず、三論、成實、俱舍、華嚴は既に亡びてなし。

佛教の行はるゝ既に久しく、其發達も殆と絶頂に達したるを以て、此時代に於ては唯舊を守るのみにて、諸宗のうちに大いなる變革あるを見ず唯禪の一派黄蘗宗の始めて

傳はれるを著しき禪宗は鎌倉室町の世に於て大いに行はれしが、永祿天正の際より戰亂の爲めにいたく衰頽せしを、後水尾上皇これを奉じ挽回の志おはして、明僧隱元等を聘したまへり。將軍家綱また隱元を崇び、爲めに萬福寺を山城の宇治に建つ。是より禪宗黃蘗の一派我國に行はれて列侯諸臣の歸依するもの多し。また異端不義の邪宗として禁せられしものには、日蓮宗の一派に不受不施派あり、寬文六年に其僧侶を配流せられしが、これを信ずるもの尙ほ絕えず。名を悲田派と改めて世人を誘惑せしかば、元祿及び享永天明の頃重ねてこれを禁せられき。三超派といふもまた日蓮宗の一派なり、宗義に於て異なる所なしといへども、黨を立て帳を作りて連判するなどのことありしかば、享保年間これを邪宗として罪せられき。一向宗の末派に御坊門徒あり、倉中に入りて念佛を唱ふれば、彌陀の本體を拜することを得などいひ觸して、世に行はれしかば明和の頃てれをも不義不正のものとして廢せられたりき。甚だしきは一時大和のある寺に、好僧等相謀りて佛經轉讀の間に往生する奇特ありとて、生きながら人を棺に入れて、その底より鎗にて突き殺し、直ちに火葬して金帛を賺し取るものありき。また天明の頃上總の一の宮にも蓮華往生といひて、蓮花の形したる銅器の中に人を納めて、下より刺し殺すものありき。

佛教全國に普く、人としてこれに傾かざるものなきに至りしかば、政府も心を安んじて僧侶の修學を奬勵することなく、僧侶も安逸に馴れて法事供養に蛙鳴するのみ、中には

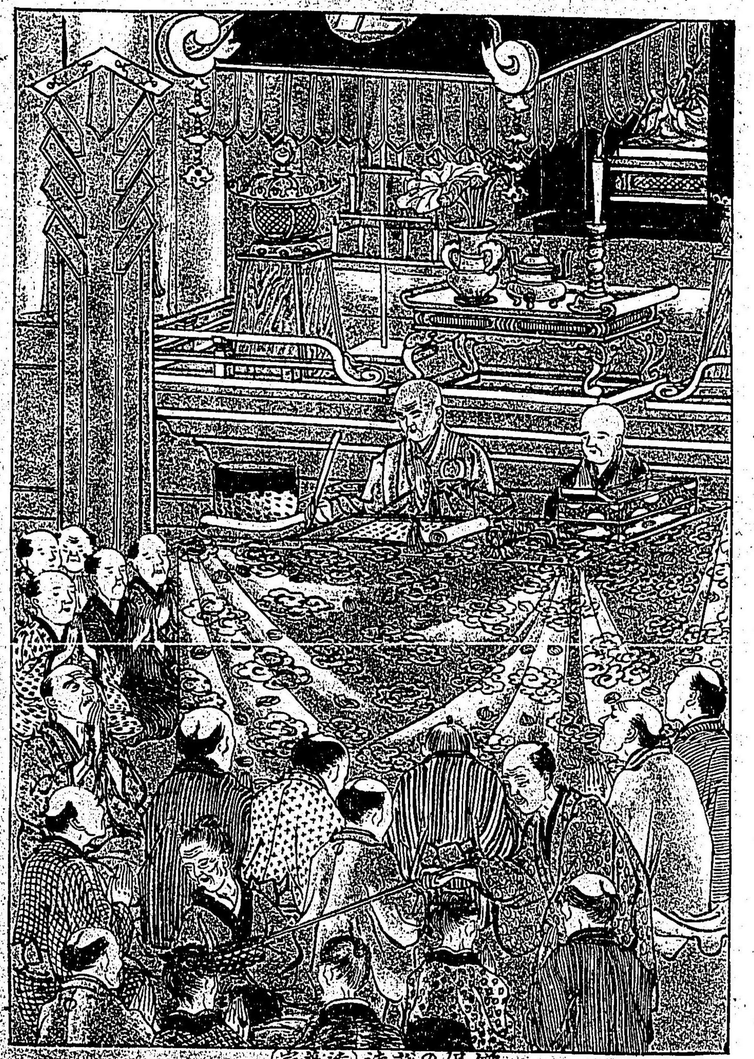

僧侶の說法（法華宗）

名僧碩學なきにもあらず。隱元の黃檗宗を傳へしが如き、慈雲が眞言正法律の一派を創めしが如きを始めとして、鳳潭は華嚴宗を再興し、圓通は天台を修め梵曆を唱へぬ。鐵眼が大藏經刊刻に功ある、元政が文學に名ある、天海、崇傳が德川氏の創業に與つて力あるが如きもの、往々これありしなり。されど一般に論ずれば佛敎弘通の普きと共に、その腐敗したることも甚だしく、戒律を保つべき身を以て酒に浸り、肉に飽き、少童に狎れて不倫の欲を癒やし、遊里に出入して娼女に戲る。妻妾は眞宗の外、公許せざる所なるも、他宗にも私かにこれを寺內に迎ふるものあり、これを「だいこく」と稱す。子生るれば養ひて徒弟と稱し、後住に定むるも少からず。一寺一院には檀家の附屬するならひ、また無檀の小寺の住持も善男善女の寄捨に一生を過ごすことと容易なれば、僧侶は學問を修むることと深からず、寺院の住持を撰ぶにも、學識道德を試むることは何時しか名目ばかりとなりて、實は年齡にもよらず才德にもよらず、其寺院の格式住職の位階によりて價を定め、金錢を以て授受す。何ごとも金銀賄賂の沙汰なるが故に、利財の道に賢く金袋を蓄ふること多き者の僧都法印和尙上人となり上る世の習ひとぞなりぬる。されば無欲清廉なるべき僧侶も金錢を貪り、法事葬禮の務も布施の多寡に依つて次第を立て、また勸化奉加といひ、頼母子講、積金講といひ、富突といふなどさまざまに金銀融通の途を考ふ。若し稀に名僧知識の世に出でて敎化を旨とし、世上の信仰厚きときは、多くの僧侶これを奇貨として、多人數隨從附屬し、說敎授戒なといひて、高僧を資物にして報謝の多きを貪る

めり。また愚民を諭かんが爲めに新寺小院より撫家堂上ろの他高家へ賄賂を遣はじて其祖先の位牌を乞ひ請け、某家祈願所御位牌所なを唱へて、厨子の幅及び幕に其家の定紋をつけて威勢を張ることも多かりき。

さて世俗の信仰は如何といふに、全國何人も宗旨なきものはなく、稀にはこれを信せぬもあれど、七八分は堅く己の宗旨を遵奉し、家々に佛壇を具へ、本尊佛を据ゑて禮拜し、夜は燈明を掲ぐ、別けて眞宗法華の門徒などは、これに凝つて朝夕念佛題目の聲喧し、眞宗門徒の講師するものに蓮如和讃の作りしものにして文意卑近俚耳に入り易し、門徒これを師する毎に感涙に咽びて他力信心の志を強うす、因りて敬して御文様と稱す、門外の徒と雖も、これを謂めば心猶ほ動くところあり、殊に白骨の御文といふもの最も著し。

白骨の御文蓮如和讃

夫れ人間の浮生なる相をつら〳〵觀ずるに、おほよそはかなきものは、この世の始中終まぼろしの如くなる一期なり、されば未だ萬歳の人身を受けたりといふことを聞かず、一生過ぎ易し、今に至りて誰か百年の形體を保つべきや、我やさき、人や先き、今日とも知らず、明日ともしらず、後れ先だつ人はもとの雫末の露よりもしげしといへり、されば朝には紅顔ありて、夕には白骨となれる身なり、既に無常の風來りぬれば、則ち二つの眼忽ちに閉ぢ、一つの息長く絶えぬれば、紅顔空しく變じて桃李の粧を失ひぬるとき、六親眷屬あつて歎き悲めども、更にその甲斐あるべからず、さてしもあるべきことならねばとて、野外に送りて夜半の煙となしはてぬれば、唯白骨のみぞ殘れり、哀れといふも中々愚なり、されば人間のはかなきことは老少不定の境なれば、誰の人も早く後生の一大事を心にかけて、阿彌陀佛を深く頼み參らせて念佛申すべきものなり、あなかしこ〳〵。

また父祖先代の命日には宗門寺及び墓地へ參詣し、說教などあれば競うて聽聞に赴き、靈佛名刹を拜せんとては、一蓋の笠一本の笻に、遙かの旅路に漂ふも多かり、廻國順禮といふてとは此時代に始まりしにもあらず、平安時代の末より鎌倉時代をかけて既に百寺巡(めぐり)三塔の巡禮、三十三所の觀音巡禮などありしが、戰國の世には諸國兵馬の爲めに荒らされて道路塞がりたれば、此等のこと大方は廢れたりけんを、此時代に至りて四海波たゝず往來自由なりければ、信心の輩は家を擧げ族を勝ひて廻國順禮に出づるもの多かり、中にも西國三十三箇所の觀音、古へより傳はりて最も名高く、紀伊の那智山(青巖渡寺)に始まりて美濃の谷汲寺(華嚴寺)に終るの外、秩父、坂東なども數多の靈地あり、弘法大師を念ずるものは四國の邊路を廻り、一向門徒に二十四輩、淨土宗門に二十五箇所の靈場あり、京江戸を始め諸國の都市にも此等の靈場を摸(うつ)したる佛堂多くして、觀音三十三番、大師八十八箇所などあり、また江戸にて行はるゝは早春の七福詣、殊に暖ふは春秋彼岸の六阿彌陀詣にして、京師には七觀音、六地藏、十二所藥師、三十所辨財天、淨土宗の四十

八箇寺詣、日蓮宗の二十一箇寺詣等あり、斯くの如く多くの佛寺を廻り、また同じ寺に度々詣づることは信心の爲め、冥福を得んが爲めにするものも多かるべきが、何時しか半ばは信仰上の事を得んが爲めに競うてこれをなしぬ。されば名を知られんが爲めに、往々所々の神社佛閣の柱に己が姓名を記しつけ、千社詣といひて神社佛閣一千を撰びてこれに詣で、其紀念として版刻の名刺を貼付するものいと多し。千社詣は文化の頃、天愚孔平と稱するもの、江戸にて始めたるなり。また錢財米穀を寄捨すれば寺僧は其多寡を記して榜示し、俗人は信心を忘れて唯金額の多きに誇らんとす。長者の萬燈より貧者の一燈の喩をも覺らで、燈籠の寄進、堂塔垣墻の修繕には、己が名を事々しく記しつけ、彫りつけて世に誇るは、神佛も嬉しとおもほすや如何に。

神社佛殿の扉帳を開き、其尊躰を諸人に拜せしめ、また什寶を縱覽せしむることあり、これを開帳といふ。室町の頃より漸くに行はれしが、年を追うて盛となり、江戸にては寛文の頃よりうち續きて毎年開帳多し。その中常に詣人の群衆するは、善光寺の彌陀、嵯峨清涼寺の釋迦、及び成田の不動なり。江戸の佛にては淺草の觀音最も世に名あり。斯く開帳の行はれしより、僧侶は佛像を餌にして寄捨の淨財を貪り、詣人は物見遊參のおもひをなせり。開帳の佛像の送迎には、數百の信徒隊をなして從ひ行くこと祭禮に異ならず、初めはさしたることもなくて濟みしも、元祿寶永以後は次第に莊嚴を粧ひ華美を衒ひ、戲を樹て善の綱をわたし、行商こゝに露店を陳ね、參拜の人雜沓して恰も戲場の樣に似た

北野天神
八幡大菩薩
祇園牛頭天王
金毘羅天
稻荷大明神
毘沙門天王
辨財天
夷子
大黒天
閻魔大王
孔雀明王
三途川奪衣婆
鬼子母神
庚申青面金剛
帝釈天
三寶荒神
摩利支天
飯綱權現

神體佛像

誕生釋迦
藥師如來
彌勒菩薩
千手觀音
普賢菩薩
文殊菩薩
涅槃釋迦
地藏菩薩
善光寺如來
不動明王
馬頭觀音
仁王
仁王
傳教大師
達磨大師
弘法大師
法然上人
親鸞上人
日蓮上人

神像佛像

り。

こゝに一の宗派あり、其僧といふもの僧にあらず俗にあらず法師にしてしかも武士なり、名づけて虚無僧といふ。此宗派は即ち普化宗にして、始祖を唐僧普化和尚と稱す。其起源を繰ぬるに、鎌倉時代建長の頃普化の禪教我國に傳來してより、其迹を慕ふもの少からぬが中に、京都妙安寺なる朗庵、金先の二僧深く此道を究む。金先は諸國を行脚して下總の小金に一寺を建立して金龍山一月寺と名づけ、朗庵は京都に止まりて虚靈山明暗寺の開祖たり。うの後法燈相續ぎたれど、妙光微かにして世にも著はれずしてありけんを、此時代に至りて幕府此二寺を利用して國事探偵などの用に供したり。かくて虚無僧は一種半僧半俗の姿をなし、身に袈裟を纏へども僧衣を着けず、忍辱の身なれば長刀を帶するは嚴禁なりといへども、短刀を柄長に帶び、頭に戴きたる天蓋笠は深さ頤を沒すれを脱ぎて他人に面を會はすことなく、修行の途中父母兄弟に遇ふも會釋もせず、手に尺八を携へ、人家の門前に立ち、これを吹きすさみて托鉢をなす。托鉢修行は二人の外免されず、但し江戸市中のみは一人にても修行するを得。休日又は夜分は養生に托して酒を飲めども、三獻を過ぐる能はず、肉食妻帶は嚴禁なり。其職とするところは修學救世にあらで、武人が祕密探偵または敵討の爲めに一時虚無僧となるもの多し。また罪ある士もその寺に身を托すれば、捕吏これを捕ふるを得ず。諸事武士道を以て法とし、表に僧形を裝へども、内には專ら武道を勵み、托鉢修行は即ち武者修行なり。斯くの如き宗意

なるを以て、全國往來の自由を許し、宿泊渡船なぞにも特權を與へたれば、次第に弊害を生じ、或は木賃米代をも拂はず押して止宿し、或は合力を乞ひ強請をなすものもありき。』

神道の神祇崇拜は佛教と並び行はれて、深く人心に彫りつけられつ。衆民みな宗門寺のあるが如く、おしなべて氏神のなきはなし。筑紫の端奧羽の隅にも何處の村にか鎭守の社なきはあらん。抑々神道は專ら兩部神道といふ神佛混合の姿となりて永く世に行はれ來りしが、室町の世延德の頃、下部の家に吉田兼倶といふ者あり始めて唯一神道を世に弘む。唯一は兩部に對したる語にして、神代より相傳して敢て佛法を交へずといふ意に出でたれど、其實は天台の教理儀式を用ひたること多かり。此時代に至りて白川家累世神祇伯となり、兼倶の子孫なる吉田家は神祇權大副たりしが、うの勢をさ〳〵白川家を凌ぎて、世に神道の統領と仰がれぬ。寛文延寶の頃、吉川惟足一魚商より起り、吉田家の支派なる萩原兼朝に學びて一流を起し、大いに世に用ひられぬ。同じ頃、伊勢外宮の神官に出口延佳あり、周易を附會し、神代のことをすべて易理を以て說きたり山崎闇齋また同時に出でゝ朱子派の儒學を修めしが、吉川氏の門人と論辯し、辭屈して惟足の弟子となり、また延佳の說を採り吉田家にも出入して、所謂垂加流といふ神道の一派を開く。其說甚だ附會にして、神代のことを說くに宋儒の性理大極陰陽五行の說を以てしたり。これ等は佛教の臭味を除きたりと雖も、代ふるに支那の儒學を以てしたればひとしく外邦の影響をうけて神代の昔に遠ざかりたるものなり。是に於てか我國の

古書を研究して純粹の國風に復せんとするもの出づ。古學復興は僧契沖、荷田春滿、加茂眞淵等より、本居宣長に至つて其說大いに備はり、平田篤胤これを受けて、專ら佛教儒學を排斥せんことを力む。此一流は我國太古の神道をのみ尊び、國史の研究を以て道を學ぶべき階梯とす。今日神道を修むるものに本居、平田の流を汲む者多し。なほ神道の末派には天保年間、武藏梅田村の神明宮の神職井上正鐵唯一根源の神道と稱して一流の教を說き、信徒をして頻りにとほかみえみための語を唱へしむ。正鐵は邪說を以て人を欺騙すとて、三宅島に流されたれども、猶ほ其說を信ずるもの多かりき。天輪教もこの類にして同じ頃、遠江の人安井善兵衛といふ者これを祖め、十二下り御神樂の歌とて鄙俗なる歌をうたひ、舞踏して神を祭れり。

吉田家の唯一神道は神典を說き儀式を重んじて、加持祈禱をなす。延佳、垂加の理學を混じ、宣長篤胤の古學を興しゝが如きは、一派の學問といふべく、天地開闢、神祇成立などの教理を研究するを專務として、稍々儀式を輕んず。世人は高尙なる教理を解せず、在來の信仰に慣れてこれを攻めざれば、俗間には兩部及び唯一神道の儀式專ら行はれたり。古き佛刹の傍には鎭守の神祠あり、神社を擧るに別當の僧侶ありて、神佛混合の體なるてと古へに異ならず。唯一神道といへども、神道護摩、神道加持、神道灌頂、宗源行事などそのの儀式は皆兵言の行法を學びたるものにして、十八神道といふ務も異言の十八道に擬して、鳥居を白布にて卷き、榊に代へたるまでなり。六根清淨祓詞として神道家の唱ふる

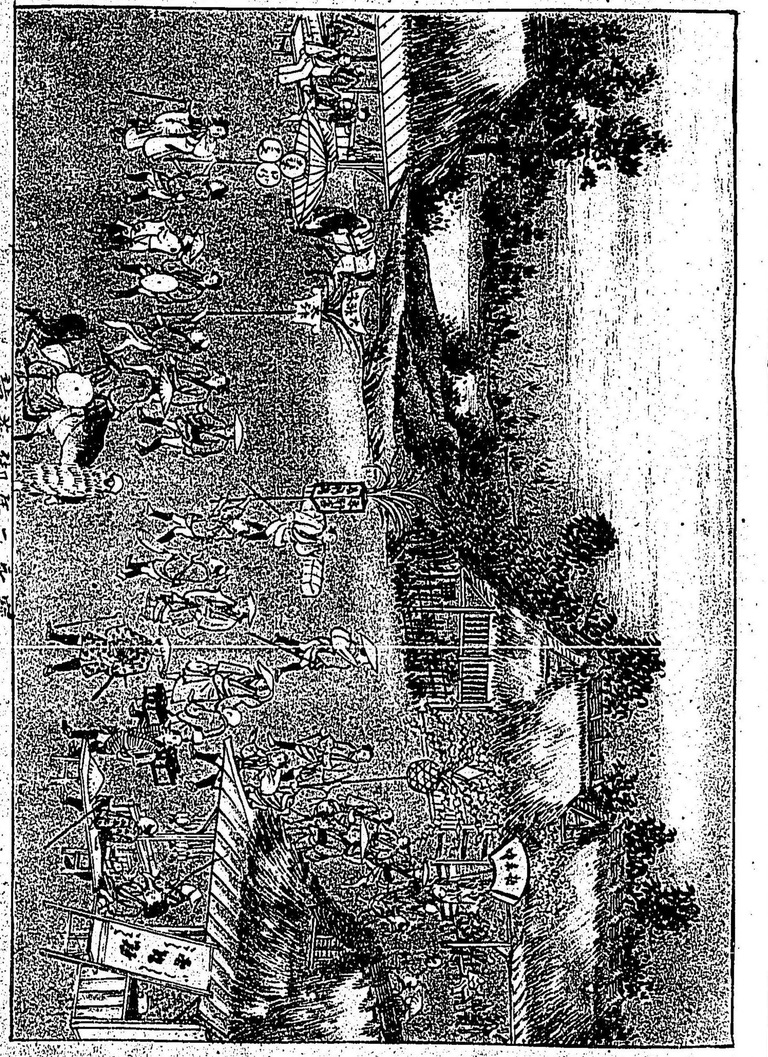

のも佛法より出で、眼耳鼻舌身意の六根を汚す塵埃を排ひて、煩惱を斷たんと務むるなり。祓詞を唱ふるにも、千度の祓、一萬度の祓なるいひて復誦するは、もと佛家の千部萬部の讀經、百萬遍の念佛、千卷陀羅尼などより出でたる風なり。また神前にて神子の鈴を振るは、佛家の修法に金剛鈴、錫杖などを振り鳴らすを學び、神拜新禮に印を結ぶは、眞言の徒が印契を結ぶより來れり。

都市には數町の間に村落にては一村一鄉概ね鎭守の神あり。これを產土神（うぶすな）または氏神といひ、其都民を氏子と稱す。產土神と氏神とはもと同じからず、彼は產地の神にして此は氏の祖神なるを星霜を經るまゝに何時しか姓氏を失ひ祖神を忘れ、產土の神を氏神と混一するに至れるなり。また朝夕神祇を參拜せんが爲に、家々に佛壇あるが如く、神棚を備へて神符を鎭め、朝夕拍手の聲絕けず。世泰平に赴くに從ひ、靈社大祠を巡拜すること、佛徒の巡禮に異ならず。伊勢の御蔭詣、駿河の富士詣、相模の大山詣信濃の御嶽詣贊岐の金毘羅詣などの類頗る多かり。就中伊勢の御蔭詣は數十年毎に一度行はるゝものにて、その年には全國より伊勢神宮に向ひて參詣す。殊に少壯の者を多しとし、主ある者は暇をも乞はず、一錢の苦もなくして出で立つ。これを抜參（ぬけまゐり）といひ、途中の家々は無賃に宿泊せしむ。脂人一日數萬に及ぶこと多し。また千社詣といふ神社を巡拜するより出でたる名なるべし。すべて半ばは信心より出づるも、半ばは名譽を得んが爲めに巡拜の數を重ね、また多くの寄進をなすなど佛徒の風に同じ。春秋の祭祀には都鄙ともに業を

廻國順禮の類

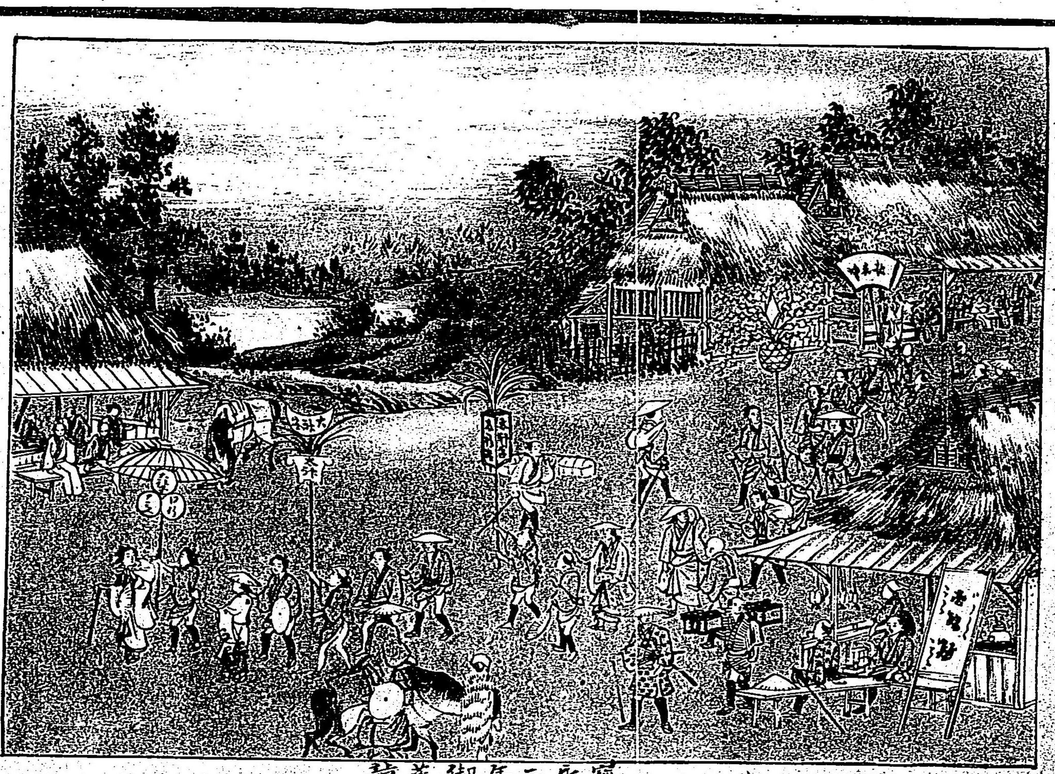

寶永二年御蔭詣

休みて軒傾ける海人の苫屋、賤山賤の家までも、赤飯に飽き濁酒に醉ひて亂舞し、車樂の風流華奢を競うて、其盛儀を誇り、終に祭神の意を失ふに至ることも少からず。

古來我國民は萬物各々其神ありて支配すと信せしが、數千年の春秋を過ぎ佛教の傳來に會し、神佛同體の說に迷はされて、昔年祖先が深く崇拜せし神々も、最早や念頭に置かざるもの多く、これに反して新たに種々の神佛を迎へて厚く祭祀するものも多かり。雷て火の神なりと信せられし軻耦突智神、水の神なる速秋津日神の如きも、神道學者を除く外は、殆と其名をだに記するものなく、雷の火雷神、風の級長戸邊神等、一も信せらるゝことなし。何時しか火難に遠江の秋葉三尺坊、延喜に近江の多賀の神、祈雨に伊勢多度の一目龍、五穀豐饒のためには稻荷、姻緣の全からんに出雲大社の神なと信せられたり。されとこれ等の神もこれ等萬般の事を支配する神といはんよりは、これ等萬般の事に就いて深くこの神々に祈請すれば、靈驗ありと信せられたりといふに如かず。特り出雲の社頭には毎年十月天下の諸神を會し、衆民の姻緣を賤り定むといひ傳へ、諸國の神社には神のおはさゝるを以て、此月に神無月の稱を與へたり。また商家は一般に福德の神として夷子、大黒天を信ず。夷子は伊弉諾尊の子蛭子なりといひ、大黒天は印度の神摩訶迦羅天の變體なり傳へいふ、大黒天には八萬四千の眷屬ありこれを供養せば貧窮を轉じて大福長者となさしめんとなり。夷子、大黒を二福神といひ、これに毘沙門天、辨財天、福祿壽星、壽老人、布袋和尙を加へて七福神と稱す。また福助、お多福とて奇相の男女の像を多

福多幸の者なりとして崇敬し往々これを神棚に飾る。醫師は神農黄帝を祭り、また大巳貴命、少名彦命の二神を祭る。これ漢土、日本の醫藥の道を開きたる人々なればなり。學者は菅原道眞を文道の祖として崇め、工匠は聖徳太子を祀る。武人の八幡を弓矢の神とすること猶ほ古への如く、酒戸は特に京都なる梅宮、松尾の神を祠り、水夫は船玉宮を拜す。船玉とは支那にて宋の太宗の時漁人の女の昇天して雲中に辭を發し、我は觀音の化身なり、今昇化す、是より普く海雲を護せんといひしより、これを船玉宮と名づけたるなりと傳ふ。その他痼病癈疾の平癒に靈驗ありといひはやされたる神佛殊に多く、その驗によりて名を與へて、眼疾地藏、乳離藥師などと稱するものあり。信者が最も切實なる祈願をなすには、參籠または御籠と稱して、一七日乃至三七日が間齋戒し、神殿に籠居して神驗を請ひ、或は寒垢離と稱して凍寒凜列の天に裸體のまゝにて水を頭上より濺ぐことあり。或は十桶に及ぶ或は跣足參と稱して、家門を出でゝ神殿に至る間を跣足のまゝにて詣り、或は百度參とて神門と社殿との間を往返して百度詣殿に詣拜することあり。爲めに神社佛閣には籠堂を設くるものあり、百度石をたつるものあり。

京畿には平安時代以來、祇園牛頭天王、春日、八幡、三輪等の神を傳へ祀り、佛には阿彌陀觀音、釋迦、藥師等を始めとして、聖徳太子、傳教弘法等に及ぶ。江戸を始め關東には日蓮宗の流布せし後は帝釋天、鬼子母神、百八十番神等を尊信す。東人はすべて勇壯殺伐の神を好み、摩利支天、毘沙門天、閻魔、不動明王等最も俗間に信せらる。また殊に江戸に多きは稻荷

祠なり。諸國には八幡、牛頭天王、稻荷なを多し。新社新寺は禁制の定なるが、人家の中なるは誰知る人もなく、村落の人遠き處は咎むるものなく、寺社の數は年々に多くなりて、中流以下には不明なる神佛を信ずるもの多し。例之ば江戸の業平天神は業平といふ力人の墓に小祠を建てたるが、後には在五中將の祠なりと呼ばれ、小六明神といふも、小六といふ馬丁を祭り、根津權現は根津某といふ者の刑にあひしが祟を爲すとて祠を建てたるが、後には結構を極めたるなり。また正祠もいつしか淫祠となるものありて、近江日吉の神事の如き、神輿人血を見ざれば渡らずとて、社人さま〴〵の狼藉をなし、鬪爭を催し人を斃すなどす。その他出雲大社の龍燈、備中吉備津宮の釜鳴など、鬼神の威靈に託して巫祝の輩愚民を詐き錢を求むる便とす。神人佛徒は御闕を探りて吉凶を占ひ、病患を加持して藥水を與ふ。俗人もまた姿を神人佛徒に擬して、神佛の靈驗を說き吉凶を占ふものあり。鹿島の事觸、粟島の勿進省この類なり。或は聖天を信ずれば子孫眷屬の財寶を一身に集むといふ佛法以外の佛法、或は大黒明神に熊手を求めて一攫千金の富を得といふ神道以外の神道、よしさまではなくとも天滿宮を淫奔の媒とし、觀音を産婆とする類、若くは狐狸の妄說、天狗の虛誕など、惑信にて滿ちみちたる世の中なりき。然らば今更めて惑信の著しきものを說かん。

第二節　惑信及び陰陽易占の道

百般の事物は大いに進化したれども、人間の惑信はなか〳〵に減却せず。其形に於てこ

そ多少の進歩はありて、人身を犠牲とするなどの殘酷なることは殆ど跡を隠したれ、迷執のよつて起る所は太古に異ならず。日月星辰、動植物、その他の天然物を崇拝するが如きは、上世も近代も大差なく、却つて此時代にては枝より枝をさして、いと錯雑になりぬ。動物にては老狐を稲荷に崇め、白蛇を鎮火の神とす、四國に大神あり、中國西國に蛇神ありて、人に憑き祟ますといひ、山林藪澤には禽獣魚介の年を歴たるもの、鎮守神として住めりとす、これを其處の「ぬし」(主)と稱して畏敬するもの多し。殊に其容態の獰悪にして恐るべきもの其稱を蒙むれり。例之ば熊、猿、鷲、鮫、鰐、蛇等の如し。また古へより神佛に給仕するものなりと信じ、「おつかひもの」の名を與へて、特に敬意を加ふるものあり。鴉の八幡神に於ける、蛇の辨財天に於ける、鼠の大黒天に於ける、狐の稲荷神に於ける、蟻の天照大神に於けるが如き、皆この類なり。

植物に精靈ありとするは、既に樹靈の名あるを以て知るべし。江戸近在にては板橋驛の線切榎を忌みて、寛延年間、五十宮の徳川氏に降嫁せられし時、道筋を易へて日光道より入城あり、その後、樂宮及び和宮の降嫁の節も此例をとられしが如き、また赤坂榎坂の榎に齒痛の癒えんことを祈り、吾妻、森の樟の葉にて瘡を截るが如きを數ふれば、此等のたぐひ諸國にいと多かりぬべし。老樹を神木、靈木などゝ稱して、注連繩を繞らし垣を結ふ古來の風は、此時代にも行はれ、樹前に小祠を設け、賽錢箱を置きて利を占ひるもあり。此目的の爲めに崇めらるゝは杉、樟、銀杏、朴等を多しとす。また植物の少しく變生せるは皆由緒を附會し、靈瑞を強說す、逆樣竹、柴竹杖、不斷櫻、十六度櫻、不實梅、禿杉、杖杉、柊楼、篠、栗三度栗等皆然り。

まして神佛の靈驗、呉厲の俗話は世に行はれ、神人僧侶これを喋々して止まず。その二三をいへば龍宮城を說きて唖の子を產み、佛像の釘を剔みて忽ち四指を損じ、天滿宮を廢して七代早世し、釋迦の像を置りて顚の格子に固着し、牛に伴はれて善光寺に詣でし話など、擧げて數ふべからず。善行惡業による應報の話もまた甚だ多かりき。

墓石などの無機物にも功德ありとするにや、大坂難波新地なるみのや三勝が墓石を粉末にして飲めば、瘠痰を治すといひ、また同じあたりの乞丐女六が墓もしかすれば酒量すゝむとて、墓砌をうち缺き去るもの多し。江戸にては八百屋の娘七の墓などにつきて此等の惑信行はれぬ。日月星辰に就いていへば、彗星の出づるを災禍の兆として恐るゝなど、すべて古に變らず。星の流れたるは人の死したるなりといひ、名月に供物を奉り、牽牛織女に祈願を籠むること、なべての世の習なり。また疫癘の神あるを信ずること、上古鎭花祭の行はれし頃と異ならず。瘡疱風邪の流行もみな疫神の所爲なりとして、瘡疱流行すれば疱瘡神を祭り、感冒熱の行はるゝ時は風の神を追ひ拂ふとて、墓にて神形を作り太鼓を打つてこれを送り遣る。是よりさき鎌倉の世、文暦元年、奈良の人家千餘宇の門戸に、一夜にして「未來不」の三字を遍くしるしたりとの噂ありき。事若し異ならば、疫徒の惡戯に出でしなるべし。此時代に至りて流行性に折髪病に罹るものあり、世これを妖狐

江戸時代

に歸し、または髪切蟲の所爲なりと信じたり、折髪病は現今にてもなきにはあらざれども、未だ其病理を詳にしたるものなし。寛永の頃、一夜の中に人家の石臼の目を刮るものありて、諸國大いに騒ぐ、これ弘法大師の慈悲を垂れて其歳の厄病を濟ひたまふ驗なりといひ、或は老狸の所爲なりと稱したり。慶應三年、尾濃の間に神佛の靈符を降らしければ、人これを奉祀して、歌舞宴飲殆ど狂せるが如くなりき。

斯く靈怪のことを信ずる世の中なれば、稗載の間に妖怪變化甚だ多かり。次に擧げたる日光叡峯制札を見よ。

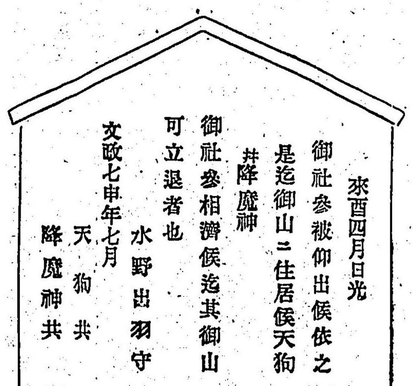

上に於て既に斯の如くなれば、俗間に天狗魍魎なるを信ぜしことはいはずとも知らるべし。靈魂は四十九日を過ぐるまでは屋の棟を去らず、若し往生の果を得ざれば永く現世に彷徨すといふ。暗夜墓場に燃ゆる燐火を亡靈なりといひ、また畫工は想像上に幽靈の形體を描きて、顏蒼く眼凹み、全身骨立して長けなる髪を振り亂し、脚部を模糊の中に沒して悄然佇立せしむ。此妄想廣く人心に浸染して、殆と幽魂の姿を一定するに至れり。斯くて幽靈現はれて遺族に讀經を促し、夜な〳〵恨ある人の枕頭に現じて怨言を陳ぬなどの怪談甚だ多く、怪物屋敷の名を以て永く不住となりて荒廢に歸する家もありき。狐は好んで美女に變じ、貉は常に小童に化して人を誑惑すと信じ、雨瀟々たる夜は屢々妖怪に會すとて、道路の往來を戒む。恐ろしき物見たき人心なれば、寛政の頃には化物咄の草雙紙大いに行はれて、轆轤首見越入道、一ツ目小僧の物語世にもてはやされぬ。百物語といふことと何時の世にかは起りけん、淋しき雨の夜などに距たりたる處に百燈を點し置きて、互に怪物の物語をなし、遍々行きて一燈づゝを滅し、最終に至る者殘る一燈を消し畢るとき、化物必ず現はるとて疑懼することもありき。

狐狸の類にして靈怪なる力を有すれば、人は萬物の靈なり、若し其法を知らば何ぞ彼等を使役して、其力を利用するを得ざらんやざれば世には狐づかひ、飯綱づかひなどいひて人を賺まし、また火渡、不動金縛絲引などいふ怪しきことをして人を惑はす者あり。また死靈生靈などをして、咒文の力により一時他人の體に憑りて感懐を述べしむる術

をなす者あり、これを巫女または口寄といひ、太古神依板に神を寄せたるに同じく、平安時代の口よせのそのまゝに傳はれるなり。鎌倉、室町の世には女の弓を彈きて口を寄するさまにて、此時代もまた同じ。その呪文に曰く、

夫れ謹み敬ひて申し奉る、上は梵天帝釋、四大天王、下は閻魔法王、五道冥官、天の神、地の神、家の内には井の神、竈の神、伊勢の國には天照皇大神宮、外宮には四十末社、内宮には八十末社、雨の宮、風の宮、月讀、日讀の御神、當國の靈社には……日本六十餘州、すべての神の政所、出雲の國の大社、神の數は九萬八千七社の御神、佛の數は一萬三千四箇の靈場、冥道を驚かし、此に降し奉る、それそれありや、此時によろづのことを殘りなく教へてたべや、梓の神、うからやからの諸精靈、弓と箭とのつがひの親、一郎どのより三郎どの、人もかはれ、水もかはらぬものは五尺の弓、一打うてば寺々の佛壇に響くめり、……

易占の道は大いに世に行はれぬ。新井白蛾の如き周易を研究する學者に就いては暫く措いていはず、愚夫愚婦のために卜を賣るものは、擧げて數ふ可らず、別けて都市繁華の地に多くして、往來の辻に出でゝ活計するものの一町毎に一人はあるべしとのさま、元祿の頃までは、黒の僧服に輪袈裟をかけ、數珠と扇とをもちたる山伏の姿なりしを、後には編笠被たる浪人の筮竹を弄し、天眼鏡を用ふる風に變りぬ。人相、家相、手の筋判斷、墨色見、五音調子の占などゝの行ふところ種々あり。男女の相性緣談の吉凶、遺失物の所在、逃亡人の行方、轉住の方向、一代の禍福などを喋々しき辯說の當れりも覺えぬを、中流以下の人はいたく信仰して、事の決め難きものあるときは錢を投じて判斷を乞へり。雜占には神佛に祈り、圖を受けて定むることあり。辻占また行はる。これを爲すには黄楊櫛を持ちて道祖神を念じ、四つ辻に出でゝ、

辻や辻四つ辻がうらの市四つ辻うら正しかれ辻うらの神

と誦歌して後占ひけるが、後には辻占といひて遊里の首尾などを語短く紙に摺り、菓子に副へて賣り歩く機になりぬ。尚ほ戲れには五百羅漢に詣でゝ、我が見たきと思ふ人あれば、端より能く見て錢にても圓にても一體毎に驗を置きつゝ見もて行けば、必ず其人に似たるがありといふ。その他觀音圓、壓算等あり、草鞋を飛ばし、或は箸を倒して占ふこともありき。

陰陽曆術もト筮と共に發達して、年月支干によつて禍福を定め、吉凶を決す。人の生るゝ時日は前生の業に因つて定まるが故に、生年月によつて一生の吉凶を判斷し得べしといへば丑の年に生れたる鹿子は總領に祟りて其命を斷つとて出家得度せしめ、庚申の日に胎みたる子を盜賊の性ありとするが如しまた五行の性によりて吉凶を決し、男女の相性を知りて婚姻を定むるなど、すべての事の吉凶を日月支干によりて定む。上棟、婚姻、移住、遠行などを皆然り。家屋門壜及び竈井を作るには、其方角によつて吉凶あり。灸治にも忌むべき日ありとて、人々其日を寫したる紙を壁に貼して備忘に充てしが、後には切

灸の包紙に忌日を刻して賣るに至りぬ。また灸を忌む日を暗記するが爲めの歌とて、

ひつじ（正）　戌辰（二三四）　とら午（五六七八九）　に巳酉申ね（十十一十二）　うしうこそ運こうの神

と民間に傳へたり。當時不成就日とて月々に定まれる日ありて、其日には何事をなさんとするもすべて整はずといへり。即ち、

正、七月	三日	十一日	十九日　廿七日
二、八月	二日	十日	十八日　廿六日
三、九月	一日	九日	十七日　廿五日
四、十月	四日	十二日	廿日　廿八日
五、十一月	五日	十三日	廿一日　廿九日
六、十二月	六日	十四日	廿二日　三十日

その他毎月四、十八、十一、廿五日の暮六つより夜の九つまでを不成就日とす。また人の一生には有卦、無卦循環し、有卦に入れば百事吉に萬福來るといひて、有卦振舞とて祝宴を開き、無卦には凶事多しとす。皆五性の異なるに從うて其期を異にす。次の如し。

木　性（辰年八　月酉日酉時有卦に入り　申年まで七年）	辰年三　月辰日辰時無卦に入り　酉年まで五年		
火　性（子年十一月子日子時有卦に入り　午年まで七年）	未年六　月未日未時有卦に入り　亥年まで五年		
土、水性（午年五　月午日午時有卦に入り　子年まで七年）	丑年十二月丑日丑時無卦に入り　巳年まで五年		

の

金　性（戌年二　月卯日卯時有卦に入り　四年まで七年）　月戌日戌時無卦に入り　寅年まで五年

また一生には厄年ありて、其歳に當れば災厄に遭ひ易しとて、注意を加へ、新禱厭禳をなして戒心頗る嚴なり。男子は二十五、四十二、六十一、女子は十九、三十三、三十七の歳を以て然りとし、就中男子の四十二歳、女子の三十三歳を大厄と稱す。その前後各々一年の間を前厄、後厄（後厄）とて、また大いに警しむるところなり。その他八方塞とて十六、二十五、三十四、四十三、五十二、六十一歳の者は其一年が間轉居遠行を始めすべて運命に就いて變動あるを戒めたり。

日常出で來る事によつて吉凶を定むるも種々なり。烏鳴、犬の長吠は凶事の兆、油火に燈蕊を生じ朝に蜘蛛の室内に入りたるは吉事の徴、元朝の噓は吉事と平安時代に信ぜられしが、此時代に至りても元旦に噓すれば傍人常蒿歳と唱へ、自らは葱食へといふ人あり。すべて呪文は凶を去り吉に就くを得べきものとして、古へより今に至るまで行はれ衣裳を裁つ時、齒の痛む時、犬猫の失せたる時など、皆それ〳〵の呪文を唱ふ。天明の頃貧傷を避くる呪として捧拾捧拶と記したる札を貴賤ともに愛にしたり、寺社より與へたる護符を門に貼するごとも多く、元三大師（慈眼源）の像を角大師と稱して、魔除とすることありまた「鎭西八郎宿」「佐々良三八宿」とかきて貼するも、疫病災禍の神を入れざらんが爲め、江戸に近き田舍の門梁に蟹甲また海根を懸け置くも邪鬼を避くる呪なり。また一時お染風の名ある感冒熱の流行せるとき「八松留守」とかきて門に貼せることありき。呪と

異なれども厄落し、厄拂ひなどいふも其意を尋ぬれば、同じく禍を避け福を求むるより出づ。歳首節分などには殊にものを祝ふ習にて節分の夜、乞丐人の軒に立ちて、厄拂ひ〳〵と叫ぶに、錢を與へて拂はすれば、あらめでたや鶴は千年、龜は萬年、浦島太郎は八千歳東方朔は九千歳などの慶詞を並べ立てゝ去る。前に述べたる惑信には、無智愚蒙の民が全く關係なきものを混じて、關係ありとするは、上古よりの迷執るより起れるもの多し。人形を作りてこれと人とに關係ありとするは、上古よりの迷執にて、此時代にも妬心深き女が藁人形に釘を打ちて以て己に恨ある人を惱まし得べしとする風遺りて、丑の時參の俗話も屢々當時の人が口にする所なりき。長座の客を疾く去らせんがために、箒子を倒まに立て懸け、木履の裏に點灸するも同じ類の惑信なり。また名と實とを混じて物の名に吉凶を附するも久しきことなり。米を「よね」と訓むは、平安時代に「しね」といふ「し」の字に改めけるなり。十一日、十二日などは皆音にて訓めど、十四日、二十四日の四文字ばかりは訓にてよむは、「し」を忌めばなり。梨の名を忌みて「あり」といふは、此時代に始まりしことにもあらず。涙を流すを「米こぼす」といふは何時よりのことにかあらん。人の名乘には反切の法を用ひ、性に合せて反字の佳きものを用ふること、世上一般の風と成りて、爲めに同名夥だしくなりぬ。

夢によりて吉凶を定むるも、古へに變らず。胸に手をあてゝ寢ぬれば、惡夢をみるといふは、平安以來の信向にて、支那にも古く此信あり。また夢遊樣とて目出度きことを夢みるを却つて不吉とし、火災盜難及傷等を夢みるを吉とすることあり。神佛亡靈若くは狐狸の夢に現れて希望を述べ、禍福を預示することもありて、これを「枕頭（まくらもと）にたつ」といへり。年の始は殊に吉夢を願ひて、寶船の繪を衾の下に布きて寢ぬるは、室町の世に同じく、初夢には一富士、二鷹、三茄子を夢みるを殊に目出度しとす。また凶夢を避くるに獏といふ獸の像を畫きたる札を枕に貼するは、其惡夢を食ふが爲めなりといふ。この他惑信の多き、一々枚擧せば數百葉の紙をも費やすべし。當時俗間に三世相といふ書の普く行はれたるを見れば、此等の惑信の如何に頑守せられたるかを知るべし。

第四章　敎育及び人情道德

第一節　敎育

元和偃武の後、人々漸く文事に志す。家康の天下を治むるや、文學を進め人倫を明かにすることの必要なることを悟り、大いに學問を奬勵したり。古へより學問といへば專ら支那の儒學を研究し、大にしては國家を治め、小にしては一身を修むるに在り。室町の季、天下麻を亂し、文學は燈火の將に滅せんとするが如く、纔かに五山の僧侶に依つて命脈を繋がれしのみなりしに、此時代に至りては國家の安寧と幕府の奬勵とに促されて、文學駸々として進歩したり。藤原惺窩は家康に尊信せられ、實に儒學中興の祖なり。是より先き程朱の學、我國に行はれしが、その盛なるに至りしは惺窩がこれを唱道せしに始まる。

其門に林羅山、那波活所、松永昌三、堀正意等あり、これ等を京學といひて、皆朱學を修む。就中羅山幕府に重用せられ、子孫奕世大學頭たり、其子弟を林門と名づく。慶安に先だち周防大内家の臣に南村梅軒あり、主家亡びて土佐に流寓す、谷時中これに學び、野中兼山小倉三省また梅軒時中に學ぶ、これを南學といひ、朱學を奉じて篤學實行を旨とす。水戸の朱之瑜もまた洛閩の學を以て弟子を教授したり。中江藤樹は寛永年間の人、篤く王陽明が致知の學を信じて躬行を先にし、文詞を後にす。四民を延きて訓諭するに、賢愚となく其徳に服し、善道に就かざるものなし、人稱して近江聖人といふ。此一派を江西學とす。藤樹の門に熊澤蕃山あり、備前池田侯に仕へて經濟の功あり。木下順庵は天和貞享の頃の人にして、松永昌三の門に出づ、其弟子新井白石、室鳩巣、雨森芳洲等名士多し、これを木門といひて、修むるところ博通不偏を主とす。南學、江西學は久しからずして衰へ、林家の朱子學、木門の學大いに行はれぬ。

五代將軍綱吉文學を奬勵し、自ら講筵に臨みて經書を講じたれば、諸侯もこれに倣ひて學問を興し、學者彬々として輩出す。時に朱子學に疑を挟む者あり、これを伊藤仁齋とす。聊か仁齋に先だち山鹿素行、林門に出でゝ宋學を講ぜしが、四十歳のとき始めて理氣心性の說を疑ひ、聖教要錄を著はして程朱の非を辯じたり。貝原益軒も洛閩の說を守りながらに、其大極本無極の說を疑ひぬ。益軒は篤厚にして浮華を嫌ひ、童子訓、女大學なを著はして世を益したり。仁齋中年にして程朱の學を疑ひ、大學は孔子の遺書にあらずとし、論孟を修學の基礎とす、これを古學と名づく。京都に在つて諸生を教授すること四十餘年、諸國の人至らざることなく、唯飛驒、佐渡、壹岐、三州の人のみ門に及ばずといふ。其子長胤も該博にして父の學を守れり。仁齋父子と時を同うして江戸に荻生徂徠あり、亦朱子學を排斥して古文辭學を起す。其意に謂へらく、道は禮樂刑政にあり、これを學ぶは天下を經倫するにあり、一身の德行を修むるは宋儒の末技のみと。されば自らオを尊び德を輕んずる傾ありて、門人には放蕩無頼の子弟多かりき。次で井上金峨江戸にあり、徂徠の學を駁して折衷學を興す。山本北山、太田錦城、龜田鵬齋も此學派を奉じ、博聞洽記を尊べり。かくて學者派を分ち黨を立て論辯駁擊し、篤學の風失せて輕薄の弊年々に加はりしかば、寛政の改革に異學を禁じ、程朱學を採らしむ。是より後民間にはなほ古學、古文辭學を學ぶものありといへども、登仕を願ふものは皆程朱洛閩の學を奉ずるに至れり。

學校を建てゝ孔孟の道を教授するは、慶長六年、德川氏が山城伏見に建てしを始とす。同十九年、また學校を京師に設け、惺窩を以て學頭とす。寛永七年、林羅山私に江戸上野忍岡の宅地に學舘を建てゝ弘文院といふ。十年、尾張侯、德川義直こゝに孔子の廟を建てゝ先聖殿と名づく。元祿三年、綱吉命じて聖廟を本鄉湯島臺に移して大成殿と號し、祭田學料を置き、犬いに生徒を育はしむ、これ即ち昌平校なり。寛政年間、松平定信庶政を改革するに及びて、昌平校を官學とし、學制を擴張す。舊制には幕府の士にあらざれば入學を許さ

ざりしに、此時より書生寮を設け、士庶を問はず學に就くを得せしめ、また日講所を開き、て庶民の參聽を許す。天保十三年朝廷には公卿の學を修めずして、遊惰に耽り娼樓に遊ぶなど醜行の多きを憂ひ、京都に學舍を創建して學習所と名づけ、紈袴の子弟を敎育せしむ。諸藩の學校には米澤侯上杉治憲の興讓館を擴張したる、備前侯池田光政の閑谷學校を建てたる、加賀侯前田利常が明倫堂を設けたるを始として、水戸及び佐賀の弘道館、尾張の明倫堂、鹿兒島の造士館、熊本の時習館、萩の明倫館、會津の日新館、伊勢の有造館、佐倉の成德書院などを最も著はる。仙臺の養賢堂は廣さ庶六百四十六枚を敷き、分つて廿五室となし、規模の大いなる結構の完きを極めたり。海內に比なしといふ。私學には京に仁齋の創めたる堀川塾あり、大坂の懷德書院は中井竹山、履軒の兄弟が享保十一年官に請うて建てたるところなりその他私に講筵を開いて生徒を敎授するもの諸國にありて、殊に京に夥だし。江戸にては井上金峨駒込に僑居し、貸錢を定めて講說を賣りしより、これに倣ふもの多かりき。上に述べたるは概ね學生が中學以上の道を修め學を爲すがための學校にして、町人百姓などはこれが爲めに影響せらるゝこと少し。市井の人の爲めに修身を說くは、石田梅巖と號す、四十五歲にして京都車屋町通に講席を開き、平なるをや始とすべき。梅巖は神儒佛三道を混說して心學を立て、平易を旨とし、諄々として童蒙を導く。聽衆の席は男女間を隔て、特に女席には簾を垂れたり。手島堵庵、脇坂義堂に學び、これに次いで講筵を開きて大いに行はる。聽衆數百の多きに及べり。此流の人、口に文學をいはず門生に一字を

知らざるもの多ければ、學者の爲めには與まれたりと雖も、一般人民を稗益せることは却つて高踏自負の學者輩より多かりしならん。その江戸に行はれたるは中澤道二を始とす。道二は京都の人、石田、手島の門に遊び、寬政の初め江戸に來りて道話をなす。六名高貴より庶人賤隷に至るまで其說を聞くもの多く、これによりて惡を翻へして善に移るものも少からざりき。

古來學者を育ひ國士を敎ふる學校はあれども、一般に兒童を訓育する敎舍の設はなかりき。室町の季元龜天正の頃、京中に四書の素讀を敎ふる人なし、特り公家山科某これを能くすとて、就いて學ぶ者ありしに、孟子に至つて書籍を他に貸したりとて敎へず、實は知らざりしなりといふ。此時代には手習師匠ありて、兒童皆く學問をなすことを得るに至りぬ。されど幕府は敢てこれを保護奬勵せんともせず、たゞ下民の自治に任す但し尋常の町家に比すれば、師家は幾分か優待せられ、其武家地に住するは苗字帶刀を許さる。八代將軍吉宗、刑律修定の志篤く、民庶をして法令を熟知せしめんが爲めに、室鳩巢に命じて六諭衍義を和文に抄譯し、一本宛を手習師匠に頒ち、令條を併せて、生徒に敎へしむ。また享保七年、武藏島根村の醫師吉田順庵が御條目を童蒙に敎ふるを見て、銀を賜ひて賞したり。

師家は主として習字を敎ふるが故に、手習師匠と稱せられ門札には幼童筆學所或は手跡指南と書す。俗にこれを寺子屋といひ、兒童の學に就くを「寺へ上げる」といふ。師家の數

江戸時代の手習師匠

江戸時代

は江戸市内には到る所にありて、常に八九百はありしが如し。弟子の數は一家に四五十人より百人までを通常とし、百人以上より二百人に至るは屈指の師匠と稱せらる。師匠は浪士が生計の爲めにするもの多く、市外にては名主醫師、神主、僧侶の子弟を教ふるものあり、邊僻にては僧侶の寺内にて教ふるもの殊に多く、また浪人を養ひ置きて子弟の教育を兼ねて、村方公私の書き物、金錢出納の勘定を爲さしむるも往々ありき。

學校は通常手習師匠の家なり。授業は朝より始めて一日の過半は勉強に從事せしめ、その中半日は習字をなす。習字の中には讀方、作文、地理、修身等の諸科を含めり。男女席を分ちたれど、共に一場の中に學び、男兒は平假名四十八字、片假名五十字、十干十二支より始めて國盡、町盡、書翰文、商家の兒は商賣往來、職工は番匠往來、武家は千字文、唐詩選などを學ぶ。女子も假名、數字等より始めて女消息往來、女庭訓往來に至る。その他望に應じて讀書、算術、諸禮、小謠をも教ふ。女子の裁縫は多くは師匠の妻の教ふるところなれども、また特に裁縫を業とするものゝ傍ら其技を傳ふるもあり、これを仕立屋といふ。生徒に過失あれば、「お留め」「習ひ返し」「無言線香」などの罰を課す。師弟の間には概ね禮あり。師は弟子を我子の如く總爲に教訓し、曾に文字の上のみならず一擧一動にこれを監して其德性を養育す。されば弟子もまた師に慇懃なること父兄の如く、生長の後も恩を忘れず、これを今日の學校の教員が糊口の爲めに其職を務め、表面ばかりの教育を施すに比すれば大差ありといふべし。別に試驗といふものなしと雖も、毎月一回の手本讀浚、毎年一回の手本大

後、二回の席書あり、歳首の試筆、七夕の揮毫に手跡の巧拙を競ひ、稲荷祭に紙幟に神號を記して獻じ、天神祭に大字を納め、灌佛會の甘茶をもて墨を磨り、廢筆を天滿宮の祠内に納むるが如きは、皆筆道の上達を願ふ意に出づるなり。

生徒は五六歳より師匠の家に就いて學ぶ。其身分は微祿の武士より町人職工百姓に至る。高祿のものは大抵師匠を己が家に聘して教習せしむ、就學の年限は三年より六七年に及ぶ。平民殊に商家には、男兒概ね十一二歳となりて役使せらるゝことなれども、これ却つて一の實業教育法にして、後來己が就かんとする業を營める家に仕へて、傍ら其業務を練習するなり、故に弟子奉公の名あり。されば富豪の者も猶ほ其子弟をして二三年の間他家に奉公せしむ、彼等いへらく、人中に出だされば人となれずと、蓋し他人に從ひ多くの人に交はれば、自ら應接交際の道にも熟し、耐忍の力をも強うすればなり。富家の女兒も公卿大名或は身分よき家柄を撰びて奉仕せしむること多し。これ行儀作法を修練せしめ、應對の道を學ばしめんが爲めにして、女子とても強ち深窓に籠め、父母の膝下に教育すべきものにあらざればなり。故に或る村里にては一たび都市に出でゝ奉公せしものにあらざれば、婿妻に迎ふることなしといへり。

その他茶道、挿花、聞香、歌舞、管絃などの遊藝にも皆各々其師あり。師匠と弟子の家との間は甚だ親密にて、弟子の家に祝賀の事ある時は酒肴を師に贈り、或はこれを招いて饗し、

盛歳暮には必らず贈物をなす。師家にも初午、席書などの折々は生徒に赤飯餈菓子の類を饗し、春秋の好時節には生徒を率ゐて花見、紅葉狩茸狩などを催すめり。

第二節　人情道徳

さなきだに關東の人、古へより慓悍剛壮の風あり。古歌にも「鳥が鳴く東男は出で向ひ、顧みもせず勇みたる武き軍士」といひしほどなりき。まして江戸建府以來は昨日まで干戈を弄して殺戮を事とせし武士の、こゝを住處と寄り集まりて、今や此地は素朴剛毅なる三河武士の第二の古郷となり、諸藩の士も數知れぬばかり參勤してこゝにあり。江戸は商業の地にあらず、また工藝の地にもあらず、たゞ武家あるが爲めに建てられたる所にして、數十萬の士人武を練り兵を談じて、所謂武士道甚だ盛なり。武士道は鎌倉の興隆を經、戰國の世に至りて益々發揮し、此時代の始めに至りて完くなりぬ。其要素とするところ凡そ三つあり。

第一に武勇を尚び、兵馬の術に鍛練すること。これ武士が有すべき最も大切なる性能にして、戰國の餘風をうけて、却つて文事を忽諸にす。衣食の類は儉素を旨として、刀劍馬具を購ふには產を傾くるも惜しとせず。武術を操練すること甚だ盛にして、諸藩には必ず其師範役を抱へ、民間にも道場を開く者多し。第二に君に忠にして其一言を千鈞よりも重んじ、百年の命を鴻毛よりも輕くす。主の爲めには父子兄弟をも顧みず。其二君に仕ふるを一生の恥とし、甚だしきは君死して後其嗣君に仕ふるをさへ恥ぢて、追腹切るもの多かりき。殉死は寧ろ平安の世既に久しく跡を絶ちたれども、猶ほ君父歿するときは臣子の髮を斷る者多かりき。武家の世に至りては、其君死すれば、臣これに殉ずること少からざりしが、此時代に至りても、沿習俗となりて更まらず。武人は互に殉死の多きを誇り、大名死すれば少きも家士三四人これに殉死し、多きは二十人に及べり。伊達政宗の死に殉じ、初め家康其非を知りて、諸子死するも其臣をして殉ずることなからしめしが、未だ禁令を布くに至らざりしに、水戸侯德川頼房死に臨み遺言して先づこれを禁じ、また會津侯保科正之、時を讀ひで黃鳥篇に至り、感ずる所ありて藩内にこれを禁じたり。和歌山、彦根の諸藩も相繼いでこれに倣ひ、寛文三年に至りて幕府終にこれを嚴禁せしが、偶々宇都宮侯奥平忠昌の卒せしとき、家士杉浦某、令に遵ひて殉死せしかば、禁令を實施して其封を削れり。斯くの如く殘酷なる法を以て處せしかば、遂にこれを犯さんとするものなくて、殉死の風は漸く絶えたりき。以上二箇條は武家制度の成立する所以にして、武士の武士たるところこゝにあり。

第三に清廉質素を旨として財利を輕んずること。すべて武士は利慾に迷うて意志を枉ぐるを卑劣の極とし、前に千金を積めどもこれが爲めに初一念を翻へさゞるを重んず。されば武士には金銀を借ることありて借ることなく、貧ふことありて貸すことなく、返濟を約して錢穀を借るは、明日の命を願ひもの[illegible]

豐臣秀吉曾て金

貸を業とするものありしを好惡の徒ならんとて刑に處したりき。また征韓の役に日根野弘就備中守朝鮮に使する時黒田如水に銀百枚を借り、歸朝の後これを返さんとせしに、如水押し返して、初めより返したまはんとの心にて貸し候はずとて、遂に其金子を受け取らずして止みたりき。斯くの如く武人の貿棄にして清廉なる心は、元和假武の後に至るまでも更まらず、貸借は漸く盛なりと雖も、武士の營利は幕府の禁ずるところなり。是よりさき天正中、武士の借用證文に「若し此金子相濟不申候はゝ、我等人にて有之間敷一とあり。此氣風自ら町方にも移りて、萬治中商人の借用證文に「萬一此銀子返濟いたし不申事に候はゝ、人中に於て御笑ひ被成候共、其節一言の申分無之」とあり。以て上下滑雅質朴の氣風を見るべし。盖し金錢を輕んじ營利を卑むは戰國の遺風なるべし。兵馬縱横の際に金銀を儲蓄すれば却つて襲撃せらるゝ患あり、まして武人は明日の命をも量らざるもの、錢あれば以て一時の快を貪り、窮すれば則ち他を掠奪す。攻戰の際には千萬の金も一合の粮、一口の刀に如かざれば、金銀を重んぜざるは當然の勢にして、この風泰平の世に至りても存せるなり。その他亂世の餘響にして、尚武の風と雁行して此時代の初世に行はれたる風俗少からず、次に其一二を述べんとす。

男女の姦通は雙方とも刑罰に行ふ。若し女の夫たるものこれを發見すれば、即坐に密夫密婦を重ねて四つ切にすることを妨げず。下賤の族は刑と否と唯夫の心に任す。喧嘩兩成敗は豊臣氏以來の法にして理非の如きは深く問ふところにあらず。これ等は戰陣に

討仇

速決を尚びて武斷の策を行ひし餘風といはん。復讐は敵討（かたきうち）といひて、殊に此時代に於て特種の現象を見はせり。平安時代より既に父祖の讐は倶に天を戴かずといひ、鎌倉の初世に曾我祐成兄弟が父の敵工藤祐經を斬りしこと人口に膾炙して、當時の美譚としたりき。戰國割據の世となりては、一國の法令は境を出づれば効なく、罪人も早く他鄉に奔りて刑を免るゝを以て、父母兄弟を殺されたるものは、其國の廳に訴ふるも何かせん、自ら諸國を經歷し讐人を探りてこれを殺さゞるべからず。此餘風を受けて德川の後刑律普く行はるゝに至りても、政府は敵討を公許す。これを請ふものは京都は所司代、江戸は町奉行に願ひて允許を受く。允許を得たるものは讐人を見つけ次第に討つことを隨意なり。これを貫き敵討といふ。これ一は尚武の風を保ち、一は忠孝の道を勵まさんとの意に出でたるなるべし。但し重敵を討つことを許さば、相報い相殺して殆と盡くることなからんを以て、これを禁ず。孝子義僕が復讐の爲めに苦心することは名狀すべからず。仇人を探らん爲めに祿を棄て業を廢し產を傾けて拮据經營し、或は野に臥し山に宿り、或は顏を傷け姿を更へ、十年二十年を經て漸くに仇人に遭遇して、怨を晴らすもあり、不幸にして一生仇人に會せず、空しく恨を呑んで死するもあり、また仇人の却つて隙を窺ひ彼等を殺して後難を絕つことゝもあるを返討（かへりうち）といふ。此時代の初めに伊賀越（いがごえ）の敵討あり、これは寛永十一年備前の藩士渡邊數馬が弟（或は父ともいふ）の仇河合又五郎を伊賀の上野にて討ちたるなり。同十八年に江戸大炊殿橋の敵討あり、寛文十二年奥平源八が牛込

淨瑠璃坂の敵討あり。綱吉の代に及びて人心浮華柔弱に流れたりといへども、未だ此風俗は止まず。元祿十四年に伊勢の亀山にて石川兄弟が、父の仇赤堀水之助を討ちたるあり。其年赤穂侯淺野長矩の遺臣大石良雄等四十七人が主のために高家吉良義央を討ちたるは、都會文弱の心を警戒して尚は今が父の敵を討ち、石見侯の仕女の婢が主の敵を討ちたるありき。之の他今日まで俗間に傳はる復讐の物語は一にして盡きず。

男色は室町の世に至りて大いに武人の間に行はれしが、此時代の初めにも此風盛にして、武人は女色を愛づるを柔弱なりと卑み、美貌の少年を喜び、これと兄弟の契を結び死生を共にせんと約す。貴族には兒小姓あり、小身の武士もまた小草履取として美麗なる少年を養ふ。當時男色を衆道または若道といへり。寛永三年、成瀬豐後守といふ士、將軍秀忠の寵愛小山長門と男色の契を結びこれが爲めに二人とも切腹を命ぜらる。同十七年、伊丹左京といふ少年、男色の意地によりて同藩の士細野主膳を害して死を賜はる。左京と義を結びたる舟川采女その場に至りて共に自盡して死したり。その他男色によりて果し合ふ者多く、之の弊勘からざりしかば、慶安元年、幕府男色を無躰に申しかけ、若衆ぐるひすることを禁じたり。されど猶ほ衆道を好む者ありしが、その後人心遊惰に奔り、女色を弄ぶこと盛なるに及びて、何時しか不倫の道は廢れぬ。さりながら九州北國なる僻阪の地には、近時に至るまで之の風殘り、殊に熊本鹿兒島なる士は、これを喜び花の顏月

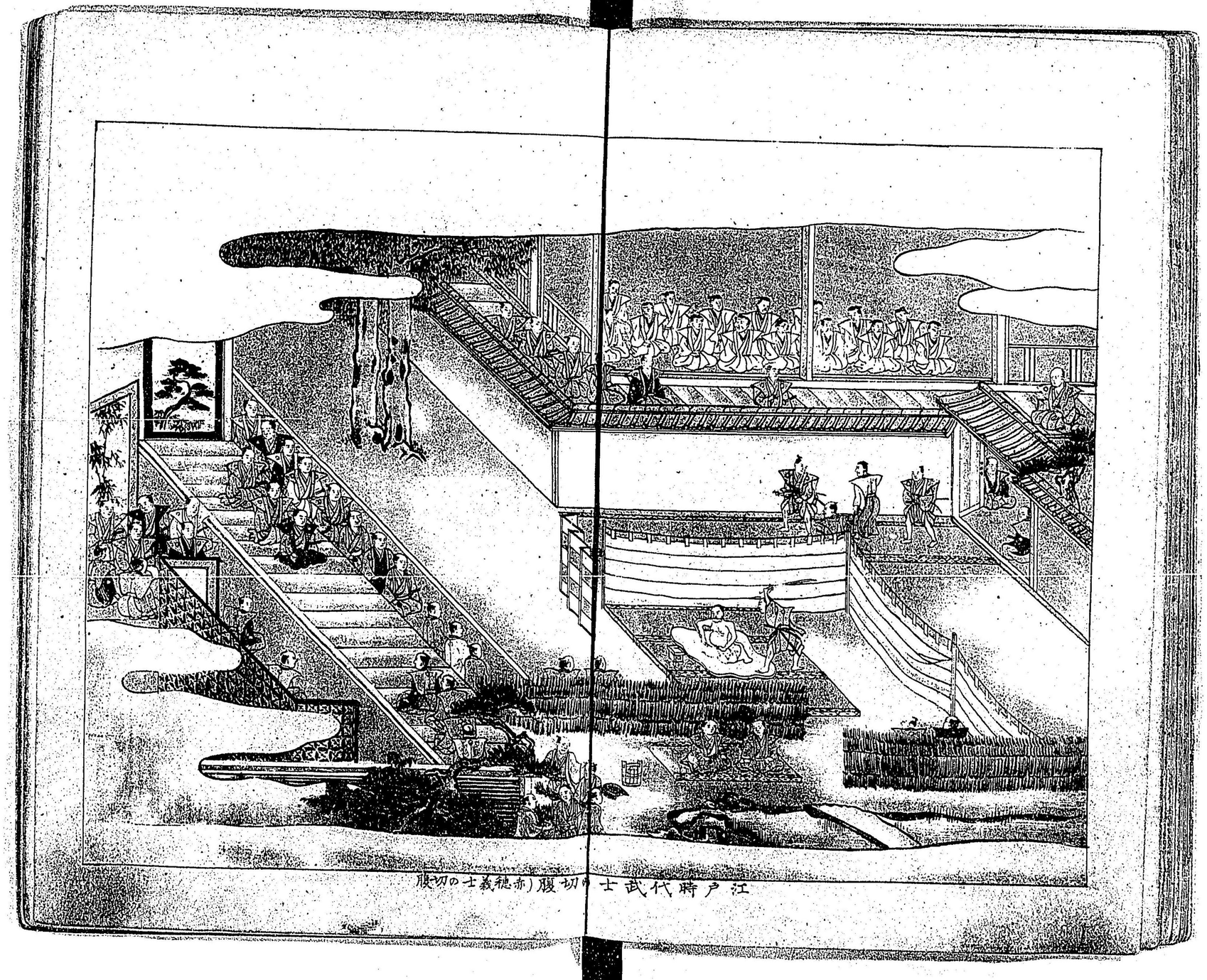

江戸時代武士の切腹（赤穂義士の切腹）

の姿の平田三五郎の物語を薩摩琵琶に奏せしめて、慶長の昔ながらの色に耽りぬ。また京都の公家、諸國の大名、大寺の僧侶などは頑童を養ひてこれを嬖寵したりき。概するに此時代の初世は、戰國の餘風ありて遊戲にも殺伐なるもの多し。食事は一二日これを爲さゞるも飢を叫ばず、食へば數椀立ちどころに盡き、殊に「いかものくひ」とて好んで喰ふに堪へざるものを食ふ優柔なるを上方風といひ、豪奢なるを町人風と稱してこれを賤しみ、專ら武を琢き氣を練る。町人もまた刀劍を帶して市中を徘徊する世の有樣なりければ、自ら人心粗暴に奔り、殺伐に流れぬ。旗本藩士の黨を結びて爭鬪するものあり、一言の爭に殺傷して身を亡ぼすもののあり、武士の爭は言論を舍てゝ直ちに刀劍に訴ふ。當時決鬪を「はたしあひ」といへり、或る時尾張藩の二士事を爭ひ、場を定めて決鬪を約す。偶ま雨降りしかば傘を一にして相伴ひ、途すがら懇話して場に臨み遂に相殺せりといふ。寛永の頃は夜中に辻切、試切、千人斬などいひて行人を殺し、刀の利鈍を試すもの多かりしかば、辻々町々に辻番所を置き、自身番を設けて警固を怠らざりしも、また從僕の盜窃したる、供歸りに主人の馬に乘りたる、欠落したる、供はづしたる、慮外したるなどの者は、これを成敗すること主人の意に任す。主人は「ためし物」とてこれを斬りて新刀を試みること、江戸のうち一箇月に兩三度もありきといふ。幕府はこれ等殺伐の弊風を矯正せんとし、屢々法令を發して粗暴の行爲を戒めたり。正保元年に町人の長刀、長脇差を停め、寛文八年に至りてはすべて町人の帶刀を禁ず。また市中を徘徊する無賴の徒を

捕へ、手に餘る者は隨意に斬り捨てしむ。或は武士の江戸城門を疾走して、切腹を命せられたるものもありき。斯くても尚ほ殺伐の氣風は失せずして、幕下の士に及傷喧嘩を以て命を亡ひ、祿を沒せらるゝもの多し。此尚武の氣風は凝つて一種の兵を作りぬ。俠客是なり。されば當時の俠客の風俗を知らば、則ち此時代初世人心の傾向を知るに足りぬべし。

俠客は男伊達といひ、六方者または奴ともいふ。此時代の初めには四民何れも殺伐の氣風を存せるが中に、わきて旗下の士は三河武士が質樸剛毅の風を存じ、小身なれども天下の御直參と稱して江戸市中を横行せしが、此風發達して遂に旗本奴を出だすに至りぬ。また町人のうちには、武士の專横にして常に町人百姓を虐ぐるを憤り、武を磨きてこれに抵抗するものあり、これを町奴といふ。町奴は一は旗本奴の豪放寛濶意のまゝに世を送るを羨望するより起り、一は武人專横の反動に出でたるなるべし。これ等を併せて男伊達といふ。男伊達の名は慶安の頃より起りしものなるべしされど慶長中、既に京都の暴漢黨を結びて判組、皮袴組などゝ稱し、博奕を業とし、人に喧嘩を仕懸くるなど暴行甚だしかりしかば、其黨七十餘人を捕へしことありその後不遇の徒の某組と稱して、黨を結び威を振ふもの少からざりしが明暦以後最も盛となり、就中有名なるを大小神祇組、白柳組、吉彌組、鐵棒組、唐犬組、鶴鍋組、疝籠組などいひ、組の頭領には旗本に水野十郎左衛門、三浦小次郎、高木仁左衛門、近藤登、阿部四郎五郎、町奴には幡隨院長兵衛、唐犬權兵衛

男達（明和年代）

放れ駒四郎兵衛夢の市郎兵衛、死人小左衛門、冥途小八、小佛小平なぞあり。水野十郎左衛門は大小神祇組の頭なり、此組の徒黨殊に多く、山の手組、芝組、淺草組なぞゝ別れて、公方の尻持と號して亂暴を極む。十郎左これを統御し、四人の家老を綱公時、定光、季武、用人を壹人武者保昌と名づけ、旗本加賀爪甲斐守、坂部三十郎を股肱とす。皆放逸にしてその爲すところ尋常を夜とし、夜を晝とす。朋友の參會に、夏は戸障子を締め扇風を引き廻し、大火鉢にあたり、小袖三つ四つ重ね着て、極熱の鍋燗を貪り、冬は庭に水打たせ、一面に戸障子開け放ち、帷子を着て扇を遣ひ、冷水を飲み冷索麪を食ふ。料理獻立には土龍の汁、蚤の膾、蛇鼠の蒲燒、蚯蚓の鹽辛、蜈蚣の吸物などを食し、夜間は市中を横行し、泥醉して途上に臥すその頃の落首に、

夜更けて通るは何者ぞ加賀爪甲斐守か泥坊かさては坂部の三十か

といへり。大坂にも幾多の小八郎を頭として池田の八介、伽羅の彌一、三九の平内等のあばれ者、これを病中組と稱し、雁金文七、雷庄九郎、極印千右衛門、ほての市右衛門、庵の平兵衛の五人のあふれ者、これを浪花の五人男といへり。何れも半俠半賊の惡徒なりき。俠客の業とする所は博奕にあり、また鬪爭及び其調停を事とし、遊里を徘徊して日を送るもの多し。好んで弱きを助け強きを挫く、然諾を重んずること甚だしく、一生のあいだ義の一字を以て貫き、面識なき人にても言を厚うして依囑すれば、一命を捨つるもこれに應ず。人に負くるを嫌ひ、片言の辱にも刃を振ひ、睚眦の恨も必ず報ゆ。營利を好まず、金

錢の勘定を屑しとせず、恣まに飲食店に入りて腹を肥やし、錢なければ今日は拂はずといひて去り、若し強ひて代金を要むれば、拳を擧げてこれを打つ、其意に逆はず態懇に應接すれば、再び來りて過額の金を投じて剩錢をもとらず、言語は温柔なるを嫌ひ好みて片言をいふ「かたじけない」を「かたじうけない」と延べ、泊を「なだ」と約め「ことわりや」を「こんだ」「うちかくる」を「ぶつゝける」などいふ、これを六方詞といへり。正保中、山中源左衛門が切腹の時の辭世に

わんざくれ、ふんばるべいか、今日ばかり、明日は殆がかゝるべい。

また承應中、水野十郎左衛門が切腹するに當り、或る人これに代りて作れる辭世の詞の中に、

落すなら地獄の釜をつんぬいて、あほう羅刹に損をさすべい

といへるが如き即ち是なり。

俠客所々に横行して喧嘩口論多く、これが爲めに損害を被ぶるもの多かりしかば、幕府は旗本より人を撰びてこれを制せしむ。この職に當りたる者は馬に乘りて、市中を巡邏し從者に棒を持たしむ。俠客の輩これを棒ふりと稱す。或る時紺屋町の俠客此棒ふりを惱まして、鯖魚組の名を得たり、蓋し棒ふりは國音子子に通じ、鯖魚は子子を何とするものなればなり。斯くの如く俠客は幕吏を恐れずして暴威を振ひしかば、綱吉立つに及んで、これを嚴禁す。盜賊奉行中山勘解由旨を受けて毫も假借せず、刑戮甚だ多かりしかば、是より俠客減じて人心漸く更まりぬ。されど其遺習はなか〳〵に斷絶せず、近世に至るまで通り者といひ、親分と稱せられて、喧嘩に立ち入り博奕を事として所謂男を立つる者多く、殊に消防を業とする惡の者に於てこれを見る。また通常人民の中にも幕初の武事を尚び廉節を重んじたる士風及び俠客の風の遺れるもの少からず、世に江戸ッ子氣質と稱するものは實に彼俠客の感化多し。所謂日本橋の眞中に生れて水道の水を産湯につかひし江戸ッ子といふ者を見るに、人に負くるを嫌ひ、喧嘩を好み、吝嗇を賤みて、宵越しの錢を使はず、善に與し惡を惡み、義を立つる心殊に强し。例之ば赤穗四十七士を賞して噴々たること今に止まざるが如き、奸臣田沼意次の子意知の葬儀に馬糞土石を投じ、意知を斫りたる佐野政言が淺草德本寺の墓には香烟常に斷えざるが如きも、皆この心に出でたるものにあらずや。

俠客の減せしは幕府がこれを禁じ、つとめて殺伐の風を斷たんとせしによれり。されど此禁制なしとて、大勢の趨く所何時しか殺伐の風は消滅せざるを得ず。四代家綱の時より武斷の習俗漸く更まり、五代綱吉に至りては元祿時代の驕奢を貴び優柔に流れ、盛粧、を事とし、漁獵を好む風となりぬ。抑々江戸時代の風俗の變遷は、江戸を中心として是より地方に影響するを常とせり。されど其初世にあつては江戸未だ文明の魁たる能はず、武勇の點に於てこそ及ぶ所なけれ、學問、美術、工藝その他萬般の事物の進歩に於ては古へより開化したる京坂に及ばず、關東は上方風を學んで漸くに其風俗を改めしなり。然

らば今こゝに此時代の初期に於て文物開化の中心たる京坂地方の人心風俗を觀ざる可らず。

關東の人氣は性急にして忍耐の力薄く、上方のは優柔にして因循に過ぐ、彼は質樸、此は輕浮、一は尚武の弊粗暴に流れ、一は婀雅の餘文弱に陷りぬ、察より京都は久しく文明の中心となり、流行の魁をなしたる處、大坂も古へより西國往來の衝に當り、舶舶常に輻輳し、豐臣氏以來は殊に繁昌せる處なれば、文明と相伴うて、人情淳朴の風を失ひ靡亞の念薄く、校智に長け世才を弄し、射利の心深くて專ら貯蓄を事とすされど世の開くるより驕奢の增長し、外見を張るは自然の勢にして、身體の粧飾には費を厭はず、世に稱して京の着倒れといふ。また浮華驕逸に流るゝと共に人情の浩狠に赴くは、勢の免れざるところなれば、京坂の人は概するに好色の情盛にして、婦女の風儀善からず、不義密通のもの多く、從うてまた小兒を棄つるもの夥だし。大坂には棄兒一箇月に四五人乃至二十餘人の多きに及べるは、其原因一にして足らざるべしと雖も、主として私生の兒を生みて、其處分に苦めるが爲めなり。また京坂には男女相並びて自殺を行ふもの多し、俗にこれを心中といひ、痴情に迫つて相共に刃に伏するものにて、未來に於て一蓮托生の樂を得んと する感信に出づ。されてこれ等の惡弊と上下して、其因ともなり果ともなるものは、淨瑠璃、歌舞妓なるべし。近松門左衛門が世話淨瑠璃には殊に心中物多く、男女相對死の噂あれば直ちにこれを材料にとりて一部の艷曲を編む、後世これを學ぶもの多し。お初德兵衛、小春治兵衛、お夏清十郎、お半長右衛門、お俊與兵衛、お染久松なる痴男痴女の交名を以て外題に負はせたる艷曲は皆淪奔の物語のみ、さるを作者は却つてこれを賞して貞操と いひ、流麗の筆を以て觀者の心を動かす。世に稱して近松の作ありてより、京坂の心中其數を增したりといふは、一理なきにあらざるべし。是より先き江戸の淨瑠璃は薩摩大夫、丹後掾、肥前掾、永閑などの語るところ忠孝節義を主とし、尚武の風を外れずして柔弱の氣なし。殊に寬文の頃、櫻井丹波掾といふ淨瑠璃大夫は二尺ばかりの鐵棒にて拍子をとり、剛勇無雙の坂田金平を主人公としたる淨瑠璃を語る、

親丹波每日岩をたゝきわり

といふはこれをいふなり。其子和泉大夫も猛きことを好み、木偶の首を拔打にして割り潰すを得意とせり。延寶の頃、俳優初代市川團十郎、和泉大夫が金平人形の態を學び、荒事の開山と稱せらるこれを京坂地方の淨瑠璃の男女綢繆の情を旨とし、孝子節婦を說くに地へざること多きに比へなば、東西人情の異なる所いはずして明かなるべし。

此時代に至りては京江戸の交通甚だ容易に、また三代家光までは將軍宣下の時、將軍禁中へ參內し、往復從うて頻繁なりしかば自ら江戸人の京都風に感染すること多く、柔弱なる上方風を賤みながら、何時しかその風に化せらるゝに至りぬ。されど風俗の移るには、外より影響を受けたるのみにて移るにはあらず、必ず既に內に變化ありて後、外來の風に制せらる。關東人の次第に驕奢に流れ柔弱に趨るは、外は上方風に化せられたるなる

べしといへども、江戸に於て既にこれを受くべき素を有したるや疑なし。抑々元和偃武の後昇平日久しく、武家にても劍は徒に錆び鎧は櫃に朽ち、閑暇無事にして、時々に武技を習ふも其能を顯すべき期なければ、自ら怠りがちになりて、謠、將棋などの遊戲、及び酒宴遊樂に日を送れば、奢侈の風の增加するは素より數の免れざるところなるに、元祿の頃に至りて貨幣の品質下りて米價大いに騰貴しければ、米を以て祿となす旗本、家人、及び諸國の藩士も歲入遙かに增加して家計豐かになり、從うて萬事驕奢の風に移りゆきたるも自らなる勢なり。わけて武家のうち驕奢の魁をなすものは諸侯の留守居役なりとす。留守居役は二代秀忠のとき薩摩侯のこれを置きたるを始とし、諸侯在國の節江戸の藩邸にありて事務を統理するものにして、幕府の命を藩國に傳へ、藩國の事を幕府に達し、また他藩との交際を司りて其權甚だ重く、江戸屋敷の支配役を兼ねたり。留守居集會とて、初めは諸藩の留守居が事務うち合せのため、または交情を睦めんが爲めに相集まり、懇談の餘酒盃を傾くることもありしが、年を追うて仲間の集會に托して豪奢を競ふに至りぬ。されば享保寬政の世に何れもこれを戒めしかども、尙ほ親類附合などと稱し、料理茶屋に會して遊興をなすことと止まざりければ、天保の改革に至りて益々其禁令を嚴にしたりき。

町人は泰平うち續くに從ひ富有なるもの多く、殊に元祿中に至りては請負用達にて俄分限となるもの多く、當時江戸に昨今の富商一町毎に二三人宛はありきといふさるが中に劇場娼樓に出入して豪奢を恣まにし、縁名一時に高かりしを、紀伊國屋文左衛門、奈良屋茂右衛門とし、世に紀文、奈良茂と並べ稱す。文左衛門は紀伊の國產を江戸に輸し、また東叡山根本中堂の造營を請け負ひて巨利を得たり。本所に廣さ一町の居宅を構へ、客を迎ふる毎に疊を更め、日毎に七人の畳匠を傭ひて經營せしめたりといふまた追儺をなすとて吉原の娼樓にて小粒金を撒きしことは、人口に膾炙して知らざるものなし。當時また大坂に娼家茨木屋幸齋といふ者あり、江戸に來り千金を擲ちて紀文と驕奢を競ふ、住家の結構壯麗を極めて、さながら宮殿の如し。淀屋辰五郎の奢靡も今に傳へて人の知る所なり。これと前後して京師にては中村内藏介なる最も奢侈を極めたり。斯くの如く富有に任せて游樂に荒ひもの多きが中に、江戸にありて驕奢の魁をなし、世上の風俗を移したるを藏宿の扎差とす。札差は淺草厩河岸の米藏の傍に住みて、祿米の出納を取り扱ふ牙保なり。旗本家人の切米を受くるにはこれを藏宿に委ね、窮困なるは俸を抵當に入れて金を札差に借る。札差はこれ等の事務を處辨して數萬の富を重ぬるもの多く、其一箇月の辨當料、五百石の武士が一箇年の生計に過ぐ。事務は手代にのみ委ねて、各々今日は何方の料理、明日は何處の茶屋と好むに任せて滋味に飽き、金錢を賭けて棋戲に閑を消し、詰所より歸れば遊里に至りて全盛を盡くせり。

斯くの如く町人には暴富のもの多く、金銀を浪費することは湯水に等しければ、娼樓に於ても劇場に於ても、これを以て第一等の花客として崇ひるより、遂に武士もこれを羨み

て、町人の風儀を學ぶに至りぬ。昔は町人も衣服帶刀などすべて武家を學び、商家の娘も武士の妻妾となるを規模とせる習なりしに、今は武家の風を嫌したり。此期の初め歌舞妓、淨瑠璃、三絃などは、町人百姓の遊戲とし、武人の集會夜宴には合戰の話、先祖の武功、當世の武道、武邊の詮議、刀脇指の物數奇、喧嘩口論の沙汰、男道のたしなみ、柔和なる事とても茶花諧能樂などに止まりしを、次第に移りて武士も淨瑠璃三絃などを弄ぶに至りぬ。正德の頃、大坂より京師を經て義大夫節の淨瑠璃を江戸に傳へしより、貴賤ともにこれを好みあへりしに、享保の末、宮古路豐後掾といふ淨瑠璃大夫京都より來り、懇懃なる辭にて、男女の情愛を語り出だせるほどに、人々もてはやすこと限なく、諸侯貴人もひたすらこれを喜びぬ。大名の夫人も裁縫の術は知らずして、三絃を取つて平素の慰とし、侍女にも躾兒、三絃ひきを抱へて鄭聲を耳に絶たず。男子がこれを聽くばかりなるはまだしも、後には、自らもかき鳴らし、喉を絞り顏をくづして謳ふもあり、大夫の號を得てこれを誇るも多し。まして町家にては女兒は固より、男子までも小唄を歌ひ三絃を彈き、月待、日待などいひて淨瑠璃の會を催すこと、京大坂はいふに及ばず、普く江戸の習となりぬ。されば江戸初世の質朴武勇の風は何時しか失せて、豐後節一流の弊世に擴まり、淨瑠璃大夫の風を摸して、頭髮衣服などを文金風として柔弱至極なる態を出だし、その他諸事に俳優娼妓の俗を倣ふこと甚だ多し。世態既に斯くの如くなれば、町家はもとより武士も華奢風流を競ひ、刀劍も外面の裝飾を專らとして、鋒刃の利鈍を問はず、日々遊里を徘徊して其事情に通じたるを通家といひ、粹人といふ。天明の頃十八大通あり、その中藏前の札差文魚といへるは銀線を以て髮を結べりといふ。

さなきだに驕奢は困乏を招く基なるに、元祿の頃、武士が生計の豐富なりしも一時の夢と消えて、その後米價の暴落せしより、武家一般に家計に窘み、小身はもとより大名も家の什器を商家に典して金銀を借り、富商に融通を願ふて漸く家計を支持す。祖先の名を重んじ財を輕んせし風は那邊にか去りけん、今は金錢を以て身命にも替ふべき寶とす。されば筋もなき町人が旗本家人の株を買ひて立身するもあり、婚姻にも支度金を第一とすれば、窮乏のものは久しく緣なきが多し。人情斯くの如くになりては、如何ぞまた廢、節淳朴の風を見ん。儒學醫道を以て世を渡るものも書畫の達人俳諧の宗匠といふも、多くは阿諛諂佞以て富人の懷中を覗ふものなり。若し節を尊び俗を離れし古への學者をして當時其業を襲ぐものを見せしめば、何とか歎ずべき、思うても猶ほ餘あり。

家康立政の主旨は勤儉尙武の風を保持するに在りしが、泰平のうち續くに從ひ、人情淫靡に赴き文弱に流れ、驕奢の風年を追うて甚だしくなりぬ。綱吉の初政にこれを矯めんとし、吉宗が英斷を以て風俗を改革せんとせしより始めて、松平定信も同じく質素儉樸の古風に歸さんとしたりしが、大勢の趨く所は如何ともすべからず、水野忠邦の嚴酷な

る禁令も功を見ずして、人心の奢靡を喜び逸樂に荒む風は愈々まさりゆきぬ。されど倫安の世既に一道の活氣顯はれて、今や惛眠の夢を破らんとす、何ぞや尊王攘夷の說是なり。是より先き國學の興れるは下河邊長流僧契沖等に始まり、その後加茂眞淵本居宣長等に至つて我國古書の研究甚だ盛に、古書を讀んで國體の存ずる所を知り、源頼朝が幕府を創立せし以來皇室のいたく陵替したるを慨きて、王朝の昔に今を還さんことを望む者漸くに多し。寶曆年間竹內式部、山縣大武、藤井右門の三士始めて勤王の士をして起り、寛政に高山彦九郎、蒲生君平等ありて、これより勤王の論大いに動き、幕政に厭きて新政を希ふ者續々として其說を贊するに至れり。寛政の頃より西洋船艦の邊海に出沒し、屢々我に望む所あり。是に於て攘夷の說起り、勤王論と合して志士頻りにこれを主唱す、我國は神國にして、天皇は天つ日嗣として天下を知ろしめしたまふ所なり、然るを幕府何者なれば臣下の身を以て、至尊を壓へてあるかなきかにおはさしむるぞ。外人如何ぞ夷狄の分を以て神國を凌辱するぞ。幕府倒さゞるべからず、外夷逐はざるべからずと、慷慨悲憤するもの多く、人氣漸くに激昂し來りぬ。刀劍を撫して膽力氣節を練りし風、是に至りて復活し、志士は所謂大和魂を以て神州男兒が飲くべからざる心性とし、好んで本居宣長の

敷島のやまと心を人問はゞ、朝日にほふ山櫻花

の和歌を唱したり。盛し平安の世に和魂といへば、漢才と並べ稱して智慧才覺といふほどのことに過ぎざりしを、此時に至りて一種高妙なる意を含ませ、武士道を具有し、外夷に對して神州の體面を辱しめざる靈能を指すに至れるなり。

時しも外船が北は西陲を侵せりとの噂とりどりなる中に、黑煙空を衝きて來艦の江戸近海に迫りけるより、二百年の安逸も幻と消え、俄かに鎧櫃の塵を拭ひて威絲の朽ちたるを繕ひ、刀鎗の鞘を拂ひて刃尖の銷びたるを磨ぐ。殊に水戸藩は勤王論の焦點となりて慷慨激烈の士多く、薩摩長門の士も祖先が尙武の風を存し、また尊王攘夷の說を唱へて士氣頗る強ければ、諸國の武士は水戸藩長といへばひたすら畏敬して其風儀を學べり。幕府も外國に接する策略に急がはしく、講武所、海軍操練所を設けて、切りに武技を講習して合戰の用意をなせば、江戸市內の柔弱なる文金風の餘烟も漸く熾滅して、武士は兵術の操練に暇なし。京都は勤王の說起りてより、俄かに活潑の情況を呈し、勤王の士多くこゝに集まれば、佐幕の徒これに抗せんが爲めにまた來り、兩黨派を別ちて相擊ち相殺す。勤王黨は佐幕派を姦徒と稱してこれを斫り、其首を四條河原なるに梟して、天に代つて誅すと稱し、中には等持院に到りて、足利尊氏、義詮、義滿の木像の首を刎ね、逆賊を罰して正邪を明かにすとて、快哉を呼ぶものもありき。幕士はまた勤王の浪士を夷げんがために、刃を提げて市街を巡邏し、山紫水明の地も殺氣天に塞がりて、暗黯たる雲大內の上を覆へり。斯くて長州征伐となり、伏見の役となり、明治維新に至りてぞ、人心漸く安堵の思を爲したりける。

第五章　三都及び諸國の交通

第一節　江戸、京都、大坂、及び長崎

此時代に於て江戸が開化の中心たりしは言を待たず、京都はさすがに歴代帝王の都せさせたまふ處とて、古來繁盛の名聲を止め、大坂は商業の中心として京に優りて繁榮したり。されば世に江戸を東都と稱し、京坂を併せて三都といひ、また三箇津と號す。肥前の長崎は唯一の外國貿易の港にして、支那西洋の影響をうくるはまづ此處よりせりされば今これ等の都會の景況を略述し、併せて街道往來のさまを記すべし。

江戸　江戸の地は武藏國の東南隅に位し、名にしおふ武藏野につゞきて隅田川を帶びまた品川の海に臨めり。鎌倉時代より江戸氏こゝにあり、室町の世に至りて扇が谷なる上杉定政の宿老太田持資道灌この地なる千代田村を相して城廓を構ふ、時に康正二年、始めて土木を起し、長祿元年に功を竣りぬ、名づけて江戸城といひ、こゝに移住す。京都五山の僧萬里、古詩を引いて稱して曰く、

窓含西嶺千秋雪　門繫東吳萬里舟。

道灌こゝに主たること凡そ三十一年、文明十八年に道灌亡びて、此城は上杉氏の有となりしが、大永四年に北條氏綱これを奪ひ鎭將を置きてこれを守らしむ。其後、年を經ること凡そ六十七年、天正十八年に至りて豐臣秀吉北條氏を滅ぼし、德川氏を關八州に封じ

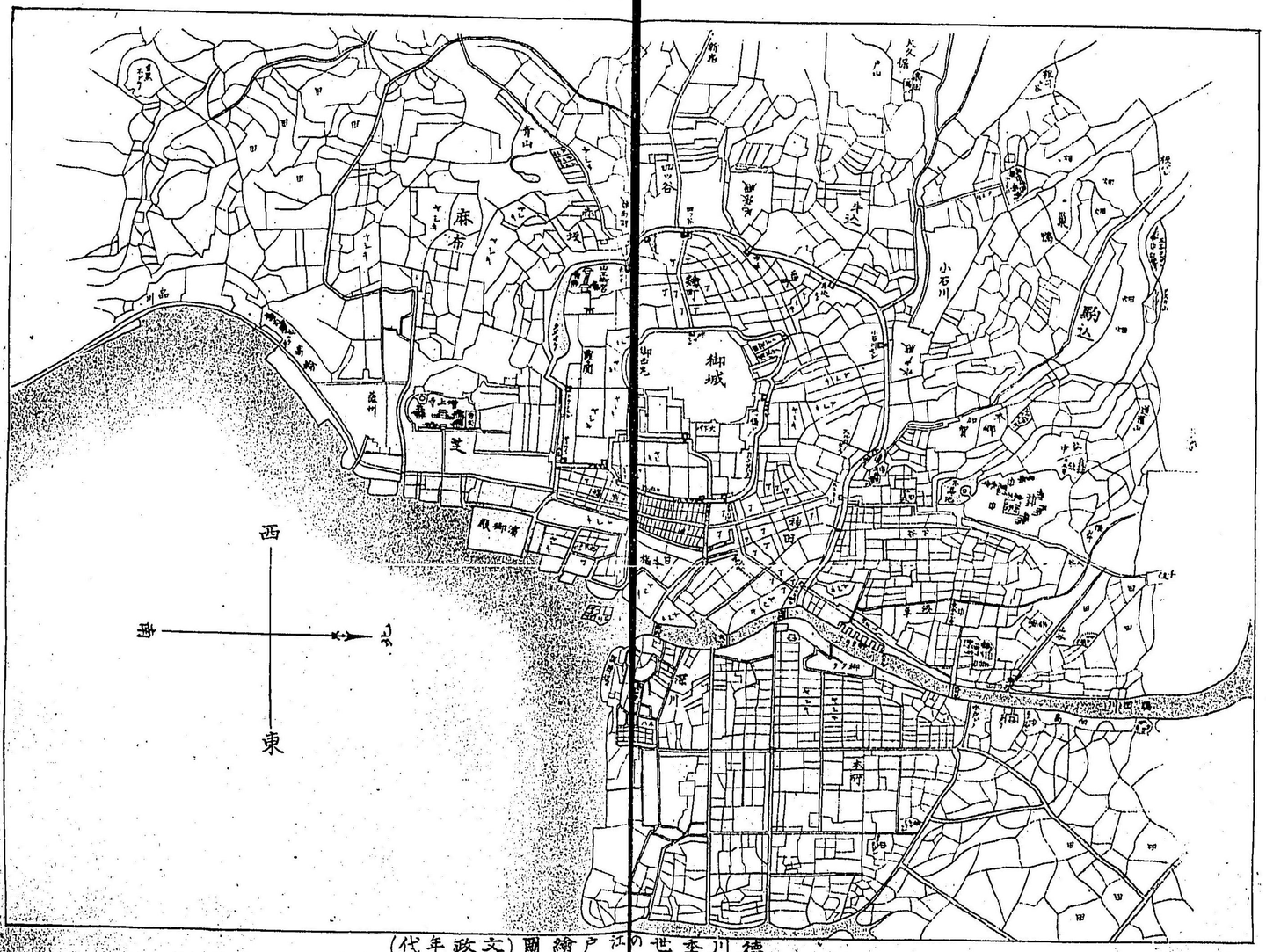

(代年政文)圖繪戸江の世季川徳

て江戸の地に居らしめぬ。

かくて北條氏の鎮將遠山景政が弟川村兵部大輔此城を開きて去りしかば、此年八月朔日家康入城す。時に城内の居館は大抵破損に及び、そぎ葺の屋根頽れて雨を漏らし、塁壕物も碎り果てゝ、石垣など築きたる跡もなし。四方は茫々たる荒野が原、何處を限りとすべき果もなく、潮干潟の蜑、丘の上の薄はいやが上に生ひ茂りたるが中に、微かに煙を上ぐる藁屋の見ゆるは、三田、櫻田、平川、小日向、小石川、神田、本郷、湯島、谷中などいふ村々にて、漁翁牧童の網曳き草刈りて、住めば都と、武藏野に屍を埋むるも哀なりきざるを家康の住みてよりは、諸國より城下に來りて家を定むるもの多く、殊に北條氏の亡びてより小田原の寺院町家の移り住むもの數へ難く、伊勢の町人の店を出だすもの亦夥し。德川氏大權を握るに及び、諸侯これを推戴し、諸うて江戸に第宅を賜はり、妻子を爰に移り住ましむ。從うて商工も增加し、城下漸くに繁昌すれど市街猶ほ狹隘にして多數の人を容るゝこと能はず。されば慶長八年、六十五名の諸侯に課し、神田山今の駿河臺を崩して蔵原を埋めさせ、三十餘町の平地を得たり。其十一年、大いに江戸城を改築し、寛永十一年には譜第大名の妻子を悉く江戸に移らしむ。江戸これが爲めに益々榮ゆ。同十三年諸侯に命じて城の總曲輪を築かしめ、また堀割を穿たしめて運漕の便を計る。市民の飲用水は城濠または赤坂の溜池より引きて用ひたるが、その汚濁なるを憂ひて、井の頭池より神田上水を通し、承應年間また多摩川の上流を引きて多摩川上水を開き、これを紫鹿の用に

充てしむ。の淺千川上水、白堀上水、玉川上水なる出で來れるが、何れも享保中に廢せられて、初めの二上水のみ市民今に至るまでこれを仰がざるはなし。明暦三年の大火に市街の過半は茫々たる燒野が原となりしが、忽ちにまた家居立ちつゞきぬ。この時市區の改正も行はれ、橋梁の新たに架せられたるも少からず。本所深川の二區も開け、人口日を追うて增加せり。市街のうち麹町麻布赤坂四つ谷より本郷までを山の手といひて、武士の住居するところにて、諸侯の藩邸、旗本家人の屋敷嚴めしく構へられ、京橋日本橋神田、下谷、淺草なぞは下町とて町人の居るところにて、甍肆軒を連ね、大名の大なるは屋敷五六箇所を有し、小なるも上中下の屋敷あり、大なるものには國々より上れる武士數千人小なるも數百人その中に住みぬ。寛永より萬治の頃までは、江戸の町數を概推して八百八町と唱へしが、次第に增加して享保には千六百七十二町、天保十四年には千七百十九町に及びぬ。人口は町奉行支配の町人のみにて享保八年に五十二萬六千三百十七人、天保十二年に五十六萬三千九百八十九人、これに武家及び其家來、他支配の町人、僧尼、巫祝、能役者、遊女等を加へなば、百五十萬より二百萬にも及びぬべしとされば江戸の周圍次第に四方に延びて、海は埋まり田は家となり、南は品川、北は千住まで家立ち續きて、草より草に入りけん月も、櫛の齒なす軒に隱れて見えず。

市街の中央に千代田城あり、二百六十餘年、日本國政の源泉にして、諸國の大小名こゝに伺候す。城の南にあたりて日本橋あり、江戸の繁昌何れはあるが中に、こゝなん日本一の

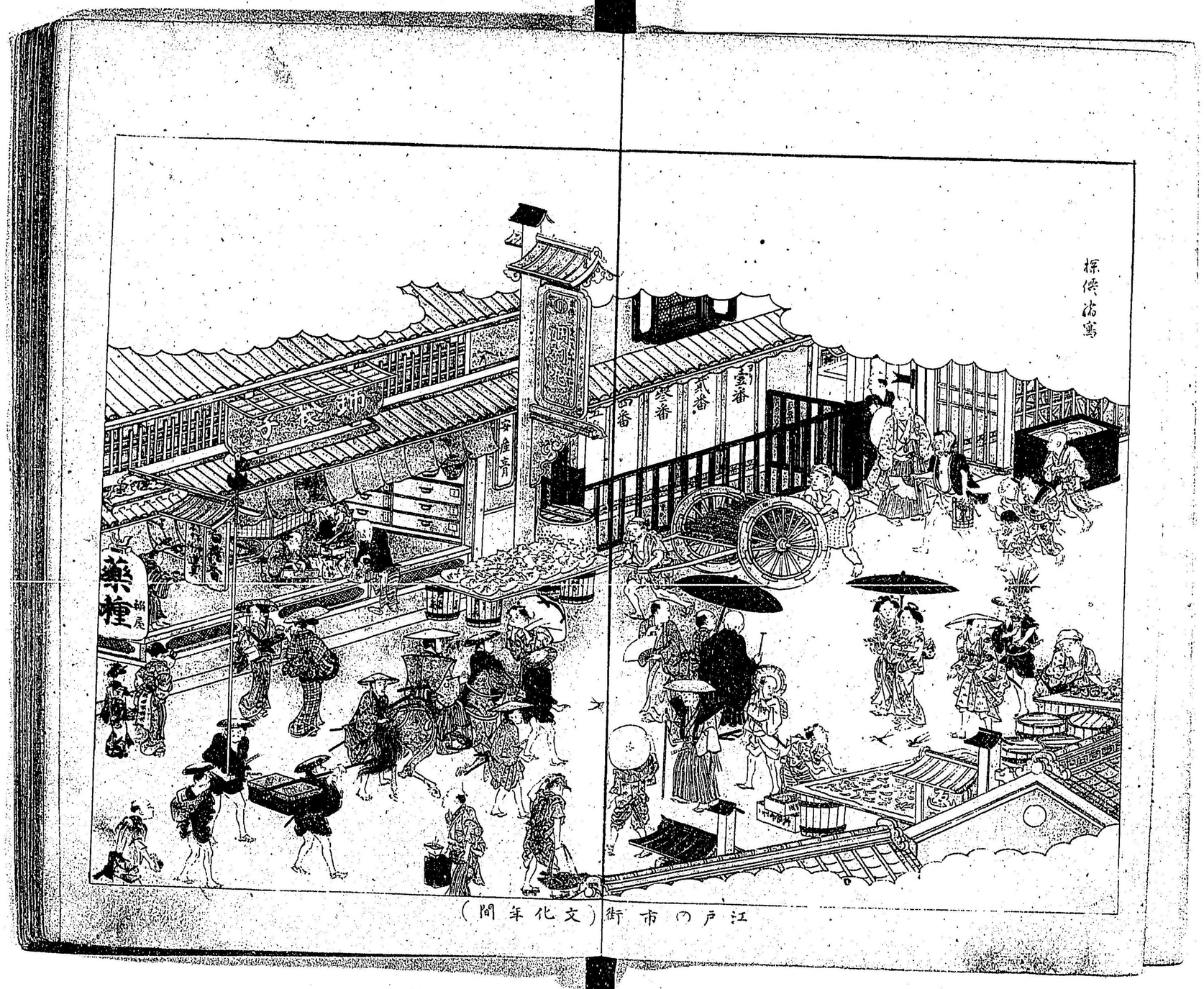

江戸の市街（文化年間）

賑なる。全國の里程も此より數へ始む橋の邊に魚市たちて船の出入引きもきらず鰹
は生きて出でけん初鰹九十九里濱に浪の花咲く櫻鯛も唯この場に集まりぬ橋の南の
四日市に青物乾魚の市たつも目覺ましければ通町に巨家高屋檐を列ねたるが中に十
軒店に桃の佳節は內裡雛端午の折は冑人形菖蒲刀春待つ頃は破魔弓手鞠羽子板など
商ふ賣聲さへもいと勇ましく芝神明のめくされ市寶大明神の酉の待淺草觀音の歲の市
など、その賑は實にや大江戶なればこそ。

寺院にて庶民の麕集最も甚だしきは、淺草觀音に增すところなし、老若男女肩を摩り踵
を接へて、參詣の人絕ゆることなければ、境內には飮食店講釋師落し咄さまざまの觀せ
物の小屋など隙間なく列なりぬ。上野には東叡山江戶城の鬼門にあたり、家康の信仰最
も篤かりし僧天海の開基にかゝる堂舍佛閣甍を列ね、莊嚴華麗語も及ばず、參詣を兼ね
て遊樂をなすもの四時ともに多し。芝の增上寺は東叡山と相並びて將軍家の祈願所と
いふべく、金銀瑠璃の裝飾何れか眼を驚かさゞらん。開帳の多きは兩國橋外の回向院、ろ
の他寺院あまたありて數ふるに暇なし。神社には麴町永田馬場の日吉山王、江城の產土
神と稱して氏子最も多く、神田明神これに次ぎての大社なり。湯島の天神は由來古くし
て信徒多く、高田八幡は武を守る神とて參詣絕えず、その他根津權現、淺草三社權現、芝神
明、市ヶ谷八幡など何れも名ある神社なり。

四時の游觀さまざまなるか中に、上野の花見殊に賑はし、櫻の盛なる頃寺內一面に蒔う

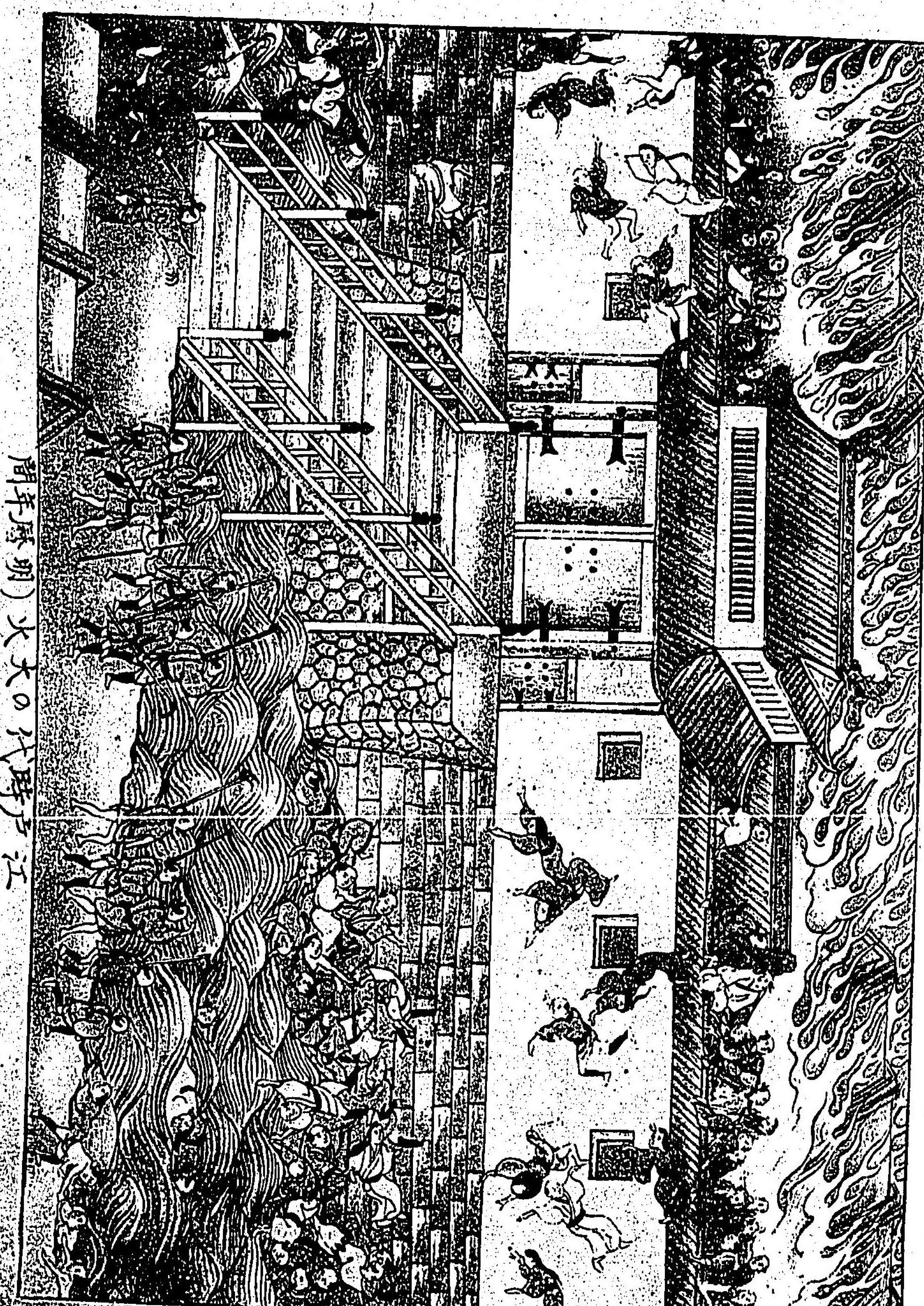

江戸時代の大火（明暦）

ち張り、毛氈花席を布きて酒飲み歌ふ、鳴物は寺の掟にて禁じたれど、歌浄瑠璃踊などは遊人の心のまゝなり。向島、飛鳥山の櫻狩もこれに劣らず、往く〳〵と來ると追し合ひ追され合ひ飲めよ歌へと騒ぎ、茶番道化の戯に日を暮らしぬ。梅には龜井戸の臥龍梅、白鬚の新梅屋舗、雪見る頃の待乳山、王子の稻荷も眺めあり。大久保の映山紅、染井の菊、花戸に養ふ草木もまたそれ〳〵に面白し。別けて賑かなるは淺草川の船遊び、舟を駒形堂に繋ぎて興を催すもあれば、三ツ股を漕ぎ廻りて月を賞すのもあり。兩國の夕涼には橋上橋下の賑ひ口にも筆にも盡くされず、樓船、屋根船、猪牙船、流の上に滿ち〳〵て錐をたつべき隙もなし。四時を擇ばず樂太皷の音に誘はれて人往き集ふは、中村、市村、森田の三芝居また吉原、深川などの遊里は夜なき極樂世界といふべし。

そも〳〵江戸の地たる、前は渺々たる海に臨み、後は遙々たる原に續きて、山遙かなれば風は自らに強し、さなきだに人家稠密の都會は火災多かるに、冬季天晴れ氣燥きたる時一たび火を過てば、祝融忽ち怒り風伯これを援けて、昨日繁昌の市街、今日は一面の焦土となること多かり、俗に呼んで火事は江戸の花といへり。初め慶長六年十一月に江戸の町々殆と一宇も殘らず、燒失したる後、年々火災のなきはなし、殊に明曆三年正月振袖火事には江戸城の本丸、二の丸ともに燒失し、南は芝より北は淺草に至るまで、一面の燒野が原となりて、焚死したるもの萬を以て數へられぬ。その後元祿八年二月の地震火事、安永元年二月の目黒行人坂の火事を始めとして、大小の火災擧げて數ふべからず。慶長以

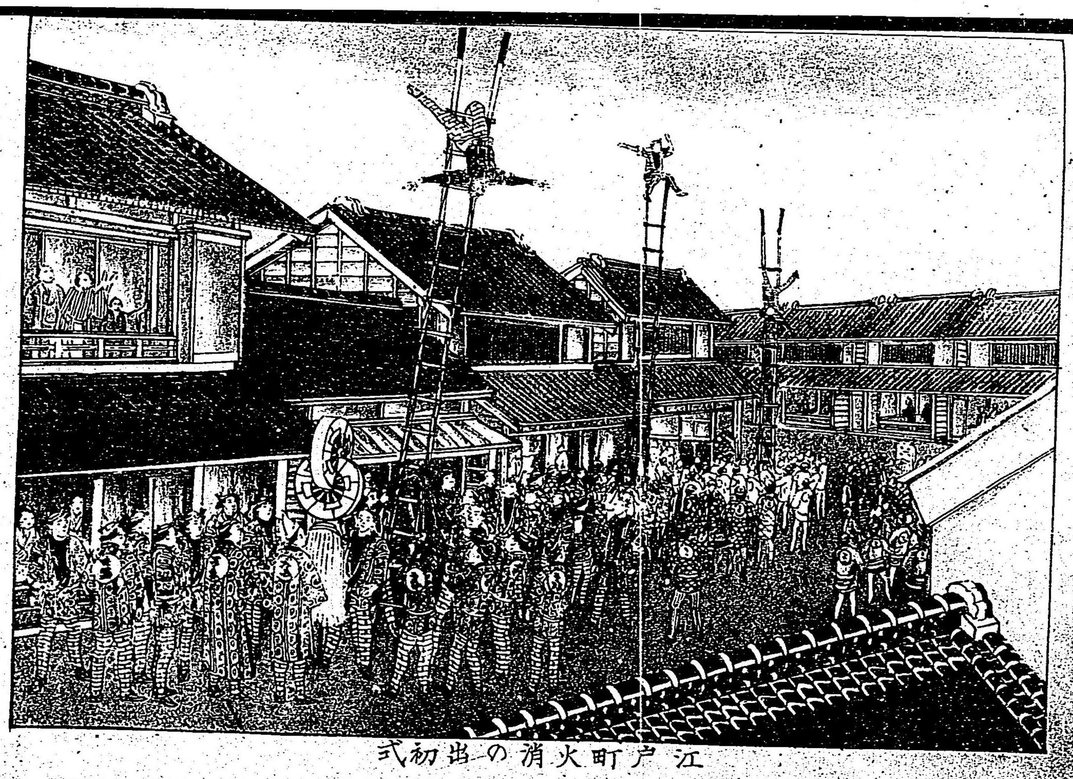

江戸町火消の出初式

來家屋の草葺を止めて板葺とし、明暦以後火事装束に用ふるがため價騰貴したるを以て、皮足袋廢れて絹木綿のもの行はれ、また災後の便宜の爲めに奈良茶飯、惣食蕎麥などの飲食店の增加したるなど、火災の爲めに風を移し俗を易ふることも少からざりき。

年々歳々火災多ければ、幕府も屢々これに關する制令を發布したり。殊に將軍吉宗は令して瓦屋、塗屋を建てしめ、市街要衝の所は家屋を撤し空地となして防火に便にす。斯くて火災に注意することと爲ければ、消防の制も自ら嚴ならざるを得ず。明暦大災の後幕府は直ちに定火消を置き、四千石以上の旗本を以てこれに充て、失火あれば與力同心を隨へて難を救はしむ。初めは十五組なりしが、元祿八年に十組となり、世にこれを十人火消と稱へしに、寶暦元年に至りて八組に更めたり。方角火消は正徳四年に起り、諸國大名を役に充て、大手、櫻田、紅葉山、東叡山、淺草米藏などを府下の要所に持場を定む。その他大諸侯の藩邸にまた各々火消役を有す。町火消は正徳五年に起り、一町内に三十人の消防夫を置きたれども、未だこれを專門の業としたるにあらず、町家の子弟が業務の傍ら火災あればこれに駈け付けたるのみなりしを、享保中、大岡忠相町奉行となりて始めて組合を定め專門の消防夫を置く。これを四十七組に別ち、いろは四十七字を以て符號とし、纏にその組の方域を記したる長さ七尺の吹流しを下げ、また提燈を副ふ。この時纏の幡連には銀箔を塗り、高張提燈は瓜形にて赤く塗り纏を揃きしが、寛政の改革に小纏を廢して大纏のみとし、その銀箔を止めて雲母引をしたり。

斯くの如く防火の制定まりて、大名の家及び町内に火見櫓を設け、失火あれば大皷にてこれを報じ、また火の番を設け、拍子木、金棒にて用心を促す。火事場は戰場と見て纏はもとより兵事のものに倣ひ、火事裝束も陣笠、羽織、胸當など何れも戰爭に用ふるものに擬して作れり。町内の火消惡の者は、なほ武士が平時は逸遊に日を送るが如く、火災の折は生命を賭して奔走する代りに、一年の大半は游惰に耽り、博技を弄び、威を振ひて憚らず若し此輩に惡まるゝ時は火災の時に援を得ざるのみならず、平時も害を蒙むることと多しされば世人は務めてこれを優待し、町内の富家は常にその親方といふ者を扶持す。從うて渠等の威權甚だ強く、江戸初世男伊達の風を存して、都人が江戸子と稱するものの純なるは、概ね渠等に於て見るを得たりき。

京都、京都は前期以來興隆して漸く舊態に復し、元和偃武の後は愈々昌平の徵となりしが、政權は關東に移りぬ、唯桓武帝以來の帝都として古來文明の迹を止め、此時代の初めはなほ開化の先導地たりき。さすがに大內裏、百官諸寮のあるところにて、朝廷には實力なきも位階を授與し、國民を秩序する權あり。公卿有職の人々は舊例古格を以て路人の服飾擧作を咎め、賂遺を貪りて生計を營み、諸藝專門の家は頗りに口訣祕傳と稱してこれが傳授を業とす。また門跡本山の全國の寺院僧尼を管掌するもの多く、信徒群をなしてこゝに詣拜すされば公家侯の總高は大名の一國の領に過ぎざるも、其繁華なることは江戸に劣らず、風流華麗を競ふは覺都以來の風習にして、萬般のこと優美ならざるはなしされどもその後江戸の隆盛なるに從うて京師は漸く衰微し、加ふるに公卿は家族の增加するに從うて家計の困乏を感じ、不平の念日を追うて增加しぬ。米艦渡來の後勤王攘夷の說大いに行はれ、有志の士皆こゝに蟻集し、或は公卿の門を叩きて其說を主張し或は禁闕を譏らんといひ、京師は再び雜踏の衢となり、兵馬絡繹寺院多くは浪兵の宿所となり、九重の邊殺氣滿々たりき。

室町の花の御所は應仁の亂に兵燹に罹りて跡を止めず、聚樂の亭も秀次の亡びてより櫻閣散離して町の名に名殘を止むるのみ。また前日の盛況を見る能はざれど、名所舊跡の多きは何處か此地に及ぶべき、寺院の數々あるは殊に目に立つばかし。人みないへらく、京に遊びし後にあらざれば寺の自慢は出來ずとげにや五山の大伽藍は昔の榮を今に殘し、淨土宗には吉水の禪房（知恩敎院）、誓願寺、一向宗には東西本願寺、また佛光寺も親鸞の流を汲みぬ。法華には本國寺、妙滿寺、本滿寺などぞ門徒は常に群集せる。東寺敎王護國寺は弘法の舊居、黑谷は法然の遺跡にして、嵯峨の釋迦、清水の觀音は靈驗殊に灼然なりと聞ゆ。世に珍らしきは壬生寺の狂言、太秦廣隆寺の牛祭、また三十三間堂蓮華王院、大佛殿（方廣寺）も見物の人多し。寺院と並びて神社もその數多く、上下の加茂に石清水、祇園、北野、上下の御靈、平野、松尾、梅宮、遠くは伏見の稻荷なども、朱の玉墻美はしく常盤の森ぞ神さびたる。

春にしなれば嵯峨（嵐山）や御室（仁和寺）の花盛り、夏は四條の夕涼み、秋さり來れば高雄神

護寺、通天(東福寺の紅葉の色、冬は丸山の雪の眺、何れも人の心を動かすめり。都人絃を鳴らし謡うていへらく

春は花いざ見にでんせ東山、色香あらそふ夜櫻や、うかれうかれて粋も無粋も物がたい二本さしても柔らかう、祇園豆腐の二間茶屋。みそぎ夏はうちつれて、河原にでつと夕涼み、よいよいよいよいよいやよいやサ。

眞葛が原にそよ〳〵と、秋は色ます華頂山、時雨を厭ふ傘の、濡れて紅葉の長樂寺。おもひぞつもる丸山に、今朝も來てみる雪見酒、うしてやぐらのさし向ひ、よいよいよいやサ。

三條大橋は東國より京に入る咽喉にて、行人常に織るが如く、都の繁華はこゝに現はれぬ。三條の南、加茂川の岸に先斗町(ぽんと)あり、水に沿ひて酒樓軒を列ぬ。島原及び祇園町には娼樓櫓を聳べ、長袖修裾街上に絡繹して、朧屐の響玉を鳴らし、搔頭の音韻を振るに似たり。四條の芝居には老若貴賤ともに集まりて、肩摩轂擊遊子野郎の姿に迷ひ、娼妓俳優の色を喜ぶめり。

大坂、大坂は前期以來その繁昌も一層にて、豐臣氏滅亡以後も商業の都たることは却つて古へに增り、堺の津も遂にこれが爲めに壓倒せられぬされば此地を俗に日本國の臺所ともいひ、豪商富估軒を並べ、大船巨艘檣を列ね、市中には水路四方に通じて運漕甚だ便に、米穀その他の日用品はいふに及ばず、舶載珍奇のものも扱はざることなし。堂島の米相場は日本國中の米價を左右す、此處にまた日々市立ちて雜穀を紲羅し早旦より黃昏まで奔走するさま、見るさへに急がはし。天滿の青物市は朝每に市ありて菜蔬を積むこと山の如く、順慶町の夕市は四時ともに夕暮より種々の物品を飾り列ねて商ふ。永代濱の鰹魚市も賑はしければ、雜魚市場には鳴門鯛、土佐の鰹、筑紫の鯨を手も濕らさず して得らるべく、長堀の材木濱には中國九州より運輸する材木を集めて、一朝に數千金の資買をなすとかや。

天滿の天神は市中にありて、一年間常に參詣多く、社內に肆を列ねて、翫せ物、輕口噺をなし、また植木、金魚を賣るなどさま〴〵なり。坐摩神社は仁德天皇の宮、これも市街繁華の間にありて、詣拜の人跡を絕たず。市街を離れては住吉の神跡を垂れたまひてより幾世か經ぬらん。四天王寺は佛法興隆第一の道場といはでもしるく、生玉神社、今宮の夷子などに福德を祈るもまた多かめり。わきて繁昌なるは道頓堀にして、女伶男娼の送迎、芝居の熱鬧なるは四時一日も絕ゆることなし。此地は殊に芝居に熱心なる處にて、竹田近江の機捩芝居、竹本豐竹の操芝居、何れも道頓堀に座を構へて、大入の札を文字黑々と張り出したり。新町、曾根崎新地などの遊里の賑ひ一々言ふも諄々し。』

江戸と比較せんがために京大坂の町數人口を擧ぐれば、寬文五年に京に町八百五十二、人口三十五萬二千三百四十四、大坂に町五百四十九、人口二十六萬八千七百六十ありき。』

長崎　諸藩の城市にては居眼の名古屋德川氏、加賀の金澤(前田氏)を始めとして繁昌な

るところ少からざれど、何れも江戸京都大坂の迹を追ひて、未だ開明の魁をなすものあらず、唯三都に次いでこゝに特書すべきは長崎の繁華なり。此地は元亀三年に地割をなして始めて六町を作る。天正十六年、秀吉その地子を免じて朱印を賜ふ。文祿元年、愈々繁盛となりて二十三町となる。慶長二年に猶ほその地を狹しとして、新たに田野を開きて四十四町をつくる。これは地子を納むる地にして外町といひ、從來の朱印地はこれに對して內町といへり。斯くて此時代に至り人家益々稠密となりたれば、市內を細分して內外合せて七十七町とし、その後また八十町に及べり。人口は元祿二年に四千九百七十九人ありきといふ。抑々此地たるや九州無雙の要津にして開港以來船舶常に輻湊す。寬永年間日本國中の諸港を鎖し、獨り長崎一港を以て外國貿易の場に充てられしより、支那、阿蘭陀の商船年々こゝに集まり來りて互市をなし、珍奇の品まづ此地に至り、外國の文藝遊技などを傳ふるも此地よりす。斯くの如く繁華にして商業の盛なる港なれば、商估はもとより武士に至るまで、たゞ射利を主として人情の輕薄なること紙に似たり、服飾玩具は外品の珍らしきを競ひて、驕奢日々に長じ、食物も內地と違ひて自ら外國の俗を移し、雞家鴨を殺すはもとより、家猪野牛を屠るも常の習なり。淫猥の風最も甚だしく、淑女も娼婦と業を同じうするを怪まず。丸山町寄合町の青樓には內外の遊人ともに遊興を極む。此時代の末に至りては外交漸く事繁く、これが爲めに此地益々賑へり。文久年間精得館を建てゝ蘭方の醫術を教へ、濟美館を設けて外國の語學を授けしより、書生のこゝに集まるもの多く、繁盛日に加はりて西洋文明の魁づ此地に現れたり。

第二節　往還驛遞

織豐二氏の世より道路の便開け、道々の津梁も修築せられて、交通漸く戰國以前の昔に復したりき。德川氏立つに至り四海全く治まり、往還の道更に大いに開けぬ。慶長九年、幕府令して諸國の街道一里毎に埃塚を築きて、その上に榎樹を植ゑ、また道の兩側に樹を植ゑ列ねしめ、江戸日本橋を全國道程の源と定めぬ。殊に寬永年間、參勤交替の制定まりてより、諸侯の通行頻繁となり、道路の整頓したること、古へに未だ曾て見ざりしところにして、一里若くは二三里を隔てゝ宿驛の設あらざるはなし。京江戸の往來に東海、中山の兩道あり、東海道最も開けてこれを日本第一の大道とす。此道は武家執權以來、京鎌倉の往來なりしを延長し、京より近江の草津に至り、南、伊勢に向ひ尾張に渡り、東海の岸を繼ひて進み藤澤あたりにて鎌倉山を横に見て、なほ十餘里にして品川より江戸に至り、すべて五十三驛、十日程の路とす。道中の名物多きが中に草津の銚子餅、桑名の蛤鳴海の絞染、鞠子の葛粉、汁、宇都の十圓子、小田原の外郎、透頂香なども最も名高し。中山道はまた木曾路といふ。美濃、信濃などを山谷崎嶇たる間を過ぎ、木曾の川舟または棧道にて膽を冷やし、碓氷の險坂にて肌に汗して、板橋より江戸に入る。すべて六十九驛十二日程なり。猶ほ江戸より四方へ出づる往還に內藤新宿よりするを甲州街道とし、森川王子を越えて進むは日光街道にして、千住を越えて奥州街道に入る。以上を五街道といひ、ろの

他脇往還と稱する諸州の街道には北國路、中國路、長崎路伊勢路、水戸街道等あり。斯くの如く往來の便開け交通自由になりたれど、幕府も諸侯も戰國割據の餘弊を受けて互に疑惧し、強ひて山間不便の道を道路とし、これを疊折屈曲して測り知ることを能はざらしむ。また殊さらに大川に橋梁を設けず、東海道の大井、天龍、富士の諸大河江戸に近くて六郷川の如き、或は人夫の肩に乘り或は舟を備ひて渡る。また幕府は東海道には箱根、荒井、中山道には碓氷、福島などに關所を設けて一々行人を檢査せしむ。これを避けて間道を越えたるものは、關所破りとて磔罪に處せらるゝなり。

徳川氏政を執りてより久しからずして傳馬法を發布したり。慶長十四年の制に荷物の重さ四十五貫を馬一駄とし、其駄賃凡そ一里に京錢鐚錢十六文、人足賃八文とす。同十九年、旅人驛家に投じて其薪柴を用ふれば、木賃として鐚錢三文を出だし、これを用ひざるものは出だすことなからしむ。元和三年に改めて木賃四文、馬一匹の飼料八文とし、旅舍の薪柴を用ひざるものは其半を減せしむ。爾後物價騰貴するに及びて、駄賃、木賃ともに割增を加へたり。公家武家僧尼の輩は本主本山の勘合印を受けこれを證として宿驛にて人馬を繼ぎ立つるを得、その人馬を繼ぎたつる所を繼所または傳馬所といへり。百姓工商の私かに往來するは割符を得ず、相對にて人馬を雇ふべきものとす。寛永以來泰平うち續くに從ひて事の不自由なるを厭ひ、參勤の諸大名または小身の武士も多くの從者を隨へ、要なき荷物を携へて、渡りに宿驛の人馬を驅役し終には宿驛に備ふるものゝ

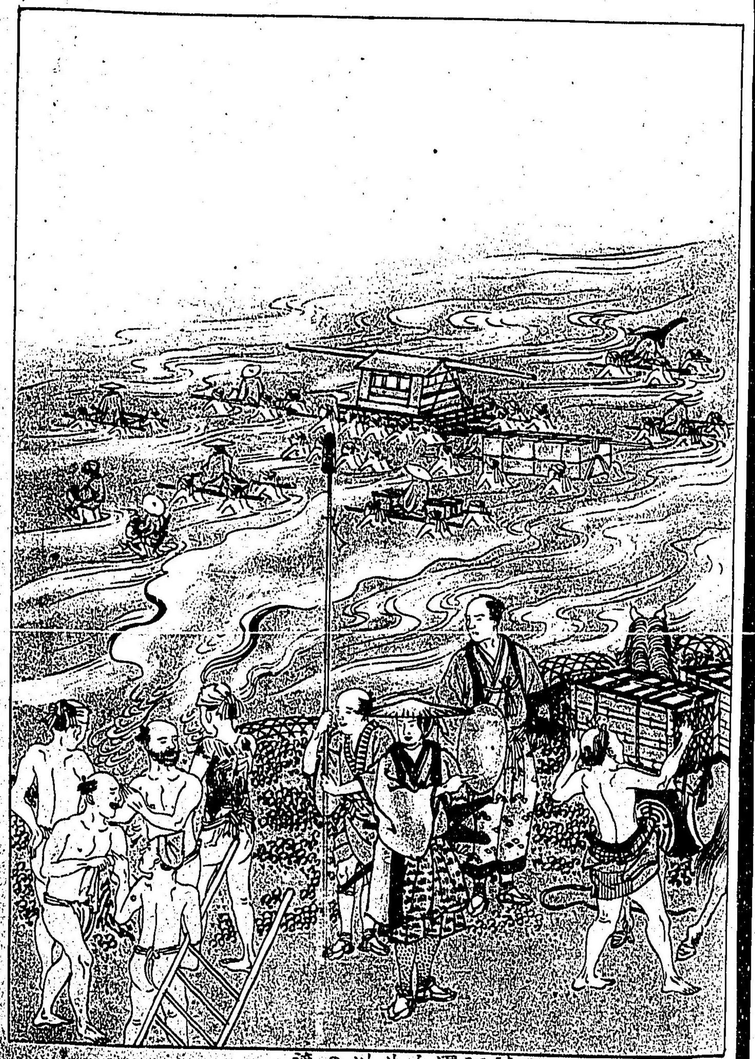

遠江國大井川の渡

みにては不足を告ぐるを以て、沿道左右の近村に驛傳の人馬を賦課するに至れり、これを助鄕の起源とす。助鄕の名は既に寛永中にあり、元祿七年に至りて幕府其制を劃定す。街道筋宿驛の近傍一二里の諸村に課するを定助鄕といひ、五六里以上十里内外の諸村に課するを加助鄕といふ。これが爲めに農民は耕作の時を奪はれ、正税以外の苛役を命せられ、終に園村を擧げて離散したるも少からず。されば助鄕に當る村々は、これを免れんが爲めに代錢を出だす。其額凡そ正税の一倍、甚だしきは二倍に登ることあり。繼所にてはこの代錢にて雲助と名づくる無頼者を抱へ置き、これを使役して荷物の運送などの用に當らしめたり。

抑々慶長の初めには處々便要の地に於て宿舍の設けありきと雖も、猶ほ古代の風を存し、旅人は米或は糒を携へて往來し、旅舍は唯米を爨ぐ薪、糒を浸す湯を給して其家に偃臥せしむるのみ、衾褥は豫め通じおけば調へて貸すもあり。當時宿泊料を稱して木錢または木貨といへるは薪柴を給するを主としたればなり。その後旅人は粮食を擔ひゆくことの不便を厭ひ、旅舍にて米を買ひてこれを調理せしむ、よりて木錢、米代の稱あり。されど諸國の交通繁く、また人々驕奢に赴くに從ひ、この風も自ら一變せざるを得ず。何時しか宿驛に旅舍立ち續き、日沒の頃に至れば宿引と稱して途上に旅客を迎へて宿泊を強ふるもの多く、却つて行人をして其煩に困ましむ。旅舍に入れば酒を待たずして茶菓前に堆く、湯に浴して一日の勞を休め、浴衣姿にうちくつろげば美味珍羞既に至り、枕席裀褥

一として備はらざるはなし。按摩を呼びて肩を揉ましむるもあり、木銭米代の稗は尚ほ殘れるも猶ほ擔ひ歩きし時とは大いに異にして、宿舎の自由なるは却つて我家にあるに勝るに至れり。道傍には馥郁茶屋此處に彼處に床を陳ねて旅人を慰はしめ、茶湯を賣ぎ併酒を賣る。輕尻馬に乘りて鈴の音、馬夫歌に唾を催すもあれば駕籠を傭ひて掛聲勇ましく走らするもあり。斯くの如き自由の世の中とはなりしかど、當時警察の制完からず、駕籠昇は旅人を中途に留めて飲酒の料を強請し、また謎摩の灰の旅客の金錢を詐取せんとするあり。強盜山賊も少からずして屢々行人を脅迫して其荷を奪ひ、旅宿にも枕さがしとて旅人の睡中に荷物を奪ひ去るも多かめり。わけて歌舞妓役者なと柔弱のものは途にて強談にあふこと屢々なれば武士に扮裝ちなどして強壯の體を裝ひて旅行するものは却つて安全なりき。

驛遞　驛遞の事業も此時代に至りて大いに備はれり。寛永以降、大坂番頭の名義を借りて、法被を着し、雙刀を佩びたる定飛脚、三都の間を往來せしが、寛文三年に町飛脚屋の創業ありてより、飛脚は商賈の裝をなして東西に來往す。毎月二日、十二日、廿二日に大坂を發して、江戸に向ふを以て名づけて三度飛脚といふ。その江戸に着するや、先づ宿舍の門前に莚席を布き、書狀貨物を陳列して路人に縱覽せしめ、その中己の名宛あるものを取り去らしむ。同十一年、金飛脚手板組の創業あり、宿舍の弊風を改革せんが爲めに、文化元年、浪華講の設置あり、天保元年に三都講の創立あり、爾來種々の講を立て同盟して其制

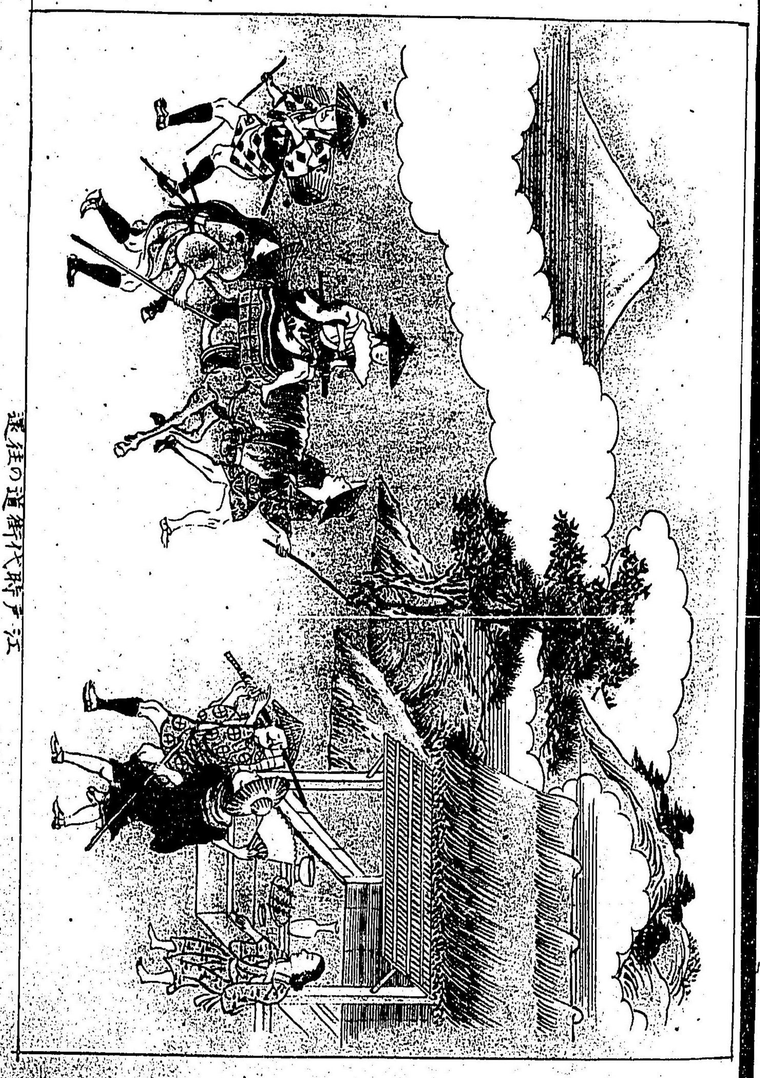

規を守らんことを約するもの多くて、宿舎の軒に何々講の標札を掲げざるもの殆どなきに至れりされども猶ほ種々の弊風は射利の業に伴うて遂に一掃することを能はざりき。

將軍の鹵簿及び大名の行列　將軍の通行に當りては、其街道の往來を停めて儀式頗る嚴重なり。三代家光の頃までは、さまで式も重からざりしが、その後世を經て萬事形式を飾るに從ひ、御成の制も嚴重なるに至り、通行の途に當れる家々は、店を閉ぢ、火を揚げずして、門前に水桶を出だす、また砂を盛るもあり。犬猫の類をも繋ぎて外に出だすことを禁せしが、綱吉深く佛敎を信じて其禁を解きたり。日光社參の時などは、大名は軍役の半ばかりを出だす。江戸市中は櫻田、新橋、昌平橋、和泉橋、芝難波橋、柳橋、新大橋、永代橋の七箇所を閉ぢて其往來を禁じたり。今通常の御成の鹵簿を示さば大抵次の如し。

先拂徒一人　徒一組　徒頭　挾箱　同　臺笠　日笠
先拂徒一人　馬　先下乘り一人　徒一組　徒頭　挾箱　同　臺笠　日笠
雨笠　曲錄　床机　小十人頭　徒目附　小十人頭　同朋　長刀　小納戸
將軍　側衆　小性　若年寄　小納戸　茶辨當　目付　小十人　小十人頭　同朋　長刀　小納戸
十文字鎗　小人頭　鐵砲五挺　小人頭　同組頭　挾箱　裝束箱　手傘袋　雨羽　同組頭
直鎗　同組頭　鐵砲五挺　小人頭　同組頭　挾箱　裝束箱　雨羽　同組頭
直鎗　同組頭　鐵砲五挺　小人頭　同組頭　挾箱　裝束箱　雨羽　同組頭
投鞘鎗　同組頭　鐵砲五挺　小人頭　同組頭　挾箱　裝束箱　雨羽　同組頭
乘馬　同　同　供馬　雨番抑　小人抑　徒抑　小人抑
同　同　供馬　雨番抑　小人抑　徒抑　小人抑

江戸時代

街道筋には大小の雨刀厳めしく往來のたゞ中を肩肴かして行く武士、脚絆甲懸甲斐々々しく諸國をわたり歩く旅商人、飛脚の足速き巡禮の歩み遲きなど、集散離合さまざまなるが中に、殊に目覺ましきは大名が參勤交替の爲めに、往還する道中の様なり。家老用人より若黨、足輕仲間に至るまで多きは數千、少きも數百の從者、行列正しく鎗を立て挟箱を擔ひて、先手は打寄する浪に足を洗はるゝ時後押はなほ爪先上りの阪に喘ぐもあり。並木の松の間を鳥毛の鎗、金紋の先箱の散見するも勇ましく、道の兩側には老若男女地上に蹲踞してその行列を拜すめり。斯く多人數を從へ武器を携ふるは戰國の世、軍陣に臨むはもとより、近親と往來する折にも護衛の兵多く從へたる遺風ともいふべく、その立て列ぬる鎗、挟箱の類は恰も戰場の旅指物の如く、鎗の鞘箱の紋を望み見て、直ちに某侯なるかを知るべしざされば行列の調度には貴賤上下の別ありて、漫りに僭上の具を携ふることを許さず。通常鎗の鞘は羅紗、皮革、または羽毛を以て飾り、輿の前に持たしむ。長さ一丈八尺に及ぶもあり。對の鎗は綱吉の時、甲府綱豐後に六代家宣）の外、島津氏あるのみなりしが、吉宗の時に至りて三家皆これを用ひたり。五六萬石以上の大名も二本を立てさすれど、其鞘の形相同じからず。挟箱は着替の衣服を藏むる箱にて、寛永末年の頃の發明にかゝる（或はいふ挟箱は慶長の頃既にこれありきと）。室町時代の季までは衣服の類を運ぶには、上刺袋（もはさゞぐろ）とて布袋に太き絲を縦横に刺し貫きたるものを用ひたりしが、慶長の頃、津田長門守といふもの始めて挟竹とて衣類を竹または板に挟みて擔ひゆく

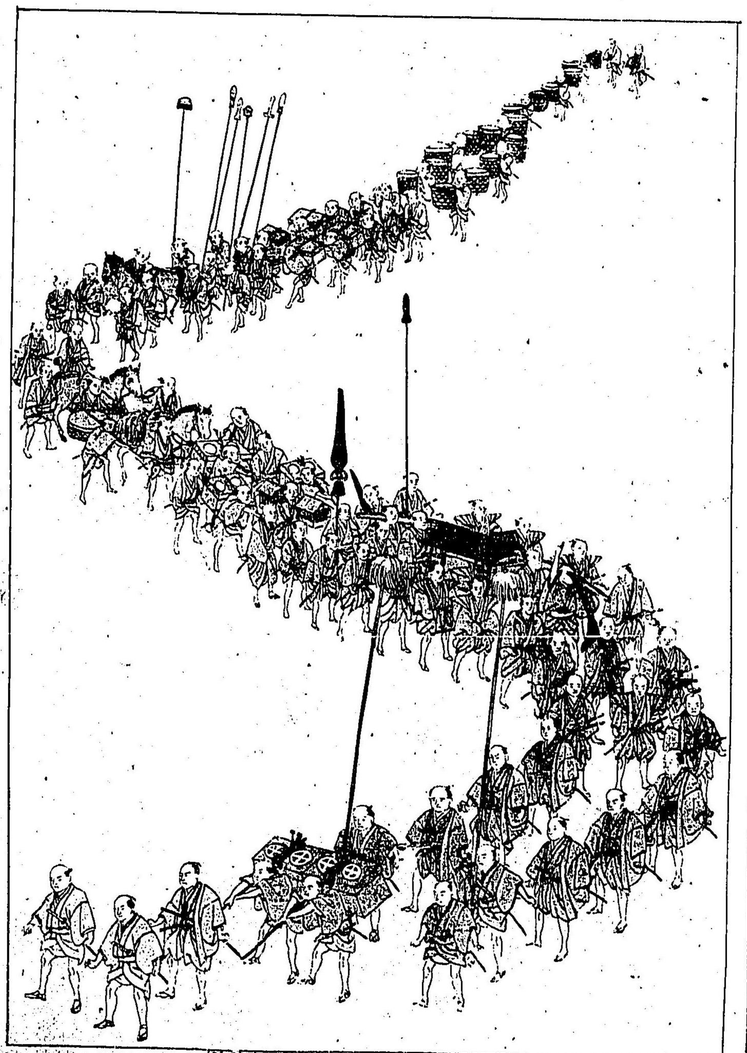

江戸時代大名の行列（島津氏）

ことを工夫したりき。その後箱を用ふることゝなりしが、猶ほ古名を襲ぎて挟箱と稱したるなり。その製黒漆にて描しまた緒を飾る、これを伊達緒といふ、革を以て包み、これに家の紋を描く、鎗と共に輿前に立てさするがゆゑに、これを先箱と稱す。これまた両箱を用ひて對の挟箱といふ、されど三千石以下の士は唯一箇を用ふるを得るのみ。并伊家は一本道具とて一鎗一箱を用ふるのみ。鎗挟箱のほかに薙刀を持たせ、奉馬に虎皮の鞍覆を用ひ、乗物に羅紗の日覆を懸くるは重典にて、其家數を限られたり。大名は多くは乗物に乗りて行く、また馬に跨るもあり。これに從ふ調度に、立傘とて傘を袋に納めたるもの、臺笠とて笠を袋にして棒をつけたるものを持たすなどは、孰れも此時代に始まれる風なり。その他臺弓、鉄砲、葵、茶辨當なども前後に擔き連れて練り行くさま、燦爛として耀き渡り、始めは警衛の武具用度もいつしか體を衒ひ美を競ふばかりとなりにき。

第五章　遊女野郎

遊女　古へより遊女はありしかど、未だ此時代の如く盛なるはなかりき。此時代の初世には遊女は情を鬻ぐのみならず、香茶歌俳などの道に通ずるもの多く、また何れも歌を誦ひ絃を鳴らして宴興を助けたりしが、次第に移りゆきて、何の藝をもなすことなく、唯嫖客の會に侍するをのみ業とするに至りぬ。士庶ともに青樓に至りてこれを聽することを恥ぢず、世風一般に不徳とも知らざれば、遊士粋客は遊里に盤遊するを譽とし、競う

て金錢を浪費し、これが爲めに猗頓の富も一朝にして赤貧洗ふが如くなるもの多かり。高士豪商が富を吸收すれば、遊里の繁盛は日々に勝り行き、遊女は費を厭はずして錦繡を裝ひ、綺羅を街ふ。その風自ら他に移りて人の妻妾娘子のこれに倣ふもの多し。されば此時代に於て殊に風俗變遷の魁をなしたるものは歌舞妓役者と遊女野郎なりとす。次に三都及び諸國の遊里のことに就きて略言するも已むを得ざる必要あればなり。

京師の遊女町は島原といひて朱雀にあり、寛永年中、六條西洞院の東よりこゝに移したるなり。歌舞妓にも多くこの所の傾城買の體を狂言に仕組みたるより、その總名をさへ島原と呼びたるを以て見ば、うの盛なりしこと思ひ遣るべし。祇園町の娼樓またこれに劣らず榮えぬ。大坂にては此時代の初めには遊女町處々にありしが、寛永年中、新町に地を賜はりしより多くの色里を此一所に集め、田圃を開きて新たに四條の町を作りぬ。その中に瓢箪町、佐渡島町、越後町、吉原町等の七町あり。絲竹の聲洋々として、江口、神崎の昔も思ひ出でられ、長柄の傘に高足駄も優しく、紋日の道中、身請の門出なぞ賑々しき限なり。道頓堀、曾根崎新地、また堀江町にも妓樓うち續きそのほか處々の築出し新地などに遊里を設くるもの年を追うて增加し、また官禁を犯して隱し賣女を養ひ、茶屋、煎賣屋の店を開き、茶娄酌人などゝ名づけて實は春色を賣らしむるもの多かりき。遊女の數をいへば元祿寶永の交、京島原に八百餘人、大坂新町に六百三十一人ありき、これを盛なりといふべけれども江戸吉原の繁華なるには比ぶべうもあらず。

江戸吉原大門口（享保時代）

江戸にては慶長年中までは、定まりたる傾城町もなく、二軒三軒と處々に散在し、その中に軒を並べたるは、麹町八丁目、鎌倉河岸、柳町などの數箇所なりしを小田原の人庄司甚右衛門といふもの、幕府に請うて、元和三年、傾城町の數地を堺町の邊に賜はり、江戸中の遊里を此一箇所に集めたり。その頃までは この地葭葦生ひ茂りたる沼澤なりしかば、葭原と名づけ、佳字を撰びて吉原と改む。明暦三年、所替を命せられて淺草の背なる地に移る。これを新吉原と名づけ、よりて舊地を元吉原といへり。新吉原は江戸の北隅に位するを以て、通客はこれを北里または單に「きた」といふ。その中に江戸町、京町、堺町、伏見町、揚屋町等の諸町ありて、これを轡の如く十字に割りたり。春の夜櫻、盆の燈籠時々の「にはか」の催し、松の內の年賀に綺羅を飾りて遊女の町內を練り、八朔に白小袖を着け八文字を踏みて大夫の道中するなど、何れも遊子冶郎の心を動かす種ならざるはなく、土手馬を道傍庵の邊に雇ひ、編笠を大門の際に買ひ、または辻駕籠に日本堤を走らせ、猪牙船を山谷堀に漕がして、里の內を徘徊ひ、店に列なる遊女を見撰びて、一服の吸付煙草に家藏を一片の煙と燃やし盡くすも多かめり。遊女の數は元祿の頃既に一千九百ばかりあり、天明六年には二千二百七十餘人、それより漸次增加して安政五年に三千八百七十五人に及びしを、最もその數多き時なりとす。

幕府は吉原を江戸唯一の遊里と定め、これと共にその他の花街を禁じたりしが幾ばくもなく禁令弛みて、承應年間より別に遊里に類するものを生じぬ。されど初めは品川、千

住なぞの宿驛なる遊女町二三箇所に過ぎざりしが次第に增加して元祿中護國寺創建の時音羽町こゝに起り、正德中根津神社新築の後こゝも亦遊女町となりぬ。享保以降は淺草田原町の邊より下谷筋通の邊本所深川までに推し及ぼし、芝三田赤坂田町麻布市兵衛町四谷鮫が橋なぞ數ふれば數十箇所にも及ぶべし。吉原の外すべてこれ等の遊里を岡場所といふ。幕府は其迹を斷たんと欲して屢々禁令を發せしかども、食上の蠅を追ふが如くにして終にこれを絕つこと能はざりき。

斯くの如く岡場所の數多かりしが中に、全盛を吉原と競ひしものを深川となす、此地江戸の艷艷なるに比すれば、辰巳藝者の溶泊なるは却て味ありとて通人粹客を以て自ら許すものは多くこゝに登遊連飮す。藝者とは歌舞撥絃を以て遊宴の興を助くるものをいふ。延寶天和の頃既に踊子といふものあり、大名旗本などの邸に招かれて宴席の興を助けたりき。その後遊女の藝を怠り專ら色を賣るに至りてより、別に遊里に於て藝を以て宴興を添ふるもの出で來れり、これを藝者または女郎といふ。されども公然とてそ春を賣らざれ、その實はこれも遊女の一種に過ぎず。深川の藝者の如きは二枚證文とて一枚の證文には藝を賣る由を記し、一枚には色を鬻がんことを誓したるものをその抱主に入れたり。その他藝者は江戸の吉原柳橋、下谷湯島芝神明前また京坂の遊里などにもありて、客の招聘に應じ、酒席に出でゝ酌を取り三絃に合せて歌を謠ひしが概ね傍ら

遊女（百姓年代）

女遊（文政時代）

色を賣ぐものなりき。また男子にして遊客に阿付して、杯盤の間に周旋し、滑稽諧謔を以て一座の興を催さしむるを業とするものあり、これを女藝者に對して男藝者といひ、またたいこもちといひ、幇間末社なせいも並べ稱したりき。元祿の頃に京都に鷗鳥、願西、神樂、一中等最も名あり、享保の頃、江戸に休計、野尋、その孫左衛門、ふその吉左、波賀長歌等あり。その後、藍の無久、二朱判吉兵衛、五調、藤吉、櫻川善孝等相次いで吉原の幇間として有名なるものなりき。

諸國にも傾城町のある所少からずして、殊に城市または街道の宿驛或は繁華の津港に多し。萬治二年、幕府東海道の宿驛に遊女を置くことを禁せしかども、幾ばくもなくして其禁弛みき。諸國遊里の有名なるものを擧ぐれば、近畿には堺の乳守、高洲、奈良の木辻、鳴川、伏見の鏡木、泥町、大津の馬場町、東國には伊勢の古市、尾張の熱田、三河の岡崎、駿河府中の島、北國には越前の三國、敦賀、佐渡の鮎川、山崎町、西國には播磨の室、鵜野、備後の鞆、備中の宮中、安藝廣島の多々海、宮島の新町、長門下の關の稻荷町、筑前博多の柳町などのたぐひ猶ほ多かりさるが中に肥前の長崎は當時唯一の海外貿易の港なればその繁昌も他に異にして、丸山町、寄合町の二箇所なる遊女町には南京の豚尾、和蘭の赤毛已がさまざまの樂器に缺舌の音を弄して、袋遊すれば、遊女は舶載の珍品奇物を衣服に裁し、裝飾品につくりて綺羅に誇りぬ。その頃の諺に「京の女郎に江戸のはりを持たせ、長崎の衣裳を着せて、大坂の揚屋で遊びたし」といへるは、三都及び長崎の遊里の長所を指示したるもの

なり。

此時代の初期には湯女及び比丘尼といふものあり、皆遊女の類なり。湯女は風呂屋にありて浴客の垢を搔く女をいふ。町々の少しく大きなる風呂屋にはこれを二三十人も抱へ置きて、浴客の垢を落し髪を洗はしむ。日暮るれば浴湯を流し終りて、上り場に座敷を構へ屏風を廻らし、湯女ども紅粉を粧ひ衣服を飾り、歌を諧ひ絃を鳴らして客を集めし、が、慶安年間、江戸にては之を禁せられぬ。されど地方殊に温泉場にては猶ほ湯女の色を賣るもの多かりき。比丘尼といふは初めは熊野比丘尼、勧進比丘尼などいひて、地獄變相の畫を携へ、因果應報の理を哀れに說きて、勧進をなしたるものなりしが、後には移りて鉛粉を塗り臙脂をさし、黒羽二重の頭巾を優しく被りて圓顔を隠し、三絃を鳴らして嫖客を誘ひ、春色を鬻ぎぬ。元文六年、江戸にて比丘尼と武士と情死したることありしより、これを禁せらるゝされども諸國には猶ほ其類多かりき。その他下等なる遊女の類には蹴ころばし、縮つみ、山猪鹿はらひなどいふものあり。土弓場などの女も多くは賣色を業としたるものなり。街道往還の宿舎に傭はれ、旅人を周旋すること婢の如くして、傍らまた枕席を薦むるものあり、これを飯盛といふ。最も下臭なるは夜發といひ、古への夜發辻君にして、上方にては總嫁または賣女といふ。夜間燈光暗き處に蓆を携へて立ち、行人の袖を曳きて情を鬻ぐものなり。また港津河口などには船饅頭とて、小舟に楫さして碇泊の舟を窺ひ、また岸に寄せて行人の袋にすがり、舟中に誘ひて怪しきわざをなすものありき。』

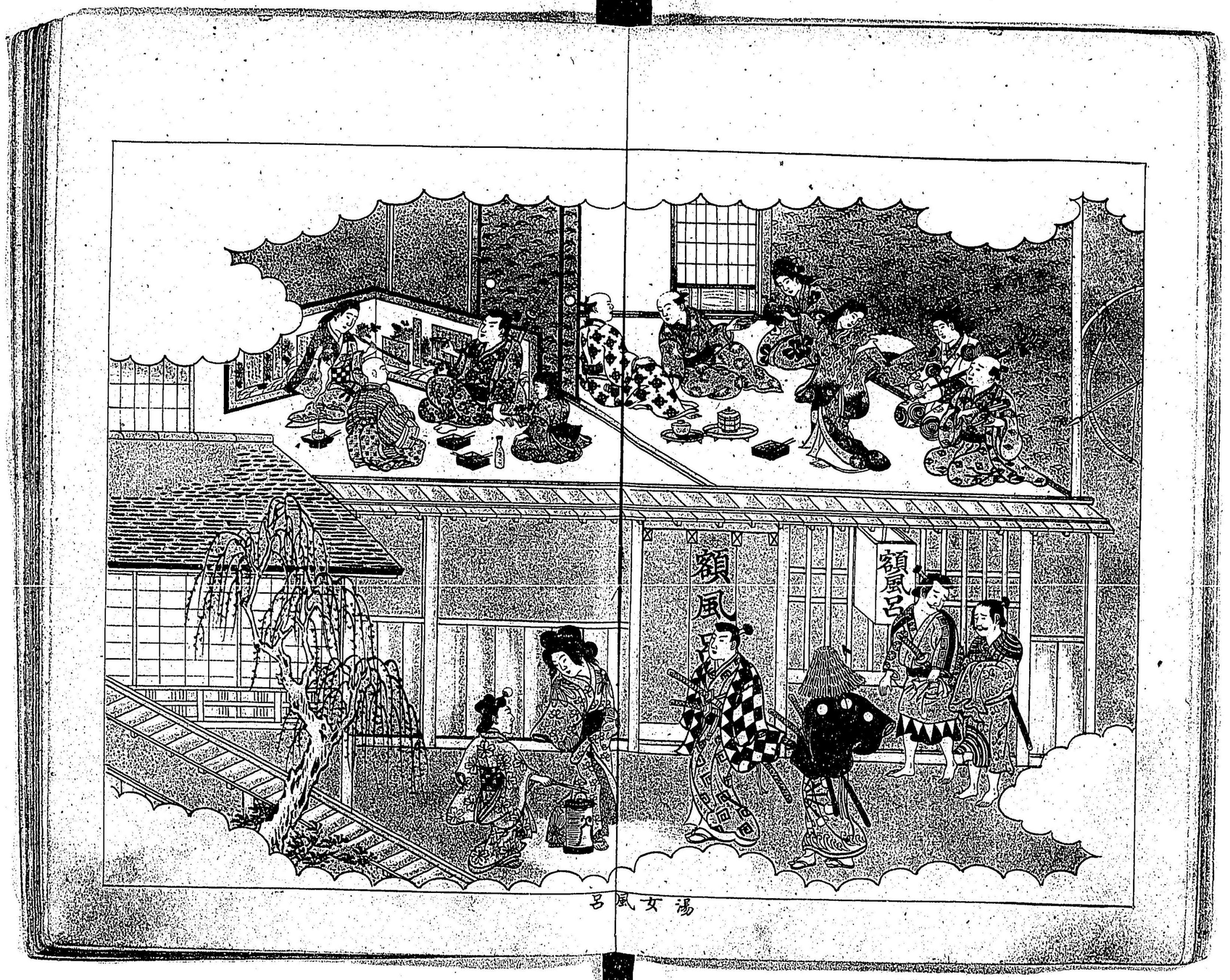

女湯風呂

△

野郎　既に人心の傚に於て述べたる如く、此時代の初めは戰國の餘風を帶び、一般に男色を愛せしかば、世情に投じてこれを鬻ぐ所も出で來ぬ。男色を賣るは主として歌舞妓役者の中にあり。初め出雲の國が歌舞妓を興行してより、世人これを愛でゝ女優の色に迷ひ、頗る風俗を紊りしかば、幕府これを禁じたりき。これより若衆歌舞妓專ら世に行はれ美少年の演技はまた遊冶郎の心を迷はす種となり、男色の弊風盛に行はれしかば、承應元年にまたこれを禁じたりしに、同二年歎訴するものあり、物眞稱狂言盡と名を改めて歌舞妓を興行することを許されしかど、男色の弊を矯めんが爲めに、役者はすべて額髪を剃り棄て、若衆の名をも野郎と改めしむ。されば女形役者は額を覆はんが爲めに月代の上に手拭を置き、更に工夫して眞綿の帽子または紫縮緬の帽子を額に當てぬ。その姿の美しさは眞の女も及ばぬばかりにて、男色を喜ぶ風はなか〳〵に增さりゆき、時好に應じて、野郎かぶた、野郎雙六などをつくりて賣るものあり、或は野郎の姿繪を描き其評判記を板行して鬻ぐものあり、甚だしきは神社佛閣に野郎を描ける扁額を奉るものありき。

男色を鬻ぐ所は京都にては宮川町、大坂にては道頓堀、江戸にては禰宜町にあり。男娼を抱へ置く家を俗に子供屋といひ、十二三歳の美少年を買ひ出だすこと、猶ほ遊女屋の女子に於けるが如く、これに技藝を教へて習熟するに至れば舞臺に上す。舞臺に上りて技を演ずるものを舞臺子といひ、未だ舞臺に出でずして專ら宴席に侍するものを陰間（かげま）と

いひ、諸國を廻るを飛子といふ。揚屋に來りてこれを招くは武家僧徒に多く、婦人もまた少からず。初めはたゞ酒宴の席に侍して、舞ひ歌はするのみにて、これに熱心するものは普通の衆道の如くにして契を結びしを、後には遊女の如く專ら客と衾を同じうするを業とするに至りぬ。容儀は婦人を擬びて鐵漿に齒を涅め、態度も柔婉を旨とせしかど、猶ほ初めは若衆姿とて一種の風を存したりしが、漸くに習俗移りて、寛保より明和安永の頃に及びては染色の振袖を着、幅廣の帶を締め、頭髮も髷を出だし、髷をも女に擬するに至れり。

元祿の頃には普通の男色は衰へたりしが、野郎を買ふことは却りて世に行はれて、盛なること遊女に劣らず。明和安永の交に至りて愈々その勢を逞しうしたり。當時江戸にて男色を賣る所增加して芳町、木挽町、神田八丁堀、湯島天神社内、芝神明前、麹町平川天神社内、市ヶ谷八幡社内等の十箇所に及び、男娼の數は二百三十人の多きに及べりとぞ。されど世風の益々女色に傾きしが故にや、また寛政の制令の嚴なりしがためにや、天保年間に至りては僅かに芳町、八丁堀、芝神明、湯島の四箇所にその跡を止めたるのみ。その中、湯島最も盛なりといへども猶ほ男娼の數二十二人に過ぎざりき。斯くて天保十三年、水野忠邦の改革に盡くこれを廢しければ、これより不倫の寶色は殆ど斷え果てたりき。

また江戸に香具賣といふものありて、男色を賣ぎたり。寛永年間より世に出で元祿の頃に至りて多く行はる。容色秀麗の美少年華奢なる服裝をなし、桐の箱の細長きを淺黃の

元祿時代野郎（山下三才）

狀に包みて撒ひ、香具を賣るを名として大名旗本などの第宅に出入したりしが、その後何時しか絶え果てたり。また歌舞妓役者の婦人に招かれて不義の快樂を貪ることも此時代を通じての習にして淫蕩の婦人は芝居見物に至りて役者を茶屋に上げて遊ぶこと恰も男子が遊女を買ふに齊しかりき。

第七章　衣食住

第一節　住居

皇宮の制は室町以來古制に從はざりしに、天明八年火災に罹りしかば、將軍家齊役を諸侯に課し老中松平定信をして工事を督してこれを改造せしむ。定信、晩近禁裡の規模狹隘なるを慨き、公卿儒士をして舊規を考案せしめ、紫宸清涼の二殿を興し、承明、玄輝門等一に古制に法る。皇室の威嚴これより彌々加はれり。將軍の住まへる江戸城は初め天正の季、家康入府の時には、其居館すら日光ろぎ、甲州そぎなどいふ板葺にして、納戸の如きは莚莚になしたりまして應下小身の家はその素朴たりしこと推しても知るべし。然るに參勤の制出でゝ、豐臣氏の諸侯（外樣大名）が江戸に第宅を構ふるに至りては、堅牢華麗を事としたり。例之ば肥後侯加藤忠廣の第は玄關及び書院は貼金の繪を張り、門は間口十間の矢倉門に金箔を塗りたる後藤彫の彫物を飾る。尊く所の瓦は玄關書院より長屋に至るまで桔梗の紋を置き金を貼りつめたり。また會津侯蒲生氏鄕の第の門は錦

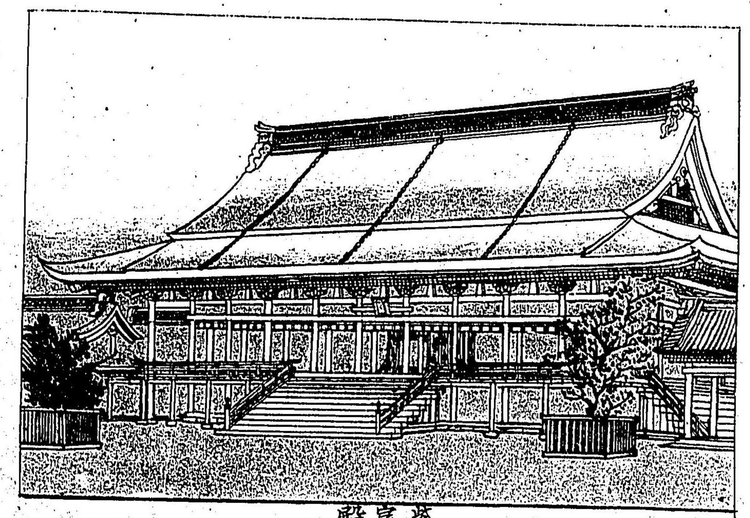

蘇鉄殿

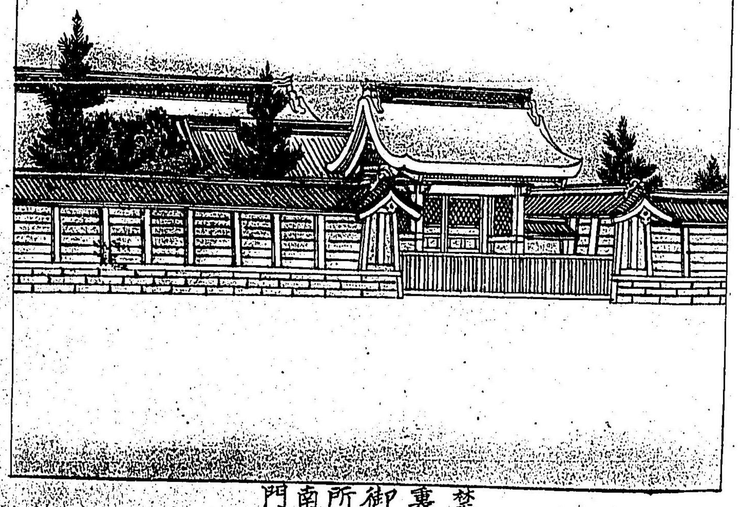

禁裏御所南門

構殊に美はしく、羅漢二十四孝などの彫刻すべて金銀を鏤め、左右の柱には金を以て藤花を連はせたり、四ツ谷喰違木戸門内の彦根侯井伊直孝の第は加藤清正の築造にかゝれるが、侮へいふ、其門の冠木には黄金の虎の長さ三尺餘なるを紋に置きたりしかば、朝暉の映じて閃くに、芝浦の鱗介逃れ去りて漁人の生計を失ふもの多かりきといふ。諸侯の居室も概ね貼金の間にあらざるはなかりき。されど旗下諸士の第宅は猶ほ質素を守り、多くは藁葺とす。奥座敷、書院、玄關、臺所等の數室を具ふるは武士屋敷の上等なる者にして、小身者の屋敷に至つては概ね天井なくして屋根裏を露したるほどの茅屋なりき。』

慶長年間、徳川氏始めて江戸城を修し、本城、郭門、櫓、塀等を造築せしが、質素を旨として、殿中は大廣間を始め大奥まで茅葺、簓掻床なりき。其營作は常樂樣とて鎌倉幕府の制に據り、遠侍より大廣間に至る大式臺も板壁、板敷にして疊を布かず。その後、徳川氏の將軍職に陞り公方と稱せらるゝに及んで、殿上間、上段なる室町の式によりて改造す。また大廣間、松の間、廊下等は伏見城の格に據り、貫、揃窓、盛久柱などは鎌倉の古式のまゝにして更めず。明暦の災に罹りて後、萬治年中これを新築せしが、殿閣はすべて舊の如くす。たゞ天守を構へず、また御摺臺とて石垣の堤を設けたるのみ。明暦以前には遥へりとされども是より江戸城の規模漸を追うて備はるに至れり。六代家宣京都の風を好み、員近衛氏及び新井君美等の勸誘によりて、禁裏堂上の故事を關東に移さんとす。されば朝鮮來聘に際して、まづ城中門を改めて四足門を玄關の傍に營み、また車寄を造り、其餘も次第に改造せ

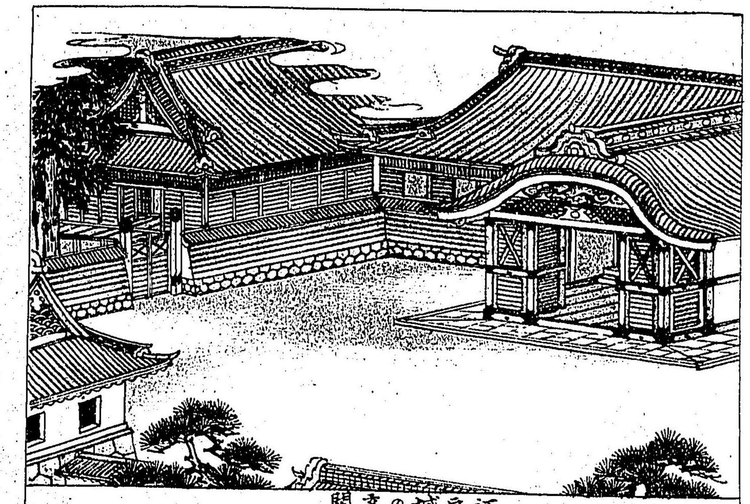

江戸城の玄關

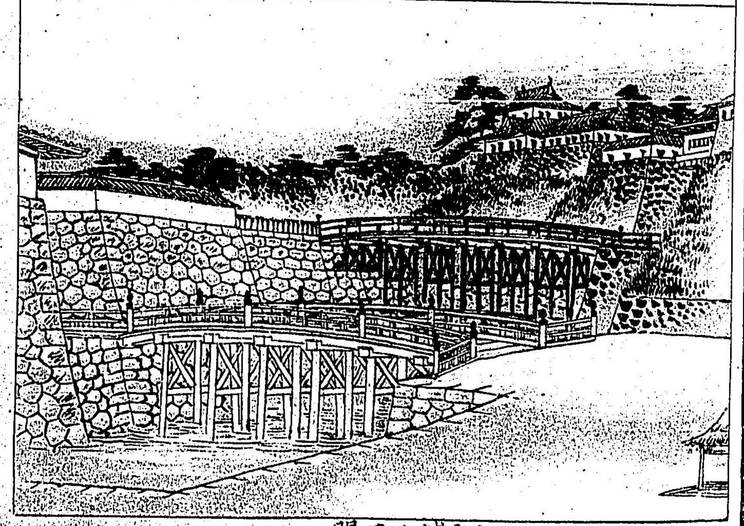

江戸城の正門

んと計りしが、志成らずして薨じぬ。八代吉宗立つに及んで、武家は武家の風を守るべし、何ぞ堂上華奢の風を學ばんやとて、直ちに四足門を破却したり。されどさすがは天下の政權を握る將軍の居宅にして、六十餘州の大名が祗候する處なれば、その宏壯華麗なるは言を俟たず。殿中の襖障子は概ね狩野氏をして花鳥山水を畫かしめ、雁ノ間、芙蓉ノ間、竹ノ間などは其畫によりて室の名を命ずるもの多し。就中大廣間は松ノ間といひ、其襖障子は明暦災後、狩野探幽が筆にかゝり、七十二間の間たゞ巨松一株を畫く、世に稱して此室を千疊敷といへり。

幕府は諸大名の品等によりて、登城の曹局を定めたり。初め貴戚大藩は大廊下、大老家は溜ノ間、外様は大廣間、柳ノ間、譜第は帝鑑ノ間、雁ノ間、菊ノ間に祗候せしめしが、綱吉の時に至りて、更に甲府、三家、加賀は大廊下、喜連川(足利氏にして關東管領の後)及び參議に位する藩主は其下部屋、彦根(井伊)、會津(保科)高松(松平)は溜ノ間、國主、三家庶流、及び外様四位以上は大廣間、其餘の外様表高家寄合、典藥頭は柳ノ間、越前の庶流、譜第十萬石以上、及び名家(交代寄合の類)は帝鑑ノ間、十萬石以下及び奥高家は雁ノ間、三萬石以下及び譜第の庶流は菊ノ間に候すべきことゝ定めたり。

京都は積年の繁盛によりて民家軒を聯ね、家屋の築造も特に進みたれども、この時代の初めは殿閣寺院のほかは瓦葺にあらずして、大抵板葺若くは茅葺なりき。江戸は猶ほ板葺も少く茅または藁を以て葺きたるもの多く、板屋といへど屋根の上に牡蠣殼を上げ、

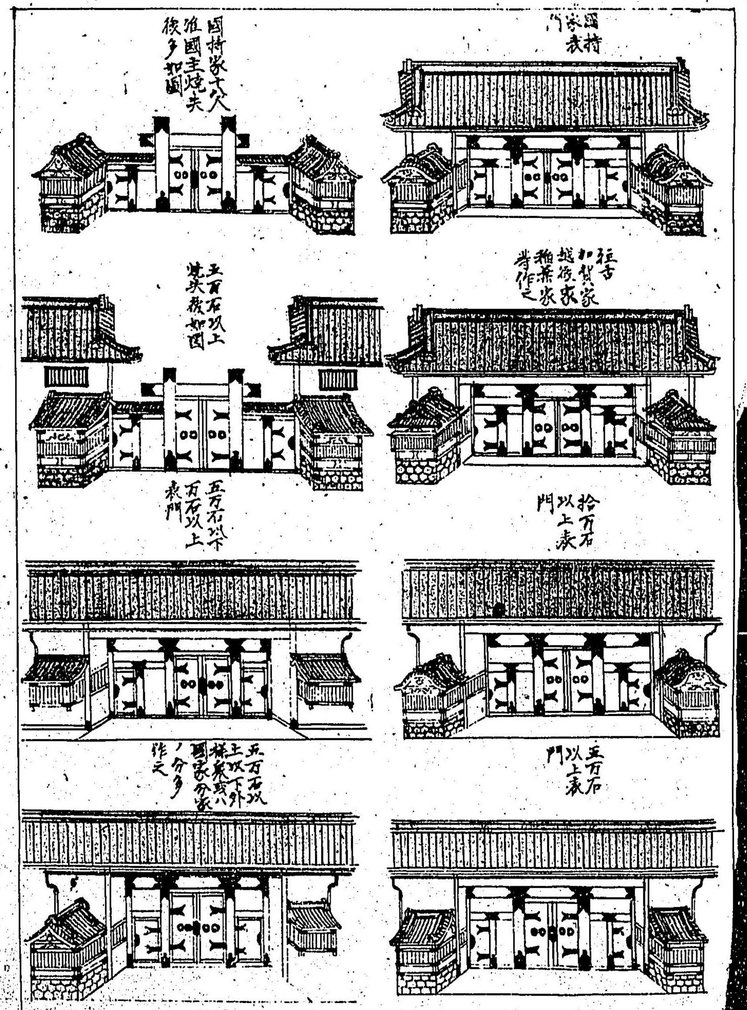

大名社戸屋敷の表門

慶に貝留の板を附したる粗糙のものゝみなりしに、其地位海に面して風常に吹き荒めば、火災從うて多く、屢々延きて江戸滿街に及ぶされば慶長六年の大火ありてよりは幕府令して茅葺に代ふるに板を以てせしむ時に瀧山彌次兵衛といふ者屋根の前半面を瓦葺にしたり、これ江戸瓦葺の始めなりといふされど茅葺は猶ほこの後も廢れざりしが、度々の火災によりて、幕府よりも藁葺茅葺を禁じ、人民も進んで板葺を用ひ、それさへ火災の累にかゝり易ければとて、後には瓦葺とするもの多かりき。享保六年、旗下の士伊賀蜂郎次、左傳の子產が火を防ぐに、小屋を撤し、大屋を塗ることを引きて、防火の方を陳せしかば、將軍吉宗これを嘉納し、令を布きて屋根を瓦葺にし、家を塗屋にすることを奬め、麾下の士は秩祿に准じて金を貸し、漸次に更め造らしめしかば、爾來四十餘年府下に大火なかりき。塗屋は土藏の建築法と等しく塗籠作とし柱壁をも堅土を以て塗りたるものにして、腰板に替ふるに腰瓦を以てすまた土藏に屋庇を作り出だして塗屋にしたるものあり、これを塗庇といふまた地を深く堀りて穴藏を造るものあり明曆の初め和泉屋九左衛門といふ呉服商人始めてこれを作りたりきといふされども資永の初めに至るまでは江戸市中にも猶ほその數少かりしが後次第に多くなりぬ斯くの如く江戸の家屋は火災の爲めに大いに發達せしが、住民の火災を恐るゝ精神は、事々物々の上に現れ、家々に車長持を備へて家財を運輸するに備へ、富家には水鐵砲（唧筒器）瓶口、水桶等を設けて、火災を避くる用意を怠らず門前に用水桶を備へ、屋上に烏飛といふ水を湛へ、

井筒に天水桶を入れ、火敵を防きたり、されど軍長持は明暦の火災に引き廻りて逃走せしがために、雑踏を極め、老若の踏み殺されたるもの多かりしかば、幕府これを禁じぬ。また瓦葺多くなりてより、飛火散乱するも、類焼の患少くなりしかば、天水桶を屋上に見ることも稀になりぬ。安政五年、幕府海外諸國と貿易の約を定め、港を武藏の横濱等に開きしより、家屋を造るに西洋の煉瓦造に倣ふ者、往々にしてこれありき。

諸國には諸大名猶ほ戰國の餘習を守り、城を構へて本據となして、これに居る。幕府は一領一城の制を定め、その餘は悉く破却せしめ、新規に城郭を構ふることを禁じ、居城の隍壘、石壁等の敗壞したるを營繕せんとする時は、先づ上裁を仰がしむ。但し櫓、塀、門以下は此限にあらずと定めたり。農民の家は概ね藁葺にして、壁も土を以て塗り、床も高からず、また床なくして地上に莚を敷きたるのみのものも少からざりき。

諸大名の江戸屋敷は、この時代の初めには何れも豐臣氏の遺風を受けて宏壯華麗を競ひしこと、既に説きたるが如くなりしが、數々改築して數々灰燼となりしより、漸く壯麗を競ふに堪へず、明暦火災の後は諸大名の第宅なべて素朴に傾きたり。初め前期天正の頃より武人の家に上土門を作ること少くなりしが、此時代に至りて全く廢れ、これに代ふるに棟門を以てし、また諸大名は長屋作にす。長屋作は一に多門作といひて平民の家にはこれを許さず、然れども初め武士にして後平民に伍するものは作ることを得。

江戸時代

この時代の大名屋敷の制を概言すれば、概ね土

塀を廻らし、長屋門を設く。その側に潜門ありて、兩側にあるを兩潜門といふ。またその側に番所ありて、兩側にあるを兩番所といふ。兩潜門及び兩番所は國持大名並びに拾萬石以上及び其以下にても侍從にも任せらるべき家にはこれを許す。門側の塀續きに長屋を建つ。拾萬石以上は三間梁、一萬石以上は二間半梁、一萬石以下は二間梁とす。門梁に紋をうつことは國持大名並びに帝鑑ノ間、柳ノ間交代寄合衆などに限る。その他火見櫓を作ることも家格によりて許否あり。拜領屋敷も家格によりて廣狹を異にす。三百石乃至九百石の士は大凡五百坪に過ぎざれども、十萬石乃至十五萬石の大名は七千坪の廣きに至る。拜領屋敷とは幕府より大名及び諸士に賜へる江戸の宅地をいふなり。幕府はまた宅地を隨意に與奪し交替せしむる權力あり。屋敷の相對替は拜領の後二箇年を經たるにあらざれば許さず、既に相對替したるものゝ更に相對替せんとするも、拾箇年を經ざれば許さゞることとす。

瓦は古へより大抵所謂布目瓦なりしに、天正四年、信長の安土に城きし時、明の工人一觀を召し、命じて明樣の瓦を作り葺かしめたりき。爾來、古制の布目瓦廢れて、瓦屋は一に明樣の瓦を用ふ。また元和三年、東照宮を日光山に營み、これを葺くに銅瓦を以てせしより、神祠佛閣には往々銅瓦を用ふ。垣墻の類には煉塀とて泥と瓦とを雜へ積むものあり。社寺及び武士の第宅には寛永年間、明より歸化したる僧心越、衆石を累ね、石灰を以て其間を彌縫して垣となす。これを明樣の石垣といふ。筋塀は塗塀に白堊を以て數條の白線を

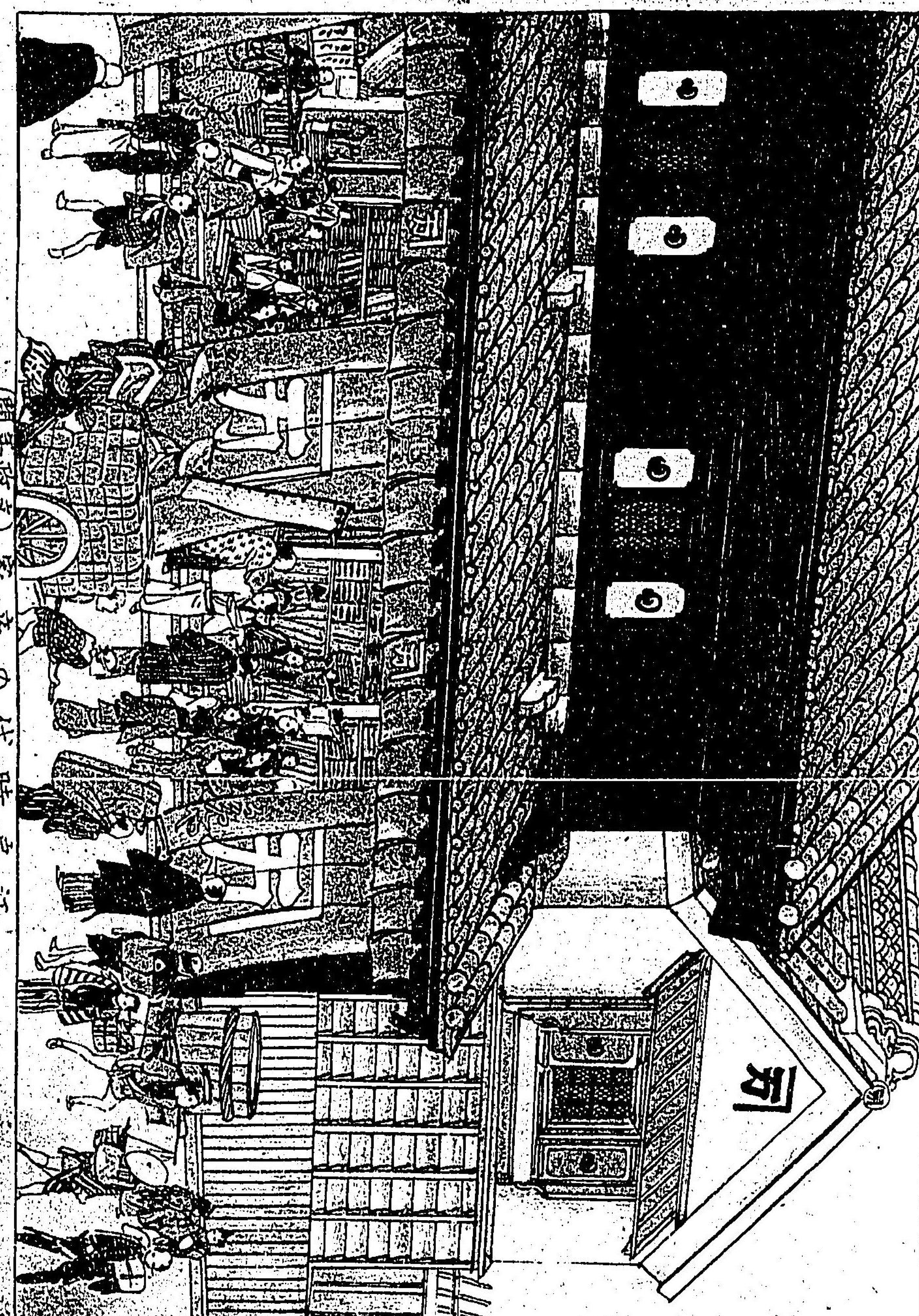

江戸時代の商家（天保年間）

家康の代時戸江

ひきたるものにして、禁裏仙洞、宮門跡を始めとして格式重き社寺ならでは、造ることを能はざりき。

平民の家には平屋あれども、商家は二階作を多しとす、稀には三階作もあり、概ね表座敷、中ノ室、臺所、奥座敷に別つ、商家の門には壁も格子をたつるあり、或は家紋屋號などを記したる布簾、或は管暖簾、繩暖簾などを懸くるあり、夜間は戸を閉し鎗を施す、表座敷は櫺子をはめ、明障子をたてたるもあれど、商家にては開け放ちて店肆となし、貨物商品を列ねて客を待つ所とす、別に寄附舗を設くるもあり、見世棚の前には布簾に商品、家號、または現金掛直なしなどの文字を染め出だせるものを垂れたり、屋の檐よりは行人の目を引くべき目標または看板招牌を出だす、看板にはさまざまに意匠を凝らしたるもの少からず、例之ば味噌屋の刷毛、酒屋の酒林の如し、殊に湯屋は弓箭を出だして「いる」といふ意を表し、蕎麦屋は八里半としるせる行燈を以て、甘藷の味の栗邦音九里に通ずに及ばざること僅かに半里といふ義を示したり、明和安永の頃、洛西嵯峨の酒舗に儒士龍草盧が筆を下して醸成春夏秋冬酒酔倒東西南北人と書きたる一聯を門上に懸けしより、娼樓、肉舗、茶肆、麺店などに、横額を出だし、柱聯を懸けて招牌とすること多く、家の名をも何亭、何樓、何閣、何庵、何軒と風流の名を競ふに至りぬ、中ノ室は常に家人の居所に充て、また寝房となす、臺所は一に勝手と稱して厨房なり、竈を据ゑ、烹餉の具を置く、炊煙を排出せんが為めに、窗をあくること多し、また魚鼈菜酒或は飲食の器を納るゝ為めに、壁棚を設け、て

れを戸棚または「鼠入らず」と稱す。客人に應接するには通常奥座敷に於てす。これ家の正室にして、床を設け、畫幅を懸け、瓶花をすゑ、盆栽をも飾る。傍に飾棚を架くるもあり、其制多くて通棚、違棚、烏棚、冠棚、上下棚、合木棚、屛風棚、西樓棚、卓棚、鳥居棚、袋棚、松棚等四十餘種に及ぶ。榜に匾額を揭け、柱に柱聯を懸く。貴賤貧富を問はず家に神棚を設けて神符を納め、佛壇を構へて佛像及び祖先の位牌を納め、朝夕の供火禮拜を缺らず、また富める家には特に佛房、持佛堂を建て、また別舍を構へて裏坐敷と稱す、これをも客房に充つるあり。二階作の家は二階を下層の如く數室に別つもあり。客房よりは概ね庭園を望むべし。各室は壁または障子を以て隔つ、障子には唐紙障子、明障子、戸障子、まいら戸などあり。夏は清涼の氣を通せしめんがために葭簀障子を以てす、葭簀障子は一に簀戸といふ。室隅には壁棚を設けて家什を納る、これを「押入れ」または「押込み」といひ、また棚を架して雜具を載す。室内は皆疊を敷きつむ、疊表に備後、小田井、琉球などの類あり、就中備後を最良とす。天保十四年、幕府、平民の家に門及び玄關を設け、室堂に長押、板戸を裝ふを禁じ、髹漆彫鏤を始め裝飾を甚だしうするを禁ず、舊來の營構にも其制に違ふものあれば、一月を限りて改作せしめたり。

士民共に飲料水を得んがために概ね家毎に井を堀る、井上には井亭を建て、井欄を繞らし、水を汲むには淺きは長柄の木杓を以てし、深きは吊桶を以てす。また清流に臨みたる地はこれを汲んで用ひ、江戸には水道を構へて其利に據りたり。圊房は糞尿各々室を異

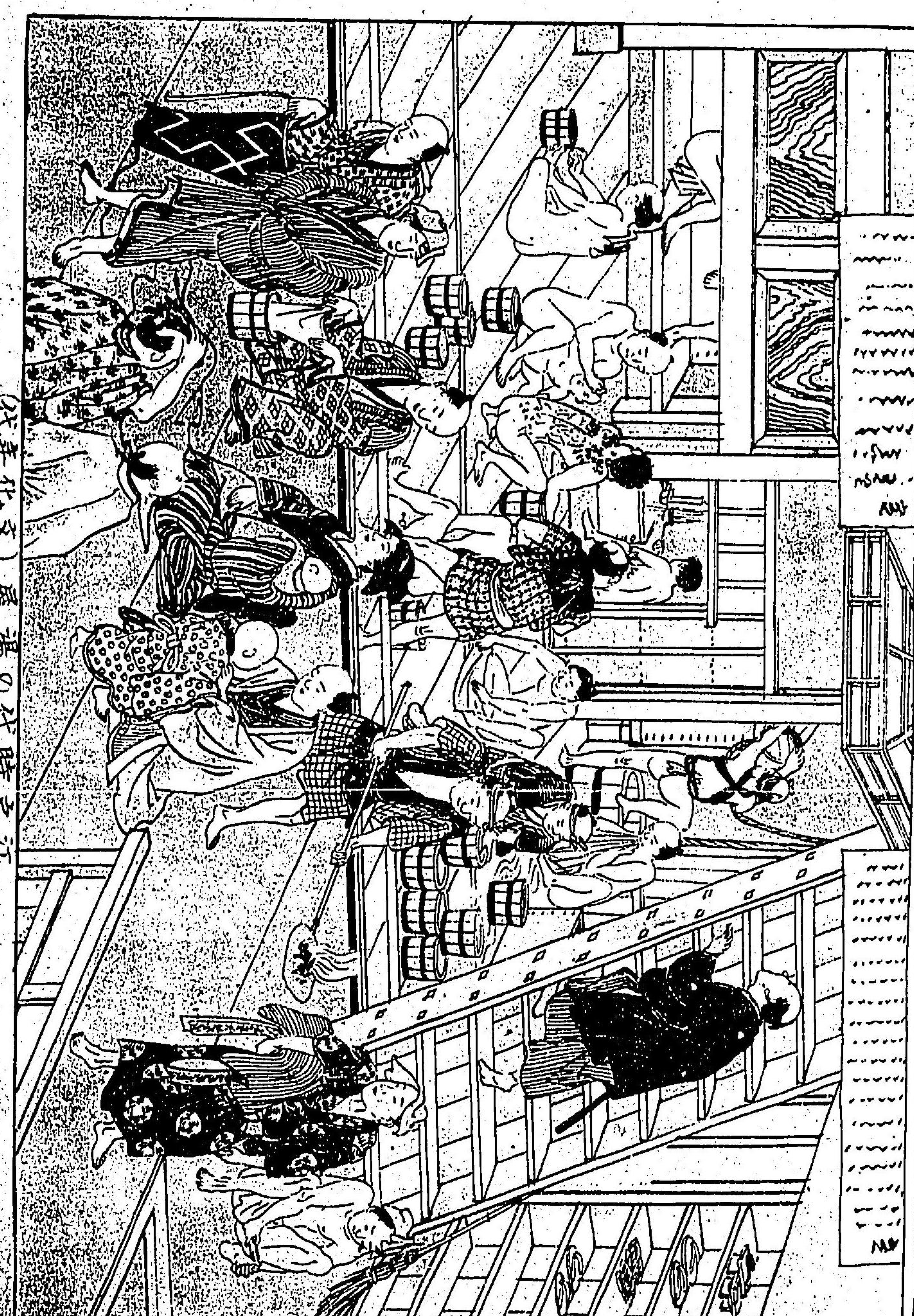

江戸時代の湯屋（文化年代）

にす、糞室は一に雪隠と號し、陶瓶を地に埋めて糞窖(くそつぼ)となし、其上に小舍を建て坑板(あみいた)をわたし、蹲踞して排洩し、一時糞尿を既中に蓄留す。

後庭には倉庫を建て、茶寮を設け、地窖を堀り、藷房或は薪部屋を置き、浴室を構へなどす。倉庫は概ね塗籠作にして築造甚だ堅牢なれば、能く火災を免る。その屋根の勾配の急なると、窓扉の扉、風ぬきの穴等の風とより考ふれば、蓋し歐洲の築造の風に倣ひし所多かるべし、浴室は湯殿または風呂場と稱す、其制一ならずして地獄風呂、五右衛門風呂、鐵砲風呂、戸棚風呂、柘榴風呂、臍風呂などありとされど卑賤なるものは素より其設あるべからず、室町の世既に京都の市街に數箇の公開浴場を設け、湯錢を取りて浴せしめたりき、此時代に至りて都鄙共に行はる、これを錢湯または風呂屋と稱す、然るに湯槽概ね一にして男女混浴し、屢々淫猥の俗を促がす弊あり、松平定信これを禁せしに、天保中水野忠邦執政となるに及びて更に混浴を嚴禁し、湯槽を別たしむ、これより男湯女湯の別あり、因に云ふ、邦人の概ね毎日若くは隔日に入浴し、力めて身體を洗淨し、且つ浴湯の高熱に堪ふるは、洋人の驚く所なりとす。

家屋の建築は先づ地築を始めとして、礎を堅くし、家の仕組を經て、屋根葺に終る、建築には逆柱を忌み、曆日を撰擇することと古來の習なり、繩張、手斧始、上棟、屋根葺等には家主酒肴を整へ、工人を饗して祝意を表し且つ其勞を犒ふ、就中上棟式を以て盛なるものとす。

上棟式は吉辰を撰びて行ふ、工匠皆齋戒沐浴し、屋上に壇を設け、紙幣をたて、扇子、車、破魔

月雁股の矢を飾りて御中主神大日靈貴命、月夜見命國象女命、五帝龍王神などを祭り柱根にも壇を設け紙幣をたてゝ面足尊、惶根尊、思兼命、大主命、兒屋根命以下一箇命、手置帆負命、彦狹知命などを祭り、更に三王女神をも祭る。供物は餅米、醪節、昆布、青苔及び酒等とす。工匠の頭領各〻壇に向ひて祝詞を宣り、或は造作成就長久吉祥安護を祈り、次に棟槌の式を務む。其式畢れば諸神を礼拝してこれを送り、更に餅或は青銭を撒して祀意を表することあり、工人の祀宴に諮ふ唱歌に木遣音頭あり、もと木石を運輸するとき歌ひしものなりといふ。また新宅の造營功を竣れば家主の知已親縁を招きて祝宴を開くも多かりき。

夜間室内を照らすには行燈最も行はる。行燈に丸行燈、角行燈等あり、燈心を菜油に浸してこれに點火す。燭奠もまた行はる。宴饗の席には燭臺行はれ提携するには提燈を用ふ。提燈に箱提燈、丸提燈、卵提燈、あこだ、靈形、馬提燈、ぶら〳〵提燈などの類あり。手燭も間々行はる。その一種に強盜提燈あり、これ支那の所謂燈籠にして、隨意に燈光を遮隱して明暗自在なるを得るものなり、故に盜賊の利用する所となりて、異名またこれに因りて起れり。これ等は皆燭火とす。庭燎、松明は大いに衰へぬ。庭燎は夜色の風致を添ふるが爲めにすることあれども、この時代には其目的に向つて多くは庭園に石燈籠を据ゑて、これに火を點じたり。發火の法は火鎗と燧石とを撲ちて火を發せしめ、硫黄または艾に移し、烽兒を以てこれを點ず。烽兒は檜木の薄く削ぎたる小片に、硫黄を溶かして其頂に塗り

たるものなり。

室町以來茶道大いに行はれ、殊に京坂の地には少しく富める家々には數寄屋の設けあらざるはなく、從うて庭園も數寄屋風の庭となれり。數寄屋風とは茶人の創意に出でたるものにして、幽遠閑雅の情を旨として、華美艷麗の景を斥け、花木を用ひずして常葉の樹を植ゑ、僅かに其間に飛石を列ぶるが如きをいふ。千宗易は蹲地の植物として松竹等を撰びし由。木に茶英を植う。古田織部は樅を植ゑ、金森宗和は竹柏南天燭を好みたりき。されども世を遁うて繁雜に流れ、扁柏、羅漢柏、女青、山茶花、竹柏、狗骨、木犀、桂、紫金牛等の常葉の樹を以て、庭木と稱してこれを植ゑ、石燈籠をすゑ、飾井戸を鑿ち、或は手水鉢をしつらひ、要なき所に門を設け垣を結ふ。門及び垣の類多くして茶人流の撰ぶところ數十種に及ぶ。門には梅軒門、菱門、竹門等あり。垣には建仁寺形、大德寺形、利休好、宗旦好、遠州好、隨流好、如心好、宗左好、鶴翼好、松尾好、穗垣、鉤樫垣、四ツ目垣、萩垣等あり。門の折戸にも簀戸、ざる戸、つの戸、しをり戸等あり。

江戸は世を經るに從うて繁榮日に加はり、人口稠密にして、人に比して地狹し。これが爲めに宅地概ね廣からず、剩さへ上流社會を除く外は優々として茶會に時を費やすが如き暇なし。故に庭園も敢て數寄屋風を追はず、唯築山泉水を設け、或は單に花壇を作り花木芳草を植ゑて四季の眺めを添ふるのみ。當時花木の愛せられたるものには梅、櫻、辛夷、桃、梨、海棠、柁子、薔薇、酴醾、棣棠、牡丹、紫藤、躑躅、錦帶花、杜鵑花、紫陽花、梔子、石榴、合歡、紫薇、槿、額

桐、百日紅、木芙蓉、茶梅花、楓、蠟梅なぞを植ゑ、草には白及、燕子花、蕗尾、萵苣、葵、貝母、鐵線、蓮、石竹、筍春、羅錦葵、百合、秋海棠、鳳仙花、玉簪花、雁來紅、桔梗、胡子花、牽牛花、敗醬、龍膽、鳥頭、紫菀、地楡、萱、菊、水仙なぞを種類夥だし、殊中には蟲を放ちて歌はしめ、池には蓮、睡蓮、萍、蓴草、菖蒲、海芋なぞを植ゑ、又魚蝦を養ふ、池を鑿つは卑濕の地にあらざれば難く、泉水は流水に近からざれば能はざりしに、此時代の初め赭土に石灰を加へ、これを塗りたゝきて水の滲透を防ぐことを發明せしかば、これを以て隨意に泉池を設くることを得るに至れり、世にこれを洲濱と稱す。

この時代にも別業の設け多くして、風景絶勝の地を撰び、雅致幽邃の趣を兼ねて庭園を作り、四季の花卉を植ゑて山池の景を添ふ。京都に在つては嵯峨紫野、宇治等、江戸には根岸、日暮里、中之郷、小梅、向島等最もその設け多かり。彼には修學院桂別業は皇室及び宮方に附屬して著しく、此には幕府の有に歸し、吹上苑、濱苑ありて、共に若年寄の支配に屬し、吹上奉行濱御殿奉行あり、その管下にして、數寄屋詰山本道句世々これを掌れり。その他諸侯の江戸邸内には種々意匠を凝らせる庭園ありて、就中著しきは水戸侯の後樂園、尾張侯の外山園、松浦侯の蓬萊園、長門侯の鎭海園、郡山侯の六義園、飯田侯の其樂園、桑名侯の浴恩園、溝口侯の偕樂園、出雲侯の大崎の庭園等にして、秀麗莊嚴目を驚かすもの多く、文人墨客の賞せられ文筆を弄してその記を作るもの少からざりき。

第二節　車輿船舶

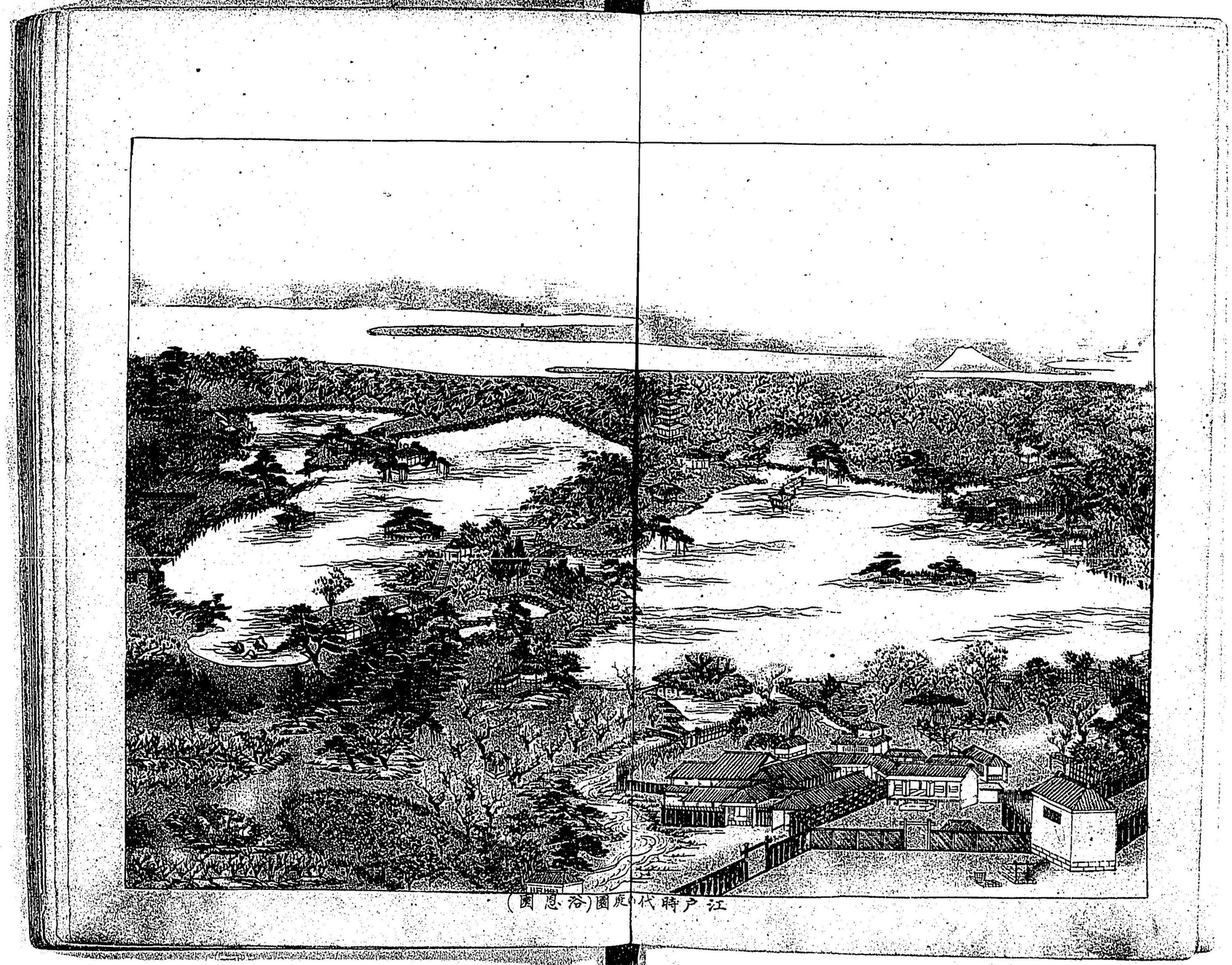

江戸時代 庭園(恩賜浴)

車輿　平安以來、公家は牛車に乘り、室町の世武家は多く輿を用ひたりしが、此時代に至りて牛車は殆ど廢れ、輿も大禮の時の外は用ふるもの甚だ稀にして、高貴は大抵駕籠を用ひたり。駕籠に引戸駕籠、垂駕籠、四つ手駕籠、山駕籠等の種類あり。引手駕籠は出入の戸を遣戸にしたるものにして、垂駕籠は戸を上より垂れたるものなり。諸侯の老臣などが使者を勤むる時に乘る所の引戸駕籠を權門駕籠といふ。これ等は何れも切棒にして長棒にあらず、これを長棒にしてすべて製作を精くしたるを乘物といふ。其種類に打揚腰網代、腰板、蘇包あり、腰網代に二重腰及び腰ばかりの品ありて、其腰板にも腰黒、二重黒、ぬらざるものなどあり。幕府は務めて勤儉の風を維持し、上下の秩序を整へんとしたるが故に、乘物、駕籠の制を嚴重にしたり。延寶九年、町人乘物御免の制を停め、元文二年、一萬石以下の士の乘物に駕するを禁じ、乘物はすべて一萬石以上の士分の具とす。駕籠も慶長二十年の法度に國大名以下一々の歷々は隨意に乘ることを得、near 近の衆、醫、陰、兩道、六十歳以上の老人、病患の者等は免許を得て後乘ることを得、但し公家門跡は制の限にあらず。寛永六年これを弛めて六十歳以上を五十歳以上と改め、病患の者は月切駕籠として監察に上申し、審詞む出だし六箇月間の免許を得てこれに乘る期盡くれば更めてまた免許を乞ふべきものとす。されど驕奢の風の增進するに從ひ、法網をくゞりて安逸を計る者多く、高貴富豪は駕籠、乘物などにも次第に華美を競ふに至りぬ。逗籠駕籠は竹を綾織形、菱形などに編みたるものにして、うの上に紅絲の色を塗りたるもの多し。これ

より優れたるものは備後莞蓆を以て駕籠の周圍を裹ひ、これを繊部といふ。純子類にて包みたるを「めんぬん」といふ。或は外部には蒔繪を粧ひて金光四方に輝き、或は内部に土佐繪を書きて五彩眼に美はし。四つ手駕籠、山駕籠などは何れも竹を粗く編みたるものにして、古への徒輿の類なり。多くは雲助などいふ無頼の輩街道にこれを擔ひて旅客の便にす。市中にもまた辻駕籠とて四つ手駕籠に人を乘せて渡世とするものあり。江戸にては屢々これを禁じ、また其數を限りなどせしが、制令出でゝはまた弛み、その數日を追うて增加したりき。荷を運ぶには大八車あり、寛文年中江戸にて創作したりきといふ。或は人自らこれを曳き、或は牛にも曳かするなり。

船舶　幕府鎖港の方針をとり、寛永十二年以降、荷船の外五百石以上の船を造ることを禁じてより、大船巨舸の見るべきもの甚だ少し。此時代の初め仙臺侯伊達政宗、大船を造りて、家臣支倉常長を羅馬に遣はせり。また幕府の船に安宅丸あり、或はもと北條氏の船、なりといひ、或は三代家光の造らしめしものなりといふ。三重の樓ありて長さ三十餘間幕府これを以て海防に備へんとし、深川近海に泛べしが、船體大に過ぎて運轉自由ならず、遂にこれを毀却するに至れり。水戸侯徳川光圀は寛文十一年に長さ十八間の大船を造りて快風丸と名づけしが、暫くにしてこれを毀ちたり。これ等を當時船舶の大いなるものとす。その外には遠洋の航海絶ねぬれば、大船と名づくべきものなく、たゞ廻船の荷物を運びて邊海を航するものあるのみ。その後弘化嘉永の交、外舶の來るに及び、俄かに

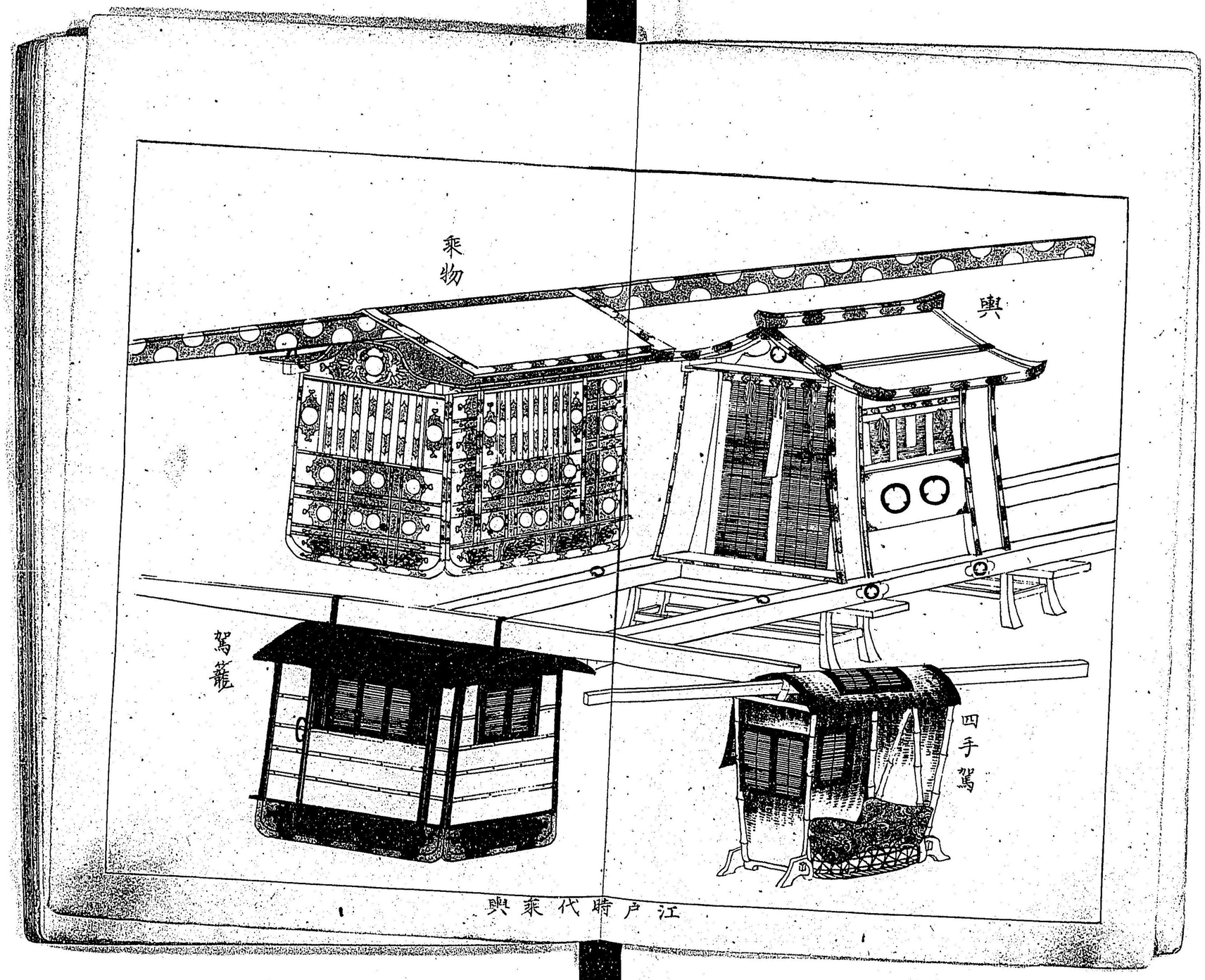

江戸時代乘輿

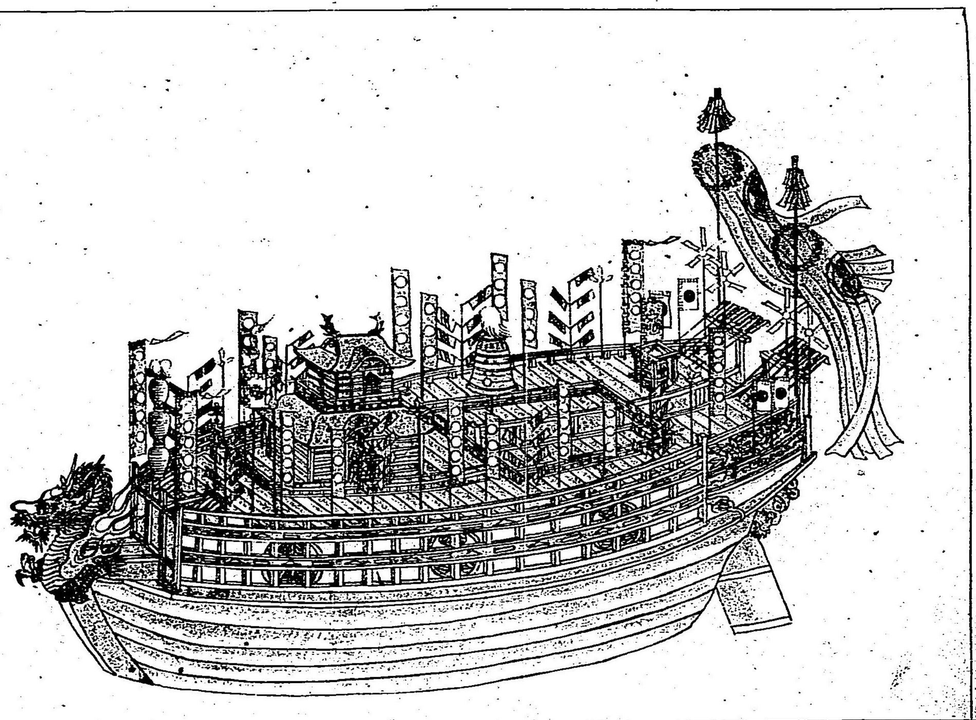

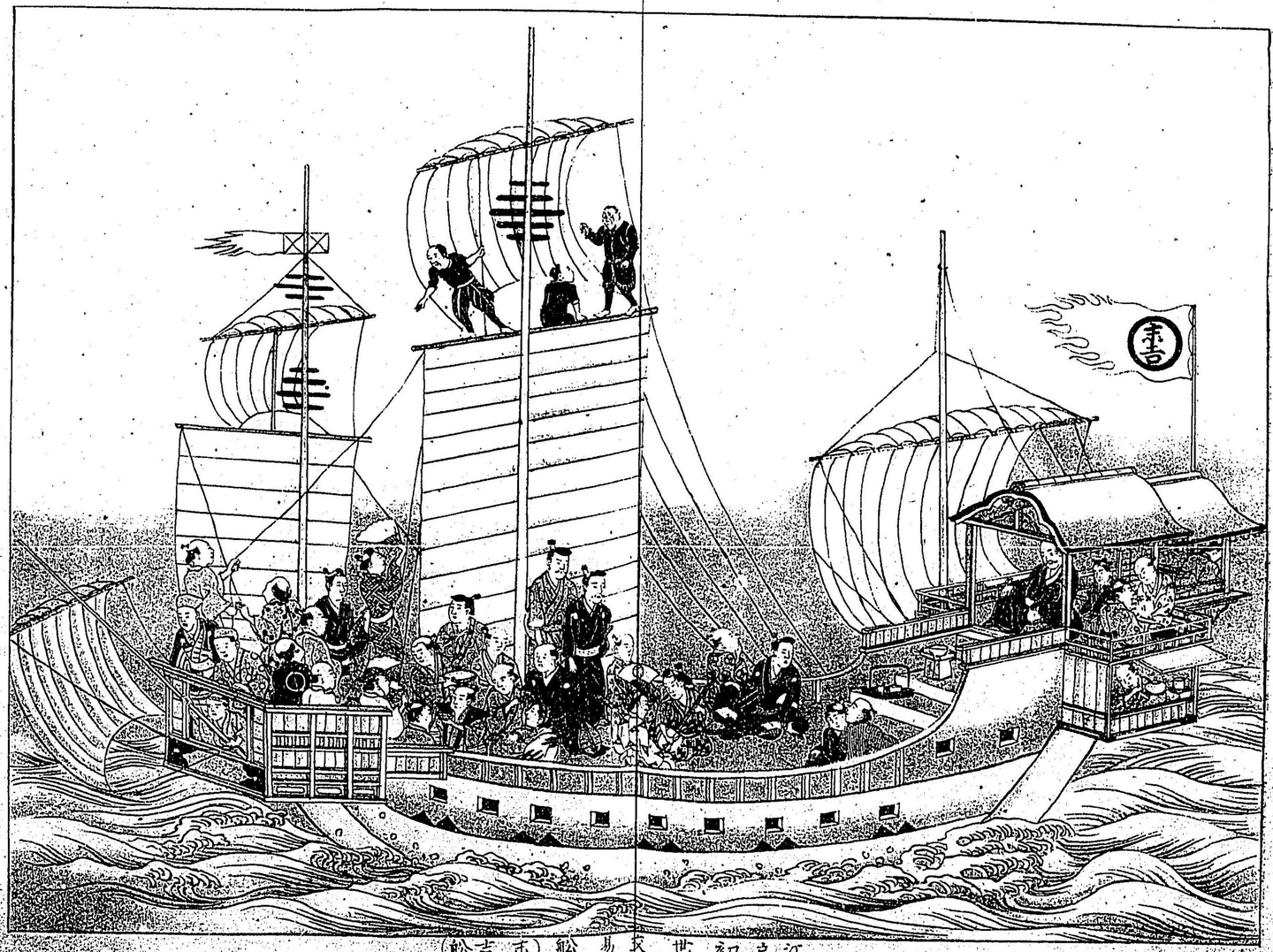

江戸初世交易船（木古船）

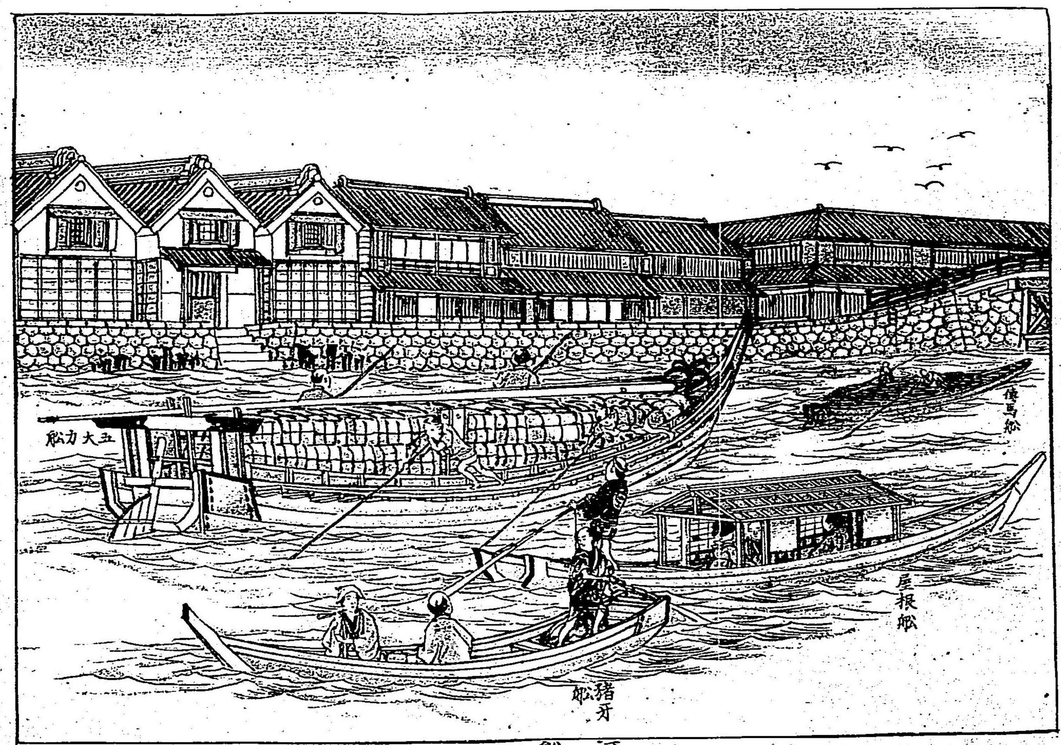

河船

造船の術に着目したるは武事の條に述ぶべし。

運漕船には大坂の菱垣廻船を始めとして千石船、北國船、平田船等あり。遊船には屋形船、屋根船等ありて、慶武以來泰平うち續くに從ひ、その形を大いにし、諸侯より町人まで江戸隅田川等に浮べて遊ぶもの多く、船を美麗に飾りて一日五兩の船賃を取るに至れり。されば寛永三年、幕府は江戸市中の屋形船を百艘と定め、猥りにこれを所持するを禁じ、天和年間、大屋形船を禁じて寸尺を定め、寛文八年、遊船の過差を禁じ、正徳三年には二挺立、三挺立の船を禁じたりき。小舟には猪牙船、茶船等あり、猪牙船とは江戸三谷の吉原通ひの船にして、二挺立といへり、茶船はもと大船の荷物を分ち載せて運送する船なりしが、何時しか遊船として用ひらるゝに至れるなり。

第三節　容儀服飾

服制　公家武家の服制は共に幕府の制定せし所にして、公家のは慶長二十年に成りし禁中條目に載せたり。天子の禮服、大袖、小袖、裳の紋は十二象諸臣の禮服は格別、袍は麹塵青色、帛生氣の袍、或は引直衣、小直衣等とす。仙洞の袍は赤色櫟、或は甘御衣。大臣の袍は櫟異文、小直衣、親王の袍は櫟の小直衣、公卿は禁色雜袍を着す。殿上人と雖も大臣の息或は孫は禁雜袍を着くるを聽し、貫主五位藏人、六位藏人は禁色を着く、極腐に至れば麹塵袍を着く、これ申下御服の儀なり、晴の時は下腐と雖もこれを着す。袍の色は四位以上は櫟、五位は緋、地下は赤衣、六位は深緑、七位は淺緑、八位は深縹、初位は淺縹とす。袍の紋は雲鶴

江戸時代

草、輪無など家々の旧例を以て着用す。任槐の後は異文なり。直衣は公卿は禁色直衣始或は拝領の家々は先規に任せて着用す。殿上人の直衣は羽林家の外はこれを着けず。殿上人と雖も大臣の息或は孫は禁色を着くるを聴す。直衣布衣直垂は所に随つて着用す。小袖は公卿衣冠の時は綾を着け殿上人はこれを着けず。練貫は羽林家三十六歳までこれを着け、その他は着けず。紅梅は十六歳の三月まで諸家これを着く。その他は平絹なり。冠は十六歳未満は透額とす。帷子は公卿は端午より、殿上人は四月酉の加茂祭より着するを普通とす。

武家の服制は元和二年に略ぼ整ひ三代家光の時に至りて概ね規定せられたり。直垂、狩衣等を以て正装となすこと猶ほ鎌倉室町の旧制によれり。直垂は将軍以下諸大名等侍従以下の官を帯する人の礼服にして精好を用ふ。色には定制なけれども将軍は緋若くは葡萄染、世子は緋、その他は他色を用ふ。胸紐は多く紫を用ひ袖括にこめ括、さし括の類あり。腰紐にも種類多かり。これに附帯する具には、小袖は冬は綾若くは絹を用ひて其位によりて異なり、夏は白帷子を用ふ。烏帽子は将軍は右折他は左折を用ひ、刀は海老鞘袋、大刀は絲袋、肩は金地妻紅緒太は苗草履を用ひたり。狩衣は四位以上の礼服にして、夏冬共に文地紗若くは顕文紗を用ひ浅黄平絹の奴袴を穿つ。附帯の具には、烏帽子は風折その他小袖、刀、太刀なども皆前に同じ。犬紋は五位諸大夫の礼服にして布を用ひ紋を十所または九所に染めぬく。腰は白精好または白布の類にして、小袖は白無垢とせしが後には賦

徳川時代武家の服制(其一)

江戸時代武人の服制（其二）

斗目を用ひ、夏は染帷子を用ゐ、烏帽子、刀、太刀等前に同じ、五位諸大夫以下の禮服は布衣を用ゐ、布衣は練絹また精好をも用ひ、淺黄平絹の奴袴を穿つ、烏帽子、小袖、刀等は前に同じ、素袍は平士及び國持大名、侍從以上の家臣等の着用するものなり、布地にして色定まらず、小袖は與斗目、染帷子、烏帽子を用ふ、その他長袴半袴ありて、大小名以下、將軍世子も通じて禮服となす、上下は無地を正式となしいに後には小紋を用ひたり、與斗目は色定まらず、織紋家紋を付く、色は花色を正式とす、上下には烏帽子を要せず、足袋は白草履は中ぬきとす、さて將軍の衣冠束帶は朝廷または祖宗に對して禮を致すときに用ゐ、即ち將軍宣下の拜受、轉任の拜禮、參內、伊勢の正遷宮、日光、紅葉山の拜受、追祭、祖先の法會などに着用するのみ。

以上を武家の禮服と定め、式に從ひてこれを用ふるに區別あり、正月元日、二日は侍從以上は直垂袴、四位は狩衣、奴袴、諸大夫は大紋、諸士は布衣、素襖とし、その三日、七日、十一日、十五日、二十八日、及び三月三日、五月五日、六月十六日、七月七日、八月朔日、九月九日、十月亥の日、十二月廿八日は與斗目長袴とし、布衣以下は與斗目半袴とす、紅葉山及び上野、芝の拜禮には將軍は直垂を用ひ、供奉の人は各々その裝束を用ふ、諸大名の祿高加增、官位增進、家督相續の御禮として登城する者は、與斗目長袴、公家衆登城對顏の日は裝束とす、小袖與斗目共に九月九日より三月晦日まで綿入とし、四月朔日より五月四日まで、及び九月朔日より八月晦日まで袷とし、五月五日より帷子とす、上下は九月朔日より

五月四日まで裏附とし平士は平服、五月五日より八月晦日まで單の上下とし、九月十日より三月晦日まで足袋を用ふ。夏足袋は國持大名は屆其以下は願の上にて用ふることを得るなり。また熨斗目を身分格式によりて着るを役熨斗目といふ。繻子熨斗目は侍從以上にあざられば用ふること許さず。その他下級の輩に特勤、白衣勤、看板法被の別ありき。平常は肩衣半袴を以て勤仕す。また役羽織として役に從ひて羽織の色紋に定制あり。例之ば徒組頭は煤竹縮緬の單羽織、組は黒縮緬の單羽織小人組頭は萌黄縮緬の單羽織、平士は黒絹の單羽織とするが如し。袴に裲襠高袴伊賀袴あり。羽織袴はもと正服にあらざりしが、この時代には武士平常はこれを以て内々の服とす。庶人よりてまた正服となせり。文久二年、幕府服制を改め熨斗目長袴を廢し、平服は羽織裲襠高袴となし、四月朔日より九月晦日までの足袋の禁を解きたり。武人の旅裝或は放鷹等の輕裝には野羽織野袴あり、裁附裾細殿引踏込あり、また半天とて衣服の短くして陣に至らざるものあり。又防火の役人の服に火事羽織あり。

幕府奥向女中の服制には、一定の制なかりしが如しと雖も慣習これ定例となりて常に其規式を越ゆることなし。此時代の季に將軍の御臺所は九月十日より三月晦日にいたる間は組白（白無垢三枚重）を召し、縮緬地の間着を着て裲襠を着る。裲襠は大抵縮緬地の紋付に裾に華美なる縫模様をなしたり、服裝の下に腰巻を纏に至るまで白羽二重または練絹の下召に紋付の袿若くは紋縮緬縫入模様の袿とし、五月五日より生絹または透物の紋付縫入の單に代へ（下召同上）六月朔日より八月晦日に至るまで白麻の下召に生絹の帷子、越後縮明石縮の表衣を纏ふ。九月朔日より同九日に至るまで白の羽二重、または練絹の下召を重ねて縮緬地縫入模様の袿を召す。帶は四月朔日より九月九日に至るまで繻物の付帶、九月十日より三月晦日に至るまでは綸子縮緬の間帶をなす。裲は四月朔日より十月亥猪に至る間これを着ずして別に腰巻を纏ふ。國忌日の衣裝は凡て色なし、水淺黄に縫取模様にして華美なる色模様を忌む。元三には單五つ衣、打衣、表着、唐衣、裳の裝束を着け、緋の袴を穿ちて緋扇を把る。平日は三度は衣裝を換ふれども元三は五度とす。毎日七つ時より寢服に更ひ、これを御樂召といへり。髪は元三は「おすべらかし」の他の式日には「お長下げ」に結ふ。眉は式日には置眉をなすこれにぼう〳〵眉、三日月眉あり、後には本眉、天上眉、雲分眉等の種類を增したり。此時代の季奥女中の揩にはおすべらかし、お長下げ、中下げ、しのびがへし、お下げしたにかたはづし、島田揩等ありき。

寛永風　應仁以降、戰國時代を經て發成せられたる勇猛殺伐なる風習は、此時代の初めに於て猶ほ見ることを得たり、殊に江戸武士は尊樸を旨とし、事々物々艶麗にして精美ならんよりは、剛毅にして簡樸ならんことを望み、その嗜好は頭髪に容儀に衣裝にまたその他の殘々たる點にまで現はれたり。讀者須らく慶長寛永の頃の繪畫に就いて見よ。士庶稍々區別あれども、概ね男子の頭つきは月代を大いにして髮を狹くし、少年は前髮